専用サービス契約約款

(OTイーサ専用)

2024年7月



OTNet 株式会社

目 次

第1章 総則		1
第1条	約款の適用	1
第2条	約款の変更	1
第3条	用語の定義	1
214 0 214	71411 - 70042	-
第2章 専用サ	ービスの種類	3
	専用サービスの種類	3
	専用サービスの提供区域	3
>10 0 >10	dyndy	Ü
第3章 契約		4
	ログ伝送サービス及び一般ディジタル伝送サービスに係る契約	4
第6条	アナログ伝送サービス及び一般ディジタル伝送サービスの品目	4
第7条	契約の種別	4
第8条	契約の単位	4
第9条	共同専用契約	4
第10条	専用回線の終端・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第10 条	専用申込の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第12条	専用申込の承諾・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 12 未	専用回線の異経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第13条	専用契約者の数の変更	5
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	5
第 15 条	品口 0 及文	5
第 16 条	4711 miles = 1/1/10 C = 1/10 C = 1/1/10 C = 1/10 C = 1/1/10 C = 1/10 C = 1/	5
第17条	4711 MARION PIA	5
第 18 条	専用回線の利用の一時中断 最低利用期間 ····································	5
第 19 条	N (S) (1/10/91)	5
第 20 条	専用契約に基づく権利の譲渡の禁止	6
第 21 条	当社が行う専用契約の解除	6
第 22 条	専用契約者が行う専用契約の解除	6
第 23 条	その他の提供条件	6
	ディジタル伝送サービスに係る契約	7
	高速ディジタル伝送サービスの品目	7
	契約の種別	7
	専用申込の承諾	7
	最低利用期間	7
第 28 条	保守の態様による細目の変更	8
第 29 条	多重アクセスの提供	8
第 30 条	その他の提供条件	8
第3節 超高	速ディジタル伝送サービスに係る契約	9
第 31 条	超高速ディジタル伝送サービスの品目	9
第 31 条 0) 2 契約の種別	9
第 32 条	専用申込の承諾	9
第 33 条	最低利用期間	9
第 34 条	その他の提供条件	9

第 54 条 当社又は他社の電気通信回線の接続 第 55 条 相互接続点の所在場所等の掲示 第 56 条 他社接続回線との相互接続 第 57 条 相互接続点の所在場所の変更 第 58 条 他社接続回線接続変更 第 59 条 接続専用回線の接続休止 第 60 条 他社回線との接続	第4節 AT	M専用サービスに係る契約
第37条 専用回線の終端 第38条 専用申込の承諾 第40条 通信又は保守の態様による細目の変更 第41条 端末回線多重の提供 第42条 回線外端装置の種類の変更 第44条 その他の提供条件 第5 節 高速イーサネット専用サービスに係る契約 第44条の2 高速イーサネット専用サービスの品目等 第44条の3 契約の種別 第44条の4 最低利用期間 第44条の5 その他の専用サービスに係る契約 映像伝送サービスに係る契約 劈像伝送サービスに係る契約 等45条 契約の種別 第46条 契約の種別 第47条 専用申込の承諾 第46条 契約の相別 第47条 専用申込の承諾 第56条 金の他の提供条件 第51条 満に利用期間 第19多 通信の継続による細目の変更 第50条 その他の提供条件 第51条 満未設備の程供条件 第52条 端末設備の利用の一時中断 第52条 端末設備の利用の一時中断 第55条 他社接続回線を被 第55条 他社接続回線を 第55条 他社接続回線を 第55条 他社接続回線を 第55条 他社接続回線を 第55条 他社接続回線を 第55条 他社接続回線を 第56条 他社接続回線を 第56条 他社接続回線を 第56条 他社接続回線を 第56条 他社接続回線を 第56条 他社接続回線を 第66条 他社回線との接続 第56条 他社上接続回線を 第66条 他社回線との接続 第66条 利用中止 第61条 利用中止 第61条 利用中止 第61条 利用停止 第61条 利用停止	第 35 条	ATM専用サービスの品目等
第38条 専用中込の承諾 第39条 最低利用期間 第40条 通信又は保守の態様による細目の変更 第41条 國線內速度散定の提供 第43条 回線於端裝置の種類の変更 第44条 その他の提供条件 第5節 高速イーサネット専用サービスに係る契約 第44条の2 高速イーサネット専用サービスの品目等 第44条の3 契約の種別 第44条の4 最低利用期間 第44条の5 その他の提供条件 第6節 その他の専用サービスに係る契約 映像伝送サービスに係る契約 映像伝送サービスに係る契約 が15条 映像伝送サービスの種類等 第46条 契利申追の承諾 第48条 最低利用期間 第49条 通信の態様による細目の変更 第50条 その他の提供条件 第51条 端末設備の提供条件 第51条 端末設備の提供条件 第51条 端末設備の利用の一時中断 第53条 組土接続点の所在場所等の掲示 第55条 相互接続点の所在場所等の掲示 第55条 他社接続回線との財産場所の変更 第55条 他社接続回線との財産場所の変更 第55条 他社接続回線との財産場所の変更 第56条 他社接続回線との財産場所の変更 第56条 他社接続回線との財産場所の変更 第57章 再日重線の政利用の一時中所	第 36 条	契約の種別
第 39 条 最低利用期間 第 40 条 通信又は保守の態様による細目の変更 第 41 条 端末回線多重の提供 第 42 条 回線終端装置の種類の変更 第 44 条 での他の提供条件 第 5 節 高速イーサネット専用サービスに係る契約 第 44 条の 2 高速イーサネット専用サービスの品目等 第 44 条の 3 契約の種別 第 44 条の 4 最低利用期間 第 44 条の 5 その他の提供条件 第 6 節 その他の専用サービスに係る契約 映像伝送サービスに係る契約 等 45 条 映像伝送サービスの種類等 第 46 条 契約の種別 第 47 条 専用中込の承諾 第 48 条 最低利用期間 第 49 条 通信の態様による細目の変更 第 50 条 その他の提供条件 第 51 条 端末設備の提供条件 第 51 条 端末設備の移転 第 53 条 端末設備の利用の一時中断 第 55 条 相互接続にの新在場所等の掲示 第 56 条 他社接続回線との相互接続 第 57 条 相互接続にの所在場所で変更 第 58 条 他社接続回線との相互接続 第 57 条 相性接続にの所在場所の変更 第 58 条 他社接続回線を続変更 第 59 条 接続専用回線の接続体止 第 60 条 他社接続回線を被接來更 第 60 条 他社接続回線との接続 第 57 条 相 月中止 第 60 条 他和 月中止 第 60 条 利用中止 第 61 条 利用中止 第 62 条 利用停止	第 37 条	専用回線の終端
第 39 条 最低利用期間 第 40 条 通信又は保守の態様による細目の変更 第 41 条 端末回線多重の提供 第 42 条 回線終端装置の種類の変更 第 44 条 での他の提供条件 第 5 節 高速イーサネット専用サービスに係る契約 第 44 条の 2 高速イーサネット専用サービスの品目等 第 44 条の 3 契約の種別 第 44 条の 4 最低利用期間 第 44 条の 5 その他の提供条件 第 6 節 その他の専用サービスに係る契約 映像伝送サービスに係る契約 等 45 条 映像伝送サービスの種類等 第 46 条 契約の種別 第 47 条 専用中込の承諾 第 48 条 最低利用期間 第 49 条 通信の態様による細目の変更 第 50 条 その他の提供条件 第 51 条 端末設備の提供条件 第 51 条 端末設備の移転 第 53 条 端末設備の利用の一時中断 第 55 条 相互接続にの新在場所等の掲示 第 56 条 他社接続回線との相互接続 第 57 条 相互接続にの所在場所で変更 第 58 条 他社接続回線との相互接続 第 57 条 相性接続にの所在場所の変更 第 58 条 他社接続回線を続変更 第 59 条 接続専用回線の接続体止 第 60 条 他社接続回線を被接來更 第 60 条 他社接続回線との接続 第 57 条 相 月中止 第 60 条 他和 月中止 第 60 条 利用中止 第 61 条 利用中止 第 62 条 利用停止	第 38 条	
第40条 通信又は保守の態様による細目の変更 第41条 端末回線多重の提供 第43条 回線内速度設定の提供 第43条 回線外端装置の種類の変更 第44条 その他の提供条件 第55節 高速イーサネット専用サービスに係る契約 第44条の2 高速イーサネット専用サービスの品目等 第44条の3 契約の種別 第44条の3 契約の種別 第44条の5 その他の提供条件 第6節 その他の専用サービスに係る契約 敗像伝送サービスに係る契約 第45条 映像伝送サービスの種類等 第46条 契約の種別 第47条 専用申込の承諾 第48条 最低利用期間 第49条 通信の態様による細目の変更 第50条 その他の提供条件 第51条 端末設備の提供等 第51条 端末設備の提供 第52条 端末設備の提供 第55条 端末設備の移転 第53条 端末設備の利用の一時中断 第56条 他社接続回の新在場所等の掲示 第56条 他社接続回線との相互接続 第57条 相互接続にの所在場所変更 第56条 他社接続回線を前日の変更 第56条 他社接続回線を前日の変更 第56条 他社接続回線をの相互接続 第57条 相互接続にの所在場所の変更 第58条 他社接続回線接続変更 第59条 接続専用回線の接続 第57条 相互接続にの所在場所の変更 第58条 他社接続回線接続変更 第59条 接続専用回線の接続体止 第60条 他社由線との接続 第60条 他計算線との接続 第60条 利用中止 第61条 利用申止 第62条 利用停止		
第41条 端末回線多重の提供 第42条 回線内速度設定の提供 第43条 回線終端装置の種類の変更 第44条 その他の提供条件 第5 節 高速イーサネット専用サービスに係る契約 第44条の2 高速イーサネット専用サービスの品目等 第44条の3 契約の種別 第44条の3 契約の種別 第44条の4 最低利用期間 第44条の5 その他の提供条件 第6 節 その他の専用サービスに係る契約 映像伝送サービスに係る契約 明核伝送サービスに係る契約 第45条 映像伝送サービスに係る契約 第47条 専用申込の承诺 第48条 最低利用期間 第49条 通信の態線による細目の変更 第50条 その他の提供条件 第51条 端末設備の提供等 第51条 端末設備の提供等 第51条 端末設備の利用の一時中断 第5章 端末設備の担保統 第55条 相互接続点の所在場所で掲示 第56条 他社接続回線との相互接続 第57条 相互接続回線との相互接続 第57条 相互接続回線との相互接続 第57条 相互接続回線との接依件 第60条 他社接続回線接続來更 第59条 接続専用回線の接続件止 第60条 他社性接続回線との接続 第6章 利用中止及び利用停止 第61条 利用停止 第62条 利用停止		
第42条 回線終端装置の種類の変更 第44条 その他の提供条件 第5節 高速イーサネット専用サービスに係る契約 第44条の2 高速イーサネット専用サービスの品目等 第44条の3 契約の種別 第44条の4 最低利用期間 第44条の5 その他の提供条件 第6節 その他の専用サービスに係る契約 映像伝送サービスに係る契約 第45条 映像伝送サービスの種類等 第46条 契約の種別 第47条 専用申込の承諾 第48条 最低利用期間 第49条 通信の態様による細目の変更 第50条 その他の提供条件 第51条 端末設備の提供等 第51条 端末設備の提供等 第52条 端末設備の移転 第53条 端末設備の利用の一時中断 第56条 相互接続にの所在場所等の掲示 第55条 相互接続にの所在場所等の掲示 第56条 他社接続回線との相互接続 第558条 植工技統にの所在場所の変更 第50条 を統映用回線の接続 第558条 他社接統回線接続変更 第568条 他社接統回線接続変更 第60条 他社由線との接続		
第 43 条 回線終端装置の種類の変更 第 44 条 その他の提供条件 第 5 節 高速イーサネット専用サービスに係る契約 第 44 条の 2 高速イーサネット専用サービスの品目等 第 44 条の 3 契約の種別 第 44 条の 5 その他の専用サービスに係る契約 映像伝送サービスに係る契約 等 45 条 映像伝送サービスの種類等 第 46 条 契約の種別 第 47 条 専用申込の承諾 第 48 条 最低用期間 第 49 条 通信の態様による細目の変更 第 50 条 その他の提供条件 第 51 条 端末設備の提供等 第 51 条 端末設備の提供等 第 52 条 端末設備の利用の一時中断 第 5章 回線相互接続 第 53 条 増和直接続信の所在場所等の掲示 第 56 条 他社接続回線との相互接続 第 57 条 相互接続にの所在場所の変更 第 58 条 他社接続回線との相互接続 第 57 条 相互接続にの所在場所の変更 第 58 条 他社接続回線との相互接続 第 57 条 相互接続にの所在場所の変更 第 58 条 他社接続回線との相互接続 第 56 条 他社接続回線との相互接続 第 57 条 相互接続点の所在場所の変更 第 58 条 他社接続回線との相互接続 第 57 条 相互接続点の所在場所の変更 第 58 条 他社接続回線との相互接続 第 57 条 相互接続点の所在場所の変更 第 58 条 他社目線との接続休止 第 60 条 他社目線との接続休止 第 60 条 他社回線との接続 第 57 章 専用回線の利用の制限		
第 44 条 その他の提供条件 第 5 節 高速イーサネット専用サービスに係る契約 第 44 条の 2 高速イーサネット専用サービスの品目等 第 44 条の 3 契約の種別 第 44 条の 4 最低利用期間 第 44 条の 5 その他の提供条件 第 6 節 その他の専用サービスに係る契約 映像伝送サービスに係る契約 第 45 条 映像伝送サービスの種類等 第 46 条 契約の種別 第 47 条 専用申込の承諾 第 48 条 最低利用期間 第 49 条 通信の態様による細目の変更 第 50 条 その他の提供条件 第 51 条 端末設備の提供等 第 51 条 端末設備の提供等 第 52 条 端末設備の移転 第 53 条 端末設備の移転 第 53 条 端末設備の移転 第 55 条 相互接続。の所在場所等の掲示 第 56 条 他社接続回線との相互接続 第 57 条 相互接続。の所在場所等の掲示 第 56 条 他社接続回線との検続株比 第 60 条 他社回線との接続 第 57 条 相互接続を変更 第 59 条 接続専用回線の接続 第 57 条 相互線が表変更 第 59 条 接続専用回線の接続 第 56 条 他社目線との接続 第 57 条 相互線が表変更 第 59 条 接続専用回線の接続 第 61 条 利用中止 第 62 条 利用申止 第 62 条 利用停止 第 61 条 利用申止 第 62 条 利用申止 第 63 条 専用回線の利用の制限		
第 5 節 高速イーサネット専用サービスに係る契約 第 44 条の 2 高速イーサネット専用サービスの品目等 第 44 条の 3 契約の種別 第 44 条の 4 最低利用期間 第 44 条の 5 その他の提供条件 第 6 節 その他の専用サービスに係る契約 映像伝送サービスに係る契約 第 45 条 映像伝送サービスの種類等 第 46 条 契約の種別 第 47 条 専用申込の承諾 第 48 条 最低用期間 第 49 条 通信の態様による細目の変更 第 50 条 その他の提供条件 第 51 条 端末設備の提供等 第 51 条 端末設備の提供 第 52 条 端末設備の利用の一時中断 第 5章 回線相互接続 第 53 条 端末設備の利用の一時中断 第 5章 自接続点の所在場所等の掲示 第 56 条 他社接続回線との相互接続 第 57 条 相互接続点の所在場所の変更 第 58 条 他社接続回線接の変更 第 59 条 接続専用回線の接続休止 第 60 条 他社目線との接続体 第 61 条 利用中止 第 62 条 利用中止 第 62 条 利用中止 第 62 条 利用中止 第 62 条 利用中止		
第44条の2 高速イーサネット専用サービスの品目等 第44条の3 契約の種別 第44条の5 その他の提供条件 第6節 その他の専用サービスに係る契約 映像伝送サービスの種類等 第46条 契約の種別 第47条 専用申込の承諾 第48条 最低利用期間 第49条 通信の態様による細目の変更 第50条 その他の提供条件 第51条 端末設備の提供等 第51条 端末設備の提供 第52条 端末設備の利用の一時中断 第5章 回線相互接続 第54条 当社又は他社の電気通信回線の接続 第55条 相互接続点の所在場所等の掲示 第56条 他社接続回線との相互接続 第57条 相互接続点の所在場所の変更 第58条 他社接続回線接続変更 第59条 接続専用回線の接続休止 第60条 他社回線との接続 第6章 利用中止及び利用停止 第61条 利用中止 第62条 利用停止 第62条 利用停止 第62条 利用停止	第 44 条	その他の提供条件
第 44 条の 3 契約の種別 第 44 条の 4 最低利用期間 第 44 条の 5 その他の提供条件 第 6 節 その他の専用サービスに係る契約 映像伝送サービスに係る契約 第 46 条 映像伝送サービスの種類等 第 46 条 契約の種別 第 47 条 専用申込の承諾 第 48 条 最低利用期間 第 49 条 通信の態様による細目の変更 第 50 条 その他の提供条件 第 4章 端末設備の提供等 第 51 条 端末設備の提供 第 52 条 端末設備の移転 第 53 条 端末設備の利用の一時中断 第 5 章 回線相互接続 第 54 条 当社又は他社の電気通信回線の接続 第 55 条 相互接続点の所在場所等の掲示 第 56 条 相互接続点の所在場所の変更 第 58 条 他社接続回線との相互接続 第 57 条 相互接続回称で基場所の変更 第 58 条 他社接続回線接続変更 第 58 条 他社接続回線接続変更 第 59 条 接続専用回線の接続休止 第 60 条 他社回線と砂接続 第 60 条 他社回線と砂接続 第 60 条 他社回線と砂接続 第 57 条 相互接続目の所在場所の変更 第 58 条 他社接続回線接続変更 第 58 条 他社接続回線接続変更 第 59 条 接続専用回線の接続休止 第 60 条 他社回線との接続	第5節 高速	イーサネット専用サービスに係る契約
第 44 条の 4 最低利用期間 第 44 条の 5 その他の提供条件 第 6 節 その他の専用サービスに係る契約 映像伝送サービスの種類等 第 45 条 映像伝送サービスの種類等 第 46 条 契約の種別 第 47 条 専用申込の承諾 第 48 条 最低利用期間 第 49 条 通信の能様による細目の変更 第 50 条 その他の提供条件 第 51 条 端末設備の提供等 第 51 条 端末設備の提供 第 52 条 端末設備の利用の一時中断 第 55 条 相互接続 第 54 条 当社又は他社の電気通信回線の接続 第 55 条 相互接続点の所在場所等の掲示 位 社接続回線との相互接続 第 55 条 他社接続回線をの明互場所の変更 第 58 条 他社接続回線接続変更 第 59 条 接続専用回線の接続休止 第 60 条 他社回線との接続 第 6章 利用中止及び利用停止 第 61 条 利用中止 第 61 条 利用中止 第 62 条 利用停止 第 7 章 専用回線の利用の制限 第 53 条 専用回線の利用の制限	第 44 条(ひ2 高速イーサネット専用サービスの品目等
第 44 条の 5 その他の提供条件 第 6 節 その他の専用サービスに係る契約 映像伝送サービスに係る契約 第 45 条 映像伝送サービスの種類等 第 46 条 契約の種別 第 47 条 専用申込の承諾 第 48 条 最低利用期間 第 49 条 通信の態様による細目の変更 第 50 条 その他の提供条件 第 4章 端末設備の提供等 第 51 条 端末設備の提供 第 52 条 端末設備の移転 第 53 条 端末設備の利用の一時中断 第 5 章 回線相互接続 第 55 条 相互接続点の所在場所等の掲示 第 56 条 他社接続回線との相互接続 第 57 条 相互接続点の所在場所の変更 第 58 条 他社接続回線接続変更 第 59 条 接続専用回線の接続休止 第 60 条 他社回線との接続 第 60 条 他社回線との接続 第 57 章 専用回線の利用の制限 第 63 条 専用回線の利用の制限	第 44 条(ひ3 契約の種別
第 44 条の 5 その他の提供条件 第 6 節 その他の専用サービスに係る契約 映像伝送サービスに係る契約 第 45 条 映像伝送サービスの種類等 第 46 条 契約の種別 第 47 条 専用申込の承諾 第 48 条 最低利用期間 第 49 条 通信の態様による細目の変更 第 50 条 その他の提供条件 第 4 章 端末設備の提供等 第 51 条 端末設備の提供 第 52 条 端末設備の移転 第 53 条 端末設備の利用の一時中断 第 5 章 回線相互接続 第 55 条 相互接続点の所在場所等の掲示 第 56 条 他社接続回線との相互接続 第 57 条 相互接続点の所在場所の変更 第 58 条 他社接続回線接続変更 第 59 条 接続専用回線の接続休止 第 60 条 他社回線との接続 第 60 条 他社回線との接続 第 57 章 専用回線の利用の制限 第 63 条 専用回線の利用の制限		
映像伝送サービスに係る契約 第 45 条 映像伝送サービスの種類等 第 46 条 契約の種別 第 47 条 専用申込の承諾 第 48 条 最低利用期間 第 49 条 通信の態様による細目の変更 第 50 条 その他の提供条件 第 51 条 端末設備の提供 第 52 条 端末設備の移転 第 53 条 端末設備の利用の一時中断 第 5 章 回線相互接続 第 54 条 当社又は他社の電気通信回線の接続 第 55 条 相互接続点の所在場所等の掲示 第 56 条 他社接続回線との相互接続 第 57 条 相互接続点の所在場所の変更 第 58 条 他社接続回線をの接続 第 57 条 相互接続点の所在場所の変更 第 58 条 他社接続回線を接続体止 第 60 条 他社回線との接続		
映像伝送サービスに係る契約 第 45 条 映像伝送サービスの種類等 第 46 条 契約の種別 第 47 条 専用申込の承諾 第 48 条 最低利期間 第 49 条 通信の態様による細目の変更 第 50 条 その他の提供条件 第 51 条 端末設備の提供 第 52 条 端末設備の提供 第 53 条 端末設備の利用の一時中断 第 5 章 回線相互接続 第 54 条 当社又は他社の電気通信回線の接続 第 55 条 相互接続点の所在場所等の掲示 第 56 条 他社接続回線との相互接続 第 57 条 相互接続点の所在場所の変更 第 58 条 他社接続回線との接続 第 57 条 相互接続にの所在場所の変更 第 58 条 他社接続回線接続 第 56 条 和用中止及び利用停止 第 60 条 他社回線との接続 第 60 条 他和回線との接続 第 57 章 専用回線の利用の制限 第 63 条 専用回線の利用の制限	第6節 その	仲の東田廿一ビフに係る初約
第45条 映像伝送サービスの種類等 第46条 契約の種別 第47条 専用申込の承諾 第48条 最低利用期間 第49条 通信の態様による細目の変更 第50条 その他の提供条件 第51条 端末設備の提供 第52条 端末設備の移転 第53条 端末設備の利用の一時中断 第5章 回線相互接続 第54条 当社又は他社の電気通信回線の接続 第55条 相互接続点の所在場所等の掲示 第56条 他社接続回線との相互接続 第57条 相互接続点の所在場所の変更 第58条 他社接続回線との相互接続 第57条 相互接続点の所在場所の変更 第58条 他社接続回線接続変更 第59条 接続専用回線の接続休止 第60条 他社回線との接続		
第46条 契約の種別 第47条 専用申込の承諾 第48条 最低利用期間 第49条 通信の態様による細目の変更 第50条 その他の提供条件 第4章 端末設備の提供等 第51条 端末設備の移転 第53条 端末設備の利用の一時中断 第5章 回線相互接続 第54条 当社又は他社の電気通信回線の接続 第55条 相互接続点の所在場所等の掲示 第56条 他社接続回線との相互接続 第57条 相互接続点の所在場所の変更 第58条 他社接続回線接続変更 第59条 接続専用回線の接続休止 第60条 他社回線との接続		
第47条 専用申込の承諾 第48条 最低利用期間 第49条 通信の態様による細目の変更 第50条 その他の提供条件 第4章 端末設備の提供等 第51条 端末設備の提供 第52条 端末設備の移転 第53条 端末設備の利用の一時中断 第5章 回線相互接続 第54条 当社又は他社の電気通信回線の接続 第55条 相互接続点の所在場所等の掲示 第56条 他社接続回線との相互接続 第57条 相互接続点の所在場所の変更 第58条 他社接続回線接続変更 第59条 接続専用回線の接続休止 第60条 他社回線との接続 第6章 利用中止及び利用停止 第61条 利用中止 第62条 利用中止 第62条 利用停止 第63条 専用回線の利用の制限		
第48条 最低利用期間 第49条 通信の態様による細目の変更 第50条 その他の提供条件 第51条 端末設備の提供 第52条 端末設備の移転 第53条 端末設備の利用の一時中断 第5章 回線相互接続 第54条 当社又は他社の電気通信回線の接続 第55条 相互接続点の所在場所等の掲示 第56条 他社接続回線との相互接続 第57条 相互接続点の所在場所の変更 第58条 他社接続回線被続変更 第59条 接続専用回線の接続体止 第60条 他社回線との接続		
第49条 通信の態様による細目の変更 第50条 その他の提供条件 第4章 端末設備の提供等 第51条 端末設備の提供 第52条 端末設備の移転 第53条 端末設備の利用の一時中断 第5章 回線相互接続 第54条 当社又は他社の電気通信回線の接続 第55条 相互接続点の所在場所等の掲示 第56条 他社接続回線との相互接続 第57条 相互接続点の所在場所の変更 第58条 他社接続回線接続変更 第59条 接続専用回線の接続休止 第60条 他社回線との接続 第6章 利用中止及び利用停止 第61条 利用中止 第61条 利用中止 第61条 利用中止 第62条 利用停止		
第 50 条 その他の提供条件 第 4 章 端末設備の提供等 第 51 条 端末設備の提供 第 52 条 端末設備の移転 第 53 条 端末設備の利用の一時中断 第 5 章 回線相互接続 第 54 条 当社又は他社の電気通信回線の接続 第 55 条 相互接続点の所在場所等の掲示 第 56 条 他社接続回線との相互接続 第 57 条 相互接続点の所在場所の変更 第 58 条 他社接続回線接続変更 第 59 条 接続専用回線の接続休止 第 60 条 他社回線との接続 第 6 章 利用中止及び利用停止 第 61 条 利用中止 第 62 条 利用停止 第 61 条 利用中止 第 62 条 利用停止 第 63 条 専用回線の利用の制限	第 48 条	最低利用期間
第4章 端末設備の提供等 第51条 端末設備の提供 第52条 端末設備の移転 第53条 端末設備の利用の一時中断 第5章 回線相互接続 第54条 当社又は他社の電気通信回線の接続 第55条 相互接続点の所在場所等の掲示 第56条 他社接続回線との相互接続 第57条 相互接続点の所在場所の変更 第58条 他社接続回線接続変更 第59条 接続専用回線の接続休止 第60条 他社回線との接続	第 49 条	通信の態様による細目の変更
第51条 端末設備の提供 第52条 端末設備の移転 第53条 端末設備の利用の一時中断 第5章 回線相互接続 第54条 当社又は他社の電気通信回線の接続 第55条 相互接続点の所在場所等の掲示 第56条 他社接続回線との相互接続 第57条 相互接続点の所在場所の変更 第58条 他社接続回線接続変更 第59条 接続専用回線の接続休止 第60条 他社回線との接続 第61条 利用中止 第61条 利用中止 第62条 利用停止 第63条 専用回線の利用の制限	第 50 条	その他の提供条件
第51条 端末設備の提供 第52条 端末設備の移転 第53条 端末設備の利用の一時中断 第5章 回線相互接続 第54条 当社又は他社の電気通信回線の接続 第55条 相互接続点の所在場所等の掲示 第56条 他社接続回線との相互接続 第57条 相互接続点の所在場所の変更 第58条 他社接続回線接続変更 第59条 接続専用回線の接続休止 第60条 他社回線との接続 第61条 利用中止 第61条 利用中止 第62条 利用停止 第63条 専用回線の利用の制限	第4章 端末認	·備の提供等
第 52 条 端末設備の移転 第 53 条 端末設備の利用の一時中断 第 5 章 回線相互接続 第 54 条 当社又は他社の電気通信回線の接続 第 55 条 相互接続点の所在場所等の掲示 第 56 条 他社接続回線との相互接続 第 57 条 相互接続点の所在場所の変更 第 58 条 他社接続回線接続変更 第 59 条 接続専用回線の接続休止 第 60 条 他社回線との接続 第 6章 利用中止及び利用停止 第 61 条 利用中止 第 62 条 利用停止 第 63 条 専用回線の利用の制限	•	
第 53 条 端末設備の利用の一時中断 第 5 章 回線相互接続 第 54 条 当社又は他社の電気通信回線の接続 第 55 条 相互接続点の所在場所等の掲示 第 56 条 他社接続回線との相互接続 第 57 条 相互接続点の所在場所の変更 第 58 条 他社接続回線接続変更 第 59 条 接続専用回線の接続休止 第 60 条 他社回線との接続 第 6 章 利用中止及び利用停止 第 61 条 利用中止 第 62 条 利用停止 第 63 条 専用回線の利用の制限 第 63 条 専用回線の利用の制限		*** * *** ****
第5章 回線相互接続 第54条 当社又は他社の電気通信回線の接続 第55条 相互接続点の所在場所等の掲示 第56条 他社接続回線との相互接続 第57条 相互接続点の所在場所の変更 第58条 他社接続回線接続変更 第59条 接続専用回線の接続休止 第60条 他社回線との接続 第6章 利用中止及び利用停止 第61条 利用中止 第62条 利用停止 第63条 専用回線の利用の制限		
第 54条 当社又は他社の電気通信回線の接続 第 55条 相互接続点の所在場所等の掲示 第 56条 他社接続回線との相互接続 第 57条 相互接続点の所在場所の変更 第 58条 他社接続回線接続変更 第 59条 接続専用回線の接続休止 第 60条 他社回線との接続 第 6章 利用中止及び利用停止 第 61条 利用中止 第 62条 利用停止 第 62条 利用停止	弗 53 余	端木設備の利用の一時中断
第 55 条 相互接続点の所在場所等の掲示 第 56 条 他社接続回線との相互接続 第 57 条 相互接続点の所在場所の変更 第 58 条 他社接続回線接続変更 第 59 条 接続専用回線の接続休止 第 60 条 他社回線との接続 第 6章 利用中止及び利用停止 第 61 条 利用中止 第 62 条 利用停止 第 63 条 専用回線の利用の制限 第 63 条 専用回線の利用の制限		- ···· -
第 56 条 他社接続回線との相互接続 第 57 条 相互接続点の所在場所の変更 第 58 条 他社接続回線接続変更 第 59 条 接続専用回線の接続休止 第 60 条 他社回線との接続 第 6章 利用中止及び利用停止 第 61 条 利用中止 第 62 条 利用停止 第 62 条 利用停止 第 63 条 専用回線の利用の制限 第 63 条 専用回線の利用の制限	第 54 条	当社又は他社の電気通信回線の接続
第 57 条 相互接続点の所在場所の変更 第 58 条 他社接続回線接続変更 第 59 条 接続専用回線の接続休止 第 60 条 他社回線との接続 第 6章 利用中止及び利用停止 第 61 条 利用中止 第 62 条 利用停止 第 62 条 利用停止 第 63 条 専用回線の利用の制限 第 63 条 専用回線の利用の制限	第 55 条	相互接続点の所在場所等の掲示
第 57 条 相互接続点の所在場所の変更 第 58 条 他社接続回線接続変更 第 59 条 接続専用回線の接続休止 第 60 条 他社回線との接続 第 6章 利用中止及び利用停止 第 61 条 利用中止 第 62 条 利用停止 第 62 条 利用停止 第 63 条 専用回線の利用の制限 第 63 条 専用回線の利用の制限	第 56 条	他社接続回線との相互接続
第 58 条 他社接続回線接続変更 第 59 条 接続専用回線の接続休止 第 60 条 他社回線との接続 第 6章 利用中止及び利用停止 第 61 条 利用中止 第 62 条 利用停止 第 62 条 利用停止 第 63 条 専用回線の利用の制限 第 63 条 専用回線の利用の制限		
第 59 条 接続専用回線の接続休止 第 60 条 他社回線との接続 第 6章 利用中止及び利用停止 第 61 条 利用中止 第 62 条 利用停止 第 62 条 利用停止 第 63 条 専用回線の利用の制限 第 63 条 専用回線の利用の制限		
第 60 条 他社回線との接続 第 6 章 利用中止及び利用停止 第 61 条 利用中止 第 62 条 利用停止 第 7 章 専用回線の利用の制限 第 63 条 専用回線の利用の制限		
第6章 利用中止及び利用停止 第61条 利用中止 第62条 利用停止 第7章 専用回線の利用の制限 第63条 専用回線の利用の制限		
第 61 条 利用中止 第 62 条 利用停止 第 7章 専用回線の利用の制限 第 63 条 専用回線の利用の制限	匆 00 木	
第 62 条 利用停止 第 7 章 専用回線の利用の制限 第 63 条 専用回線の利用の制限		
第7章 専用回線の利用の制限 第 63 条 専用回線の利用の制限		
第 63 条 専用回線の利用の制限	第 62 条	利用停止
第 63 条 専用回線の利用の制限	第7章 専用回	線の利用の制限
Ϋ́ Ο 辛 - Ψ 仝 竺		
	佐 0 本 - 心 4 公	

第1節	i 料金	:及び工事に関する費用	19
第	64条	料金及び工事に関する費用	19
第2節	i 料金	:等の支払義務	19
第	65条	料金の支払義務	19
第	66条	工事費の支払義務	21
第	67条	設備費の支払義務	21
第3節	i 料金	:の計算方法等	21
第	68条	料金の計算方法等	21
第	69条	料金支払いの連帯責任	21
第4節	i 割増	金及び遅延損害金	22
第	;70条	割増金	22
第	71条	遅延損害金	22
第5節	i 特定	は協定事業者との相互接続に係る料金の取り扱い等	22
第	72条	特定協定事業者との相互接続に係る料金の取り扱い等	22
第9章	保守		23
第	73条	専用契約者の維持責任	23
第	,74条	専用契約者の切分責任	23
第	,75条	修理又は復旧の順位	23
第 10 章	損害則	倍償等	24
第	,76条	責任の制限	24
第	77条	免 責	24
第11章	雑則		25
	78条	承諾の限界	25
第	79条	利用に係る専用契約者の義務	25
第	80条		25
	81条	専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等	25
	82条	専用サービスの技術的事項及び技術参考資料の閲覧	25
	83条		26
第	84条	協定事業者からの通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	85条	協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行	26
	86条	協定事業者による専用サービスに関する料金等の回収代行	26
	87条	法令に規定する事項	26
	588条	閲覧 ····································	26
/1.	, //		
別表			27
77 20			٥.
料金表			32

第1章 総 則

(約款の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第31条及び 事業法第31条の4の規定に基づき、この専用サービス契約約款(料金表を含みます。以下「約款」 といいます。)を定め、これにより専用サービスを提供します。

(約款の変更)

- **第2条** 当社は、法令の規定に従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
- 2 当社は、前項の変更を行う場合は、この約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びに効力発生時期を、専用契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。
- 3 専用契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく専用契約者への説明 方法とすることについて了解していただきます。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語 用 語 の 意味 1 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電気的設備 2 電気通信サービス 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること 3 専用サービス 契約の申込み等により指定された区間において当社が設置する電気通信関係を使用して、符号、音響又は映像の伝送を行う電気通信サービス 4 専用サービス取扱所 専用サービスに関する業務を行う当社の事業所 5 専用契約 当社から専用サービスの提供を受けるための契約 (短期専用契約及び臨時専用契約となるものを除きます。) 6 短期専用契約 1 年未満の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約 7 臨時専用契約 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約 7 臨時専用契約 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約
2 電気通信サービス 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること 3 専用サービス 契約の申込み等により指定された区間において当社が設置する電気通信 線を使用して、符号、音響又は映像の伝送を行う電気通信サービス 専用サービス取扱所 専用サービスに関する業務を行う当社の事業所 当社から専用サービスの提供を受けるための契約 (短期専用契約及び臨時専用契約となるものを除きます。) 1 年未満の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約 の契約 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるため 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるため 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるため 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるため 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるため 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるため 30 日以内の利用期間を指定して当社が設置 30 日以内の利用期間を指定して当社が設置 30 日以内の利用期間を指定して当社が設置 30 日以内の利用期間を指定して当社が設置 30 日以内の利用期間を指定して当社が設置 30 日以内の利用 30 日 30 日以内の利用 30 日 30
他人の通信の用に供すること 3 専用サービス 契約の申込み等により指定された区間において当社が設置する電気通信を線を使用して、符号、音響又は映像の伝送を行う電気通信サービス 専用サービス取扱所 専用サービスに関する業務を行う当社の事業所 5 専用契約 当社から専用サービスの提供を受けるための契約 (短期専用契約及び臨時専用契約となるものを除きます。) 6 短期専用契約 1 年未満の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約 の契約 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約
3 専用サービス 契約の申込み等により指定された区間において当社が設置する電気通信 線を使用して、符号、音響又は映像の伝送を行う電気通信サービス 専用サービス取扱所 専用サービスに関する業務を行う当社の事業所 当社から専用サービスの提供を受けるための契約 (短期専用契約及び臨時専用契約となるものを除きます。) 6 短期専用契約 1 年未満の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約 の契約 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるため の契約 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるため ないまた は は は は は は は は は は は は は は は は は は は
線を使用して、符号、音響又は映像の伝送を行う電気通信サービス 4 専用サービス取扱所 専用サービスに関する業務を行う当社の事業所 5 専用契約 当社から専用サービスの提供を受けるための契約 (短期専用契約及び臨時専用契約となるものを除きます。) 6 短期専用契約 1 年未満の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約 の契約 7 臨時専用契約 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約
4 専用サービス取扱所 専用サービスに関する業務を行う当社の事業所 5 専用契約 当社から専用サービスの提供を受けるための契約 (短期専用契約及び臨時専用契約となるものを除きます。) 6 短期専用契約 1年未満の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約 7 臨時専用契約 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約
5 専用契約 当社から専用サービスの提供を受けるための契約 (短期専用契約及び臨時専用契約となるものを除きます。) 6 短期専用契約 1年未満の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約 7 臨時専用契約 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約
(短期専用契約及び臨時専用契約となるものを除きます。) 1 年未満の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるため
6 短期専用契約 1年未満の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるため 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるため 1 によって 1 によって 2 によって 2 によって 3 によって 3 によって 3 によって 3 によって 3 によって 3 によって 4
6 短期専用契約 の契約 の契約 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるため 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるため 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるため 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるため 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるため 30 日以内の利用期間を指定して当社がものできません。
の契約 30 日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるため
7 臨時専用契約
の契約
8 専用申込 専用契約、短期専用契約又は臨時専用契約の申込み
9 専用申込者 専用申込をした者
10 専用契約者 当社と専用契約、短期専用契約又は臨時専用契約を締結している者
専用契約、短期専用契約又は臨時専用契約に基づいて設置される電気通信
11 専用回線 線
12 相互接続点 当社と当社以外の第一種電気通信事業者(事業法に定める許可を受けた者を
いいます。以下同じとします。)との間の相互接続協定(事業法の規定に
づき当社が当社以外の第一種電気通信事業者との間で電気通信設備の接続
に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。) に基づく相互接続に
係る電気通信設備の接続点
13 接続専用回線 相互接続点にその一端が終端する専用回線
14 他社接続回線 相互接続点において、接続専用回線と相互に接続する電気通信回線であっ
て、当社以外の第一種電気通信事業者が設置するもの
て、当社以外の第一種電気通信事業者が設置するもの

用語	用 語 の 意 味				
15 端末設備	専用回線の終端(接続専用回線の終端であって、相互接続点におけるものを				
	除きます。) に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所				
	他の部分の設備の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)				
	は同一の建物内であるもの				
16 専用回線等	専用回線及び当社が設置する端末設備				
17 自営端末設備	専用契約者が設置する端末設備				
18 自営電気通信設備	第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備				
	以外のもの				
19 技術基準等	端末設備等規則 (昭和 60 年郵政省令第 31 号) 及び専用回線端末等の接続の				
	技術的条件				
20 専用取扱局	電気通信設備を設置し、それにより専用サービスを提供する当社の事業所				
21 収容区域	1の専用取扱局に専用回線を収容する区域で当社が別に定めるもの				
22 回線終端装置	 専用回線の終端(相互接続点において端末設備が接続される形態に相当する				
	接続専用回線以外の接続専用回線の相互接続点の部分を除きます。)の場所				
	に当社が設置する装置				
23 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している第一種電気通信事業者				
24 特定協定事業者	協定事業者のうち、相互接続協定に基づき当社の接続専用回線と他社接続回				
	線(その他社接続回線を介して接続される他の協定事業者の専用回線を含み				
	ます。)を合わせて料金を設定している協定事業者				

第2章 専用サービスの種類

(専用サービスの種類)

- 第4条 当社が提供する専用サービスには、次の種類があります。
 - (1) アナログ伝送サービス及び一般ディジタル伝送サービス
 - (2) 高速ディジタル伝送サービス
 - (3) 超高速ディジタル伝送サービス
 - (4) ATM専用サービス
 - (5) 高速イーサネット専用サービス
 - (6) その他の専用サービス 映像伝送サービス

(専用サービスの提供区域)

第5条 当社の専用サービスは別記に定める提供区域において提供します。

第3章 契約

第1節 アナログ伝送サービス及び一般ディジタル伝送サービスに係る契約

(アナログ伝送サービス及び一般ディジタル伝送サービスの品目)

第6条 アナログ伝送サービス及び一般ディジタル伝送サービス(以下「アナログ伝送サービス等」といいます。)には、料金表に規定する品目があります。

(契約の種別)

第7条 アナログ伝送サービス等に係る契約は、専用契約のみとします。

(契約の単位)

第8条 当社は、専用回線1回線ごとに1の専用契約を締結します。

(共同専用契約)

第9条 当社は、1の専用回線について専用契約者が2人以上になる専用契約(以下「共同専用契約」といいます。)を締結します。

(専用回線の終端)

- 第10条 当社は、専用契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として 最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを専用回線の終端と します。
- 2 当社は、前項の専用回線の終端(相互接続点の部分を除きます。以下同じとします。)に係る地点を定めるときは、専用契約者と協議します。

(専用申込の方法)

- **第11条** 専用申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を専用サービス取扱所に提出していただきます。
 - (1) 専用サービスの種類及び品目
 - (2) 回線数
 - (3) 専用回線の終端の設置場所
 - (4) 通信方式の種類
 - (5) その他専用申込の内容を特定するための事項

(専用申込の承諾)

- 第12条 当社は、専用申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その専用申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 申込みのあった専用回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 専用申込者が専用サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) その他専用サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(専用回線の異経路)

第13条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、専用契約者の請求に基づき、その専用 回線を通常の経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置します。

(専用契約者の数の変更)

- **第14条** 専用契約者は、1の専用契約において専用契約者の数の変更の請求をすることができます。この場合、新たに専用契約者となる者又は利用をやめようとする者と連署した当社所定の契約申込書を専用サービス取扱所に提出していただきます。
- 2 当社は、前項の申込みがあったときは、第12条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(品目の変更)

- 第15条 専用契約者は、専用サービスの品目の変更を請求することができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(専用回線の2線式と4線式の区別の変更)

- **第16条** 専用契約者は、専用回線について、2線式と4線式の区別の変更を請求することができます。 ただし、品目の変更に伴う場合は、その変更の請求に含めて取り扱います。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(専用回線の移転)

- **第17条** 専用契約者は、専用回線の移転(移転先において、異経路となるものを含みます。)の請求をすることができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条(専用申込の承諾)及び第13条(専用回線の異経路) の規定に準じて取り扱います。

(専用回線の利用の一時中断)

第18条 当社は、専用契約者から請求があったときは、専用回線の利用の一時中断(その専用回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。) を行います。

(最低利用期間)

- **第19条** アナログ伝送サービス等については、料金表に定めるところにより、最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除、専用回線の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を一括して支払っていただきます。

(専用契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第20条 専用契約者が専用契約に基づいて専用サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(当社が行う専用契約の解除)

- 第21条 当社は、第62条(利用停止)の規定により利用停止された専用回線等について、専用契約者がなおその事実を解消しない場合は、その専用回線等に係る専用契約を解除することがあります。
- 2 当社は、専用契約者が第62条 (利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事 実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、専 用回線等の利用停止をしないでその専用回線等に係る専用契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、その専用契約を解除しようとするときは、あらかじめ専用契約者に そのことを通知します。

(専用契約者が行う専用契約の解除)

第22条 専用契約者は、専用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ専用サービス取扱 所に所定の書面により通知していただきます。

(その他の提供条件)

第23条 アナログ伝送サービス等に係る専用契約に関するその他の提供条件については、別記に定める ところによります。

第2節 高速ディジタル伝送サービスに係る契約

(高速ディジタル伝送サービスの品目)

第24条 高速ディジタル伝送サービス (64kbit/s 以上 6.144Mbit/s 以下の符号伝送が可能な専用サービスであって、ATM専用サービス以外のものをいいます。以下同じとします。) には、料金表に規定する品目及び保守の態様による細目があります。

(契約の種別)

- **第25条** 高速ディジタル伝送サービスに係る契約には、次の種別があります。 ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
 - (1) 専用契約
 - (2) 短期専用契約
 - (3) 臨時専用契約

(専用申込の承諾)

- **第26条** 当社は、専用申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、短期専用契約又は臨時専用契約に係る専用申込があった場合は、申込みのあった専用回線を設置するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その専用申込を承諾します。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その専用申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 申込みのあった専用回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 専用申込者が専用サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3)接続専用回線に係る専用申込にあっては、その接続専用回線と他社接続回線との相互接続に関し、その他社接続回線に係る第一種電気通信事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づき別に定める条件に適合しないとき。
 - (4) その他専用サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

- 第27条 高速ディジタル伝送サービスには、料金表に定めるところにより最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日から起算して専用契約については1年間、短期専用契約については1か月間(提供を開始した日が月の中途である場合は30日間)とします。 ただし、契約の種別及び料金表に定める保守の態様による区別の変更があった場合は、変更前の専用回線の提供を開始した日から起算します。
- 3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除、専用回線の移転、サービスの品目の変更又は 料金表に定める保守の態様による細目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規 定する額を一括して支払っていただきます。

(保守の熊様による細目の変更)

- **第28条** 専用契約者は、その専用回線(短期専用契約及び臨時専用契約を除きます。)について、保守の態様による細目の変更の請求を行うことができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第26条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(多重アクセスの提供)

- 第29条 専用契約者は、多重アクセス(専用回線の終端の場所が同一であって、専用契約者が同一の者(共同専用契約を締結している専用回線については、その多重アクセスを利用する他の専用回線に同一の専用契約者が含まれている場合であって、その多重アクセスに係る専用契約者全員の同意があるときに限ります。)である複数の高速ディジタル伝送サービスの専用回線を1の伝送路インタフェース上で多重化することをいいます。以下同じとします。)の請求をすることができます。
- 2 専用契約者は、前項の請求にあたっては、料金表に規定する伝送速度の区分をあらかじめ指定して いただきます。
- 3 当社は、前項の請求があったときは、第26条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

- 第30条 契約の単位、共同専用契約、専用回線の終端、専用申込の方法、専用回線の異経路、専用契約者の数の変更、品目の変更、専用回線の移転、専用回線の利用の一時中断、専用契約に基づく権利の譲渡の禁止、当社が行う専用契約の解除及び専用契約者が行う専用契約の解除の取り扱いについては、アナログ伝送サービス等の場合に準ずるものとします。
- 2 前項に規定するほか、高速ディジタル伝送サービスに係る専用契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第3節 超高速ディジタル伝送サービスに係る契約

(超高速ディジタル伝送サービスの品目)

第31条 超高速ディジタル伝送サービス (48.384Mbit/s 以上の符号伝送が可能な専用サービスであって、ATM専用サービス又は、高速イーサネット専用サービス以外のものをいいます。以下同じとします。)には、料金表に規定する品目があります。

(契約の種別)

- **第31条の2** 超高速ディジタル伝送サービスに係る契約には、次の種別があります。 ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
 - (1) 専用契約
 - (2) 短期専用契約

(専用申込の承諾)

- 第32条 当社は、専用申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、短期専用契約に係る専用申込があった場合は、申込みのあった専用回線を設置するために 必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その専用申込を承諾します。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その専用申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 申込みのあった専用回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 専用申込者が専用サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3)接続専用回線に係る専用申込にあっては、その接続専用回線と他社接続回線との接続に関し、その他社接続回線に係る第一種電気通信事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づき別に定める条件に適合しないとき。
 - (4) その他専用サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

- **第33条** 超高速ディジタル伝送サービスについては、料金表に定めるところにより最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日から起算して専用契約については1年間、短期専用契約については1か月間(提供を開始した日が月の中途である場合は30日間)とします。
- 3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除、専用回線の移転、又はサービスの品目の変更 があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を一括して支払っていただきます。

- 第34条 契約の単位、共同専用契約、専用回線の終端、専用申込の方法、専用回線の異経路、専用契約者の数の変更、品目の変更、専用回線の移転、専用回線の利用の一時中断、専用契約に基づく権利の譲渡の禁止、当社が行う専用契約の解除及び専用契約者が行う専用契約の解除の取り扱いについては、アナログ伝送サービス等の場合に準ずるものとします。
- 2 前項に規定するほか、超高速ディジタル伝送サービスに係る専用契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第4節 ATM専用サービスに係る契約

(ATM専用サービスの品目等)

第35条 ATM専用サービス(ATM方式により符号伝送を行う専用サービスをいいます。以下同じとします。)には、料金表に規定する品目及び通信又は、保守の態様による細目があります。

(契約の種別)

- 第36条 ATM専用サービスに係る契約には、次の種別があります。
 - (1) 専用契約
 - (2) 臨時専用契約

(専用回線の終端)

- 第37条 当社は、専用契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として 最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は、回線終端装置を設置し、これを専 用回線の終端とします。この場合において、専用契約者が指定することができる場所は、当社が別に 定める専用取扱局の収容区域内に限ります。
- 2 当社は、前項の地点を定めるときは、接続専用回線に係る相互接続点の部分を除いて、専用契約者と協議します。

(専用申込の承諾)

- 第38条 当社は、専用申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、臨時専用契約に係る専用申込があった場合は、申込みのあった専用回線を設置するために 必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その専用申込を承諾します。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その専用申込を承諾しないことがあります。
- (1) 申込のあった専用回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 専用申込者が専用サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3)接続専用回線に係る専用申込にあっては、その接続専用回線と他社接続回線との接続に関し、その他社接続回線に係る第一種電気通信事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づき別に定める条件に適合しないとき。
- (4) その他専用サービスに関する当社の業務の遂行上著しく支障があるとき。

(最低利用期間)

- **第39条** ATM専用サービスについては、料金表に定めるところにより最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。 ただし、料金表に定める通信又は保守の態様による区別の変更があった場合は、変更前の専用回線 の提供を開始した日から起算します。
- 3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除、専用回線の移転、サービスの品目の変更又は 料金表に定める通信又は保守の態様による細目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料 金表に規定する額を一括して支払っていただきます。

(通信又は保守の態様による細目の変更)

第40条 専用契約者は、その専用回線(臨時専用契約を除きます。)について、通信又は保守の態様による細目の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表に別段に定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の請求があったときは、第38条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(端末回線多重の提供)

- 第41条 専用契約者は、端末回線多重(終端の場所が同一であって、専用契約者が同一の者(共同専用契約を締結している専用回線については、その端末回線多重を利用する他の専用回線に同一の専用契約者が含まれている場合であって、その端末回線多重に係る専用契約者全員の同意があるときに限ります。)である複数のATM専用サービスの専用回線を1の伝送路インタフェース上で多重化することをいいます。以下同じとします。)の請求をすることができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第38条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(回線内速度設定の提供)

- **第42条** 専用契約者は、回線内速度設定(その専用回線において、特定の符号の伝送速度を確保するために、料金表に定めるところにより速度を設定することをいいます。以下同じとします。)の請求をすることができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第38条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(回線終端装置の種類の変更)

- 第43条 専用契約者は、回線終端装置の種類の変更の請求をすることができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第38条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

- 第44条 契約の単位、共同専用契約、専用申込の方法、専用契約者数の変更、品目の変更、専用回線の 移転、専用回線の異経路、専用回線の利用の一時中断、専用契約に基づく権利の譲渡の禁止、専用契 約者が行う専用契約の解除及び当社が行う専用契約の解除の取り扱いについては、アナログ伝送サー ビス等の場合に準ずるものとします。
- 2 前項に規定するほか、ATM専用サービスに係る専用契約に関するその他の提供条件については、 別記に定めるところによります。

第5節 高速イーサネット専用サービスに係る契約

(高速イーサネット専用サービスの品目等)

第44条の2 当社の提供する高速イーサネット専用サービスには、料金表に規定する品目があります。

(契約の種別)

- 第44条の3 高速イーサネット専用サービスに係る契約には、次の種別があります。
 - (1) 専用契約
 - (2) 臨時専用契約

(最低利用期間)

- **第44条の4** 高速イーサネット専用サービスについては、料金表に定めるところにより最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、高速イーサネット専用サービスの提供を開始した日から起算して1年間と します。
- 3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、 料金表に規定する額を支払っていただきます。

- 第44条の5 契約の単位、共同専用契約、専用申込の方法、専用契約者の数の変更、専用回線の異経路、専用回線の利用の一時中断、専用契約に基づく権利の譲渡の禁止、専用契約者が行う専用契約の解除 及び当社が行う専用契約の解除の取り扱いについては、アナログ伝送サービス等の場合に、専用申込の承諾、専用回線の終端の取り扱いについては、ATM 専用サービスの場合に準ずるものとします。
- 2 前項に規定するほか、高速イーサネット専用サービスに係る専用契約に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

第6節 その他の専用サービスに係る契約 映像伝送サービスに係る契約

(映像伝送サービスの種類等)

第45条 映像伝送サービスには料金表に規定する種類及び通信の態様による細目があります。

(契約の種別)

- 第46条 映像伝送サービスに係る契約には、次の種類があります。
 - ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
 - (1) 専用契約
 - (2) 短期専用契約
 - (3) 臨時専用契約

(専用申込の承諾)

- 第47条 当社は、専用申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、短期専用契約及び臨時専用契約に係る専用申込があった場合は、申込みのあった専用回線を設置するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その専用申込を承諾します。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その専用申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 申込みのあった専用回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 専用申込者が専用サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) その他専用サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

- 第48条 映像伝送サービスについては、料金表に定めるところにより最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日から起算して専用契約については1年間、短期専用契約については1か月間(提供を開始した日が月の中途である場合は30日間)とします。
- 3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に専用契約の解除、料金表に定める通信の態様による細目の変更、専用回線の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を支払っていただきます。

(通信の態様による細目の変更)

- 第49条 専用契約者は、通信の態様による細目の変更の請求をすることができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第47条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

- 第50条 契約の単位、共同専用契約、専用回線の終端、専用申込の方法、専用回線の異経路、専用契約者の数の変更、専用回線の移転、専用回線の利用の一時中断、専用契約に基づく権利の譲渡の禁止、当社が行う専用契約の解除及び専用契約者が行う専用契約の解除の取り扱いについては、アナログ伝送サービス等の場合に準ずるものとします。
- 2 前項に規定するほか、映像伝送サービスに係る専用契約に関するその他の提供条件については、別 記に定めるところによります。

第4章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第51条 当社は、専用契約者から請求があったときは、その専用回線について、料金表に定めるところにより端末設備を提供します。

(端末設備の移転)

第52条 当社は、専用契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第53条 当社は、専用契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第5章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

- 第54条 専用契約者は、その専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その専用回線と当社又は当社以外の第一種電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続(相互接続点における他社接続回線との接続に該当する場合を除きます。)の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を専用サービス取扱所に提出していただきます。
- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は 当社以外の第一種電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、そ の請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信につ いて、その品質を保証しません。

(相互接続点の所在場所等の掲示)

第55条 当社は、相互接続点の所在場所等について、専用サービス取扱所に掲示するものとします。

(他社接続回線との相互接続)

第56条 当社は、接続専用回線に係る専用申込又は接続専用回線の移転の請求を承諾したときは、その接続専用回線に係る相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。 ただし、アナログ伝送サービスおよび一般ディジタル伝送サービスの場合を除きます。

(相互接続点の所在場所の変更)

第57条 当社は、相互接続協定に基づき、接続専用回線に係る相互接続点の所在場所を変更することがあります。

(他社接続回線接続変更)

- 第58条 当社は、専用契約者から請求があったときは、その接続専用回線に係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更(以下「他社接続回線接続変更」といいます。)を行います。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第26条(専用申込の承諾)、第32条(専用申込の承諾)又は第38条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(接続専用回線の接続休止)

第59条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る第一種電気通信事業者の第一種電気通信事業の休止により、専用契約者が接続専用回線と相互に接続する他社接続回線を利用することができなくなった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その接続専用回線について、接続休止とします。

ただし、その接続専用回線について、専用契約者から専用回線の移転、専用回線の利用の一時中断若しくは他社接続回線接続変更の請求又は専用契約の解除の通知があったときは、この限りでありません。

- 2 当社は、前項の規定により、その接続専用回線について接続休止をしようとするときは、あらかじめ、その接続専用回線に係る専用契約者にそのことを通知します。
- 3 接続専用回線の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止 の期間を経過した日において、その接続回線に係る専用契約は、解除されたものとして取り扱います。 この場合は、その接続専用回線に係る専用契約者にそのことを通知します。

(他社回線との接続)

- 第60条 専用契約者は、その専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、専用回線と当社以外の第一種電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続(相互接続点における他社接続回線との相互接続に該当する場合を除きます。)の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面を専用サービス取扱所に提出していただきます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に関し、その第一種電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾します。

第6章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

- 第61条 当社は、次の場合には、専用回線の利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第 55 条 (相互接続点の所在場所等の掲示) の規定により、接続専用回線に係る相互接続点の所在場所を変更するとき。
 - (3) 第63条(専用回線の利用の制限)の規定により、専用回線の利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により専用回線等の利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを専用契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

- 第62条 当社は、専用契約者が次のいずれかに該当する場合には、6か月以内で当社が定める期間(その専用契約者の料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった専用回線等の料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その専用回線等の利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
 - (2) 料金表第1表(料金)に専用回線等の利用用途に関する規定があるときは、その用途以外の用途にその専用回線等を利用したとき。
 - (3) 第79条 (利用に係る専用契約者の義務) 又は第80条 (他人に使用させる場合の専用契約者の義務) の規定に違反したとき。
 - (4) 当社の承諾を得ずに、専用回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の第一種電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (5) 専用回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異状がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を専用回線等から取り外さなかったとき。
- 2 当社は、前項の規定により専用回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を専用契約者に通知します。

第7章 専用回線の利用の制限

(専用回線の利用の制限)

第63条 当社は、専用サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている専用回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外の専用回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機関名

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

警察機関(海上保安庁の機関を含みます。)

防衛機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信の確保に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

当社が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

- 第64条 当社が提供する専用サービスの料金は、料金表に定めるところによります。
- 2 当社が提供する専用サービスの工事に関する費用は、料金表に規定する工事費及び設備費とします。

第2節 料金等の支払義務

(料金の支払義務)

- 第65条 専用契約者は、その専用契約(短期専用契約及び臨時専用契約を含みます。以下同じとします。) に基づいて当社が専用回線等の提供を開始した日から起算して専用契約の解除があった日の前日ま での期間(専用回線等の提供を開始した日と専用契約の解除があった日が同一の日である場合は、そ の日)について、料金表に規定する料金を支払っていただきます。
- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により専用回線等を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
 - (1) 次の場合が生じたときは、専用契約者は、その期間中の料金を支払っていただきます。 ア 利用の一時中断をしたとき。
 - イ 利用停止があったとき。
 - (2) 前号の規定によるほか、専用契約者は、次の場合を除いて、専用回線等を利用できなかった期間中の料金を支払っていただきます。

区 別 1 専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線等を全く利用できない状態(その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(2 欄又は3 欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間(通信又は保守の態様による細目について料金表に別段の定めがある場合はその定める時間とします。)以上その状態が連続したとき。

区分	時間
(1)(2)、(3)又は(4)以外の場合	12 時間
(2) 高速ディジタル伝送サービス及び超 高速ディジタル伝送サービスの場合	1 時間
(3) ATM専用サービスの場合	1 時間
(4) 高速イーサネット専用サービ スの場合	1 時間

支払いを要しない料金

そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。)に対応するその専用回線等(その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての料金

2 当社の故意又は重大な過失によりその専用サービスを全く利用できない状態が生じたとき。

そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその専用回線等(その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての料金

3 専用回線等の移転、接続変更又は他社接続回線接続変更に伴って、専用回線等を利用できなくなった期間が生じたとき(専用契約者の都合により、専用回線等を利用しなかった場合であって、その専用回線等を保留したときを除きます。)。

利用できなくなった日から起算し、再び 利用できる状態とした日の前日までの期間 に対応するその専用回線等(その専用回線 等の一部を利用できなかった場合は、その 部分に限ります。)についての料金

- 3 第1項の期間において、専用契約者が接続専用回線と相互に接続する他社接続回線を利用すること ができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
- (1) 接続専用回線と相互に接続する他社接続回線の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他、 その他社接続回線の契約者に帰する事由により、専用契約者が、その他社接続回線を利用すること ができなくなった場合であっても、専用契約者はその接続専用回線に係る料金を支払っていただき ます。
- (2) 前号の規定によるほか、専用契約者は、次の場合を除いて、接続専用回線と相互に接続する他社接続回線を利用することができなかった期間中の料金を支払っていただきます。

区 別

支払いを要しない料金

- 1 専用契約者の責めによらない理由により接続専用回線と相互に接続する他社接続回線を全く利用できない状態(その他社接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。
- そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(前項第2号の表1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。)に対応するその接続専用回線(当社が設置する端末設備を含みます。)についての料金

2 接続専用回線の接続休止をしたとき。

接続専用回線の接続休止をした日から起算 し再び利用できる状態とした日の前日までの 期間に対応するその接続専用回線(当社が設置 する端末設備を含みます。) についての料金

備考

この表の1欄における「接続専用回線と相互に接続する他社接続回線を全く利用できない状態が 生じた場合」には、その他社接続回線に接続されている他の接続専用回線又は他の第一種電気通信 事業者の電気通信回線(事業法施行規則に定める専用役務に係るものに限ります。以下この備考に おいて「他社専用回線」といいます。)を利用することができなくなったため、その他社接続回線を 全く利用できない状態が生じた場合を含みます。

ただし、その他社接続回線に接続されている他の接続専用回線又は他社専用回線について、利用の一時中断、利用停止又は専用契約の解除その他その接続専用回線の専用契約者若しくは他社専用回線の契約者の責めに帰する事由により、その接続専用回線又は他社専用回線を利用することができなくなったため、その他社接続回線を全く利用できない状態が生じた場合は、この限りではありません。

- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金をお返しします。
- 5 特定協定事業者との相互接続に係る料金の支払い義務については、前4項の規定にかかわらず、第 5節(特定協定事業者との相互接続に係る料金の取り扱い等)に規定するところによります。
- 6 第2項及び第3項の規定に係らず、その専用回線に係る料金の扱いについて、料金表にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

(工事費の支払義務)

第66条 専用契約者は、専用申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその専用契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しします。

2 工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、専用契約者は、その工事 に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担して いただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算し た額とします。

(設備費の支払義務)

第67条 専用契約者は、特別な電気通信設備の新設等を要する専用申込又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する設備費を支払っていただきます。

ただし、専用回線の設置等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りでありません。 この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費をお返しします。

2 専用契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、その工事 に関して解除等があったときまでに着手した工事(解除等を行う前に設備費の支払いを要することと なっていた部分に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。こ の場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第68条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表に定めるところによります。

(料金等支払いの連帯責任)

第69条 共同専用契約を締結している各専用契約者は、その専用契約者が支払うべき料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負っていただきます。

第4節 割増金及び遅延損害金

(割増金)

第70条 専用契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(遅延損害金)

第71条 専用契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について支払期日を経過して もなお、支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について 年10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社が指定する期日までに支払っていただきま す。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第5節 特定協定事業者との相互接続に係る料金の取り扱い等

(特定協定事業者との相互接続に係る料金の取り扱い等)

- 第72条 当社は、接続専用回線のうち、当社が別記に定めるものについて、特定協定事業者との相互接続に係る料金として取り扱います。
- 2 前項に規定する特定協定事業者との相互接続に係る料金について、その料金を定める電気通信事業者、その料金の請求を行う電気通信事業者及びその料金に関するその他の取り扱いは、相互接続協定に基づき当社が別記に定めるところによります。

第9章 保 守

(専用契約者の維持責任)

第73条 専用契約者は、その専用回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(専用契約者の切分責任)

- 第74条 専用契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が専用回線等に接続されている場合であって、専用回線等(接続専用回線と相互に接続されている他社接続回線を含みます。以下この条において同じとします。)を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
- 2 前項の確認に際して、専用契約者から要請があったときは、当社は、専用サービス取扱所において 試験を行い、その結果を専用契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により専用回線等に故障がないと判定した場合において、専用契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、専用契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。

この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第75条 当社は、専用回線等が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第63条(専用回線の利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその専用回線等を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の専用回線等は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

型 クエ	/ 0	
順	位	修理又は復旧する専用回線等
		気象機関に設置されるもの
		水防機関に設置されるもの
		消防機関に設置されるもの
		災害救助機関に設置されるもの
1		警察機関(海上保安庁の機関を含みます。)に設置されるもの
		防衛機関に設置されるもの
		輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
		通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
		電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
		ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
		水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
		選挙管理機関に設置されるもの
2		当社が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの
		預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの
		国または地方公共団体に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3		第1順位及び第2順位に該当しないもの

第10章 損害賠償等

(責任の制限)

第76条 当社は、専用サービスを提供すべき場合において、当社及び特定協定事業者の責めに帰すべき 理由によりその提供をしなかったときは、その専用回線等が全く利用できない状態(その専用回線等 による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。 以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、第65条(料金 の支払義務)第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、当該専用 契約者の損害を賠償します。

ただし、特定協定事業者が、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによりその 損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、専用回線等が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻 以後のその状態が連続した時間(第 65 条(料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。)に対応する当該専用回線等に係る料金額(この約款の規定により当社が定める料金額(専用回線等の一部が全く利用できない状態の場合はその部分に係る料金額)に限ります。)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失により専用サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(免 責)

- 第77条 当社は、専用回線等の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、専用契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社が専用回線端末等の接続の技術的条件の規定を変更したため、現に専用回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更をしなければならなくなったときは、当社は、その変更した規定に係る自営端末設備又は自営電気通信設備の機能の改造又は変更に要する費用以外の費用については、負担しません。

第11章 雑 則

(承諾の限界)

第78条 当社は、専用契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき(その請求に係る専用回線が接続専用回線である場合において、その接続専用回線と他社接続回線との接続に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られない場合その他、その請求内容が相互接続協定に基づく条件に適合しない場合を含みます。)は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした専用契約者に通知します。

ただし、この約款又は料金表において特段の規定がある場合は、その規定によります。

(利用に係る専用契約者の義務)

- 第79条 専用契約者は、次のことを守っていただきます。
 - (1) その専用回線等を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその専用回線等 に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。

- (2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、その専用回線等に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (3) その専用回線等を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 専用契約者は、前項の規定に違反してその専用回線等を亡失し、又はき損したときは、当社が指定 する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(他人に使用させる場合の専用契約者の義務)

- **第80条** 専用契約者は、その専用回線等を専用契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。
 - (1) 専用契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、その専用回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負っていただきます。
 - (2) 専用契約者は、その専用回線等に関する料金又は工事に関する費用のうち、その専用回線等を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。
 - (3) 専用契約者は、当社が別に定める事項について、その専用回線等に接続する端末設備又は自営電気通信設備のうち、その専用回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負っていただきます。

(専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等)

第81条 専用契約者から専用回線等の設置場所の提供等について、当社が別記に定めるところによります。

(専用サービスの技術的事項及び技術参考資料の閲覧)

- 第82条 専用サービス等における基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。
- 2 当社は、当社が指定する専用サービス取扱所において、専用サービスを利用するうえで参考となる 事項を記載した技術参考資料を閲覧に供します。

(専用契約者の氏名等の通知)

第83条 当社は、協定事業者から請求があったときは、専用契約者(その協定事業者と専用サービスを利用する上で必要な契約を締結している者に限ります。)の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第84条 専用契約者は、当社が料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

- 第85条 当社は、専用契約者から申し出があったときは、次の場合に限り、協定事業者の契約約款及 び料金表の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は 工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する 取り扱いを行うことがあります。
- (1) その申し出をした専用契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その専用契約者の申し出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その専用契約者が当社が 定める支払期日を経過してもなお支払われないときは、当社は、前項に規定する取り扱いを廃止しま す。

(協定事業者による専用サービスに関する料金等の回収代行)

- **第86条** 当社は、専用契約者から申し出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその専用契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者が請求し、回収する取り扱いを行うことがあります。
- (1) その申し出をした専用契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その専用契約者の申し出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その専用契約者が 協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者に支払われないときは、前項に規定す る取り扱いを廃止します。

(法令に規定する事項)

第87条 専用サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第88条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別 表

別表 基本的な技術的事項

1 アナログ伝送サービス等

品	目	物 理 的 条	件	入出力レベル
3. 4kHz	・音声伝送	4線式		平均レベルが-8dBm 以下で、かつ 最大レベルはOdBm以下

2 一般ディジタル伝送サービス

(1) 当社が回線終端装置を提供しない場合

品目	物 理 的 条 件	入出力レベル
2, 400 b / s		
4,800 b / s	2線式および4線式	アナログ伝送サービスに準ずる。
9,600 b / s		

(2) 当社が回線終端装置を提供する場合

品目	物 理 的 条 件	相互接続回路
2,400 b / s	Vシリーズ	Vシリーズ
4,800 b / s	25ピンコネクタ	V J J
9,600 b / s	(IS2110 に準拠)	110 1

※専用契約者の要望その他の事由により、この表以外の条件によることがあります。

3 高速ディジタル伝送サービス

(1) 当社が回線終端装置を提供しない場合

品	目	等	物理的条件	伝送速度	符号形式	光出力等
64kb/ 192kb/ 384kb/ 768kb/ 1.5Mb/ 4.5Mb/	s、25 s、5 s、1M s、3M s、6M (注)	12kb/s Mb/s Mb/s Mb/s	F04 形 単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	6,312kb/s	CMI 符号	光出力 -7 dBm 以下 使用中心波長 1.31 μ m
多 重アクセス	<u>.</u> 1.	28kb/s 5Mb/s Mb/s				

(注) 多重アクセスを利用しない場合を示す。

(2) 当社が回線終端装置を提供する場合

品	事	物理的条件	伝送速度	符号形式	送出電圧等
64kb/s、12 多重アクセス		ネジ止め4端子又は8端子 コネクタ(ISO標準IS8877準拠	TTC 標準 JT-I430- a 準拠		
192kb/s、 384kb/s、 768kb/s、 1.5Mb/s	512kb/s 1Mb/s (注)	又は ISO 標準 IS10173 準拠)	TTC 標準 JT-	-I431- a 準拠	
3Mb/s、4. 6Mb/s 多重アクセス	5Mb/s (注) 6Mb/s	BNC コネクタ 1 対 (JIS 規格 C5412-1976C02 準拠)	6,312kb/s	TTC 標準 JT-G	703-a 準拠

(注) 多重アクセスを利用しない場合を示す。

4 超高速ディジタル伝送サービス

(1) 当社が回線終端装置を提供しない場合

品目	物理的条件	伝送速度	符号形式	送出電圧等
50M b / s 150M b / s	F04 形 単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	155.520Mb/s	NRZ 符号	光出力 +3dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 μ m

(2) 当社が回線終端装置を提供する場合

品目	物理的条件	伝送速度	符号形式	送出電圧等
50M b / s	BNC同軸コネクタ (JIS 規格 C5412 準拠)	48.384Mb/s	B3ZS 符号	最大送出電力 +5.7dBm以下
150M b / s	F04 形 単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	155.520Mb/s	NRZ 符号	光出力 -8dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 μ m

5 ATM専用サービス

(1) 当社が回線終端装置又は回線接続装置を提供する場合

品目	物理的条件	相 互 接 続 回 線			
品目	物理的条件	伝送速度	符号形式	送出電力等	
0.5Mb/s,	UTP-MIC(RJ45)			3.4V 以下	
1Mb/s∼24Mb/s	(ISO/IEC603-7 準拠)	25.6Mbit/s	NRZI 符号	(P-P 値)	
(1Mb/s 毎)					
0.5 Mb/s	BNC 同軸コネクタ			22,368kHz:+5.7dBm以下	
1Mb/s~40Mb/s	(JIS 規格 C5412-1976	44.736Mbit/s	B3ZS 符号	44,736kHz∶22,368kHz Ø	
(1Mb/s 毎)	CNCO2 準拠)			送出電力より 20dB 以下	
0.5Mb/s,	F04 形	155.520Mbit/s	NRZ 符号	TTC 標準 JT-G957 準拠	
1Mb/s~135Mb/s	単心光ファイバコネクタ			光出力	
(1Mb/s 毎)	(JIS 規格 C5973 準拠)			-8dBm 以下(平均値)	
				使用中心波長	
				1.31μ m	
				ATM-Forum 準拠	
				光出力	
				-14dBm 以下(平均値)	
				使用波長	
				1. 27 μ m \sim 1. 38 μ m	

(2) 当社が回線接続装置を提供しない場合

	物理的条件		相	互 接 続	可 線
品目	配線設備を提供 しない場合	配線設備を提供 する場合	伝送速度	符号形式	光出力等
0.5Mb/s、	コネクタ	コネクタ	155. 520	NRZ 符号	光出力
1Mb/s~135Mb/s	F04 形	F04 形	Mbit/s		+3dBm 以下
(1Mb/s 毎)	単心光ファイバ	単心光ファイバ			(平均値)
	コネクタ	コネクタ			使用中心波長
	(JIS 規格	(JIS 規格			1.31μ m
	C5973 準拠)	C5973 準拠)			
	又は				
	2 心光ファイバ				
	コネクタ				
	(注 2)				
	ケーブル				
	MS 形光ファイバ				
	コネクタ				
	(JIS 規格 C6835 の				
	SSMA-10/12 準拠)				

6 高速イーサネット専用サービス

当社が回線終端装置を提供する場合

品目	物理的条件	
0.5Mb/s, 1Mb/s,	8 ピンコネクタ	IEEE802.3 10BASE-T 準拠
2Mb/s, 3Mb/s,	(ISO 標準 IS8877 準拠)	
4Mb/s, 5Mb/s,		
6Mb/s, 7Mb/s,		
8Mb/s, 9Mb/s,		
10Mb/s のもの		
20Mb/s, 30Mb/s,	8 ピンコネクタ	IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠
40Mb/s, 50Mb/s,	(ISO 標準 IS8877 準拠)	
60Mb/s, 70Mb/s,		
80Mb/s, 90Mb/s,		
100Mb/s のもの		
100Mb/s のもの	F04 形単心光ファイバコネクタ	IEEE802.3z 1000BASE-SX 準拠、
	(JIS 規格 C5973 準拠)	1000BASE-LX 準拠
	GI 形光ファイバケーブル	
	(JIS 規格 C6832 の SGI-50/125	
	及び SGI-62. 5/125 準拠)	
200Mb/s, 300Mb/s,	F04 形単心光ファイバコネクタ	IEEE802.3z 1000BASE-SX 準拠、
400Mb/s, 500Mb/s,	(JIS 規格 C5973 準拠)	1000BASE-LX 準拠
600Mb/s, 700Mb/s,	GI 形光ファイバケーブル	
800Mb/s, 900Mb/s,	(JIS 規格 C6832 の SGI-50/125	
1Gb/s のもの	及び SGI-62. 5/125 準拠)	
10Gb/s のもの	LC 型コネクタ IEC61754-20 (JIS 規	IEEE802.3ae 10GBASE-SR 準拠、
	格 C5964-20 準拠)	10GBASE-LR 準拠

7 映像伝送サービス

(1) 一般映像伝送サービスに係るもの 回線終端装置を提供しない場合

信	号	物 理 的 条 件	入 出 力
映	像	接続コネクタ F01 形単心光ファイバコネクタ	光出力パワー
音	響	(JIS C5970)	+1.0dBm 以下

(2) 高品質映像伝送サービスに係るもの

回線終端装置を提供しない場合

信	号	物理的条件	入 出 力
映	像	接続コネクタ F01 形単心光ファイバコネクタ	光出力パワー
音	響	(JIS C5970)	+3.0dBm 以下

料 金 表

料金表目次

迪	則	32
第 1	1表 料金	35
	第1 アナログ伝送サービス等に関する料金 ····································	35
	1 適 用	35
	2 料 金 額	36
	(1) 基本回線専用料	36
	(2) 加 算 額	36
	第2 高速ディジタル伝送サービスに関する料金	37
	第 $2-1$ 臨時専用契約以外の契約に関するもの	37
	1 適 用	37
	2 料 金 額	43
	2-1 基本回線専用料	43
	2-1-1 当社が別に定める特定協定事業者との相互接続以外のとき	43
	(1) 基本回線専用料	43
	(2) 加 算 額	48
	2-1-2 当社が別に定める特定協定事業者との相互接続によるとき	48
	(1) 基本回線専用料	48
	(2) 加 算 額	52
	第2-2 臨時専用契約に関するもの	53
	かっ ヤルマンナーグ・・パントゥ アング・ロー・スペートファル A	_ 4
	第3 超高速ディジタル伝送サービスに関する料金	54
	1 / 1 / 1	54
	2 1/1 1/2 th	55 55
	2-1 基本回線専用料	55 55
	2-1-1 当社が別に定める特定協定事業者との相互接続以外によるとき	55 55
	(1) 基本回線専用料 ····································	55 55
		55 56
	2-1-2 当社が別に定める特定協定事業者との相互接続によるとき	
		56
	(2)加 算 額	56
	第4 ATM専用サービスに関する料金	57
	第4 A 1 M専用リーころに関するPを	57 57
	第4-1	57 57
	2 料 金 額	62
	2 付 並 領 2-1 基本額 ···································	62
	(1) 基本回線専用料(基本料)	62
	(2) 基本回線専用料(加算料)	62
	(2) 基本回線等用作 (加算作) 2-2 加算額	71
	第4-2 臨時専用契約に関するもの ····································	71

第	55 高速イ	ーサネット専用サービスに関する料金	72
	第5-1	臨時専用契約以外の契約に関するもの	72
	1 適	用	72
	2 料 🤞	金 額	77
	2 - 1	一般接続タイプの基本回線専用料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
	2 - 2	データセンター接続タイプの回線専用料	78
	2 - 3	加算額	78
	2 - 4	離島加算額	78
	第5-2	臨時専用契約に関するもの	79
쏟	56 その他	1の専用サービス	
71		とに送けービスに関する料金	80
	1 適	用	80
	2 料 3	· · ·	82
			82
	2 - 1		82
		基本回線専用料	82
		加 算 額	82
	, ,	-2 臨時専用契約に関するもの	82
		高品質映像伝送サービスに関する料金	82
		基本回線専用料	82
		加 算 額	82
	(2)		02
第2表	丁事に関	引する費用	83
	51 工 事		83
>1.	· · 1 適	用	83
	2 工事		84
	,		
第	52 設 備	曹 費	84
71	1 適	. 7、 用	84
	2 設備		84
第3表	特別な電	気通信設備の専用料	85
第4表	き当社が携	供する端末設備	85
第5表	三 回線終端	装置又は回線接続装置に係る料金の適用	86
料金表	別表		87
彩	金表別表 1	ATM専用サービスの伝送速度	88
彩	金表別表 2	警察・消防に限定した基本回線専用料の割引の適用	89
	金表別表 3		90
別	記・		91
附	則·		98

通 則

(料金表の適用)

1 専用サービスに関する料金及び工事に関する費用は、この専用サービス料金表(以下「料金表」といいます。)に規定するほか、事業法施行規則第19条の2に基づき当社が別に定めるところにより適用します。

(料金等の変更)

2 当社は、専用サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。 この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。

(料金等の設定)

3 当社が別に定める特定協定事業者との相互接続により提供する専用サービスに係る料金及び工事に関する費用については、当社の提供区間と特定協定事業者の提供区間を合わせて当社が設定します。この場合、特定協定事業者に係る工事に関する費用については、その特定協定事業者の料金表の規定を準用した額とします。

(料金の計算方法)

- 4 当社は、専用契約者(臨時専用契約を締結している者を除きます。)がその専用契約に 基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 5 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。) をその利用日数に応じて日割します。
- (1) 暦月の初日以外の日に専用回線、端末設備の提供の開始があったとき。
- (2) 暦月の初日以外の日に専用契約の解除又は端末設備の廃止等があったとき。
- (3) 暦月の初日に専用回線、端末設備の提供の開始を行い、その日にその専用契約の解除 又は端末設備の廃止等があったとき。
- (4) 暦月の初日以外の日に専用サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
- (5) 約款第 65 条 (料金の支払義務) 第 2 項第 2 号の表又は同条第 3 項第 3 号の表の規定 に該当するとき。
- 6 5の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

(料金前払いに伴う料金の減額)

7 専用契約者は、専用サービスに関する料金について、当該月分を含む6か月分又は1年 分の料金を一時に支払うことができます。

ただし、当該月分の料金が日割によるものであるとき、又は当該月分の料金が支払末日までに支払われないときは、この限りではありません。

8 専用契約者が、7の規定により一時支払いにより料金を支払う場合は、その料金を次の 割引率で減額します。

区	分	割	引	率
6か月分の料金を一時払	いにより支払う場合		1.3%	
1年分の料金を一時払い	により支払う場合		3.0%	

9 一時払いにより料金が支払われた専用回線について、支払いを受けた料金の対象期間の終了前に次の場合が生じたときは、8の規定にかかわらず、その料金はそれぞれ次のとおりとします。

区		料金の取り扱い
専用サービスの品目の	月額で定められ	支払いを受けた料金の対象期間中の料金(変
変更、専用回線の2線式	ている料金の額が	更前の料金及び変更後の料金を合算したもの
と4線式の区別の変更、	増加したとき。	とします。) を一時払いがなされなかったもの
サービスクラス等の変		とみなして算定し、その額を料金支払時に適用
更、専用回線の移転、専		した割引率で減額した額と支払いを受けた料
用回線の1芯式と2芯式		金額との差額を支払っていただきます。
の区別の変更又は専用サ	月額で定められ	支払いを受けた料金の対象期間中の料金(変
ービス料金の改定等があ	ている料金の額が	更前の料金及び変更後の料金を合算したもの
ったとき。	減少したとき。	とします。) を一時払いがなされなかったもの
		とみなして算定し、その額を料金支払時に適用
		した割引率で減額した額と支払いを受けた料
		金額との差額をお返しします。
専用契約者が現に利用	新たに提供を受	支払いを受けた料金の対象期間の初日から
している専用サービスに	ける専用サービス	専用契約の解除があった日の前日までの解除
係る専用契約を解除する	の料金の額が、解	された専用サービスの料金及び専用契約の解
と同時に、新たに専用契	除する専用サービ	除があった日から支払いを受けた料金の対象
約を締結してその場所で	スの料金の額より	期間の終日までの新たに提供を受けるサービ
専用サービスの提供を受	多いとき。	スの料金を一時払いがなされなかったものと
けるとき。		みなして算定し、その額を料金支払い時に適用
		した割引率で減額した額と支払いを受けた料
		金額との差額を支払っていただきます。
	新たに提供を受	支払いを受けた料金の対象期間の初日から
	ける専用サービス	専用契約の解除があった日の前日までの解除
	の料金の額が、解	された専用サービスの料金及び専用契約の解
	除する専用サービ	除があった日から支払いを受けた料金の対象
	スの料金の額より	期間の終日までの新たに提供を受
	少ないとき。	るサービスの料金を一時払いがなされなかっ
		たものとみなして算定し、その額を料金支払い
		時に適用した割引率で減額した額と支払いを
		受けた料金額との差額をお返しします。
接続休止があったとき。		支払いを受けた料金の対象期間の初日から
		接続休止があった日の前日までの料金を一時
		払いがなされなかったものとみなして算定し、
		その額を料金支払時に適用した割引率で減額
		した額と支払いを受けた料金額との差額をお
		返しします。
専用契約の解除があった	きとき。	支払いを受けた料金の対象期間の初日から
		専用契約の解除があった日の前日までの料金
		を一時払いがなされなかったものとみなして
		算定し、その額と支払いを受けた料金額との差
		額をお返しします。

(端数処理)

10 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 11 専用契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する専用サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 12 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

13 当社は、当社に特別の事情がある場合は、11の規定にかかわらず、専用契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

14 当社は、料金又は工事に関する費用について、専用契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

(消費税相当額の加算)

15 約款第65条(料金の支払義務)から約款第67条(設備費の支払義務)までの規定等により、料金表に定める料金又は工事に関する費用について支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額(本体価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

16 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(接続専用回線に係る料金の適用の例外)

17 接続専用回線であって、その両端に端末設備が接続される形態に相当するものについては接続専用回線以外の専用回線に係る料金を適用します。

(閲覧)

18 この料金表において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第1表 料 金 第1 アナログ伝送サービス等に関する料金

1 適 用

(1) 品目に係る料金 の適用	当社は料金額を通	毎田士スになり	
の適用	., . ,	<u> </u>	こって、次表のとおり品目を定めます。
	区 分	品目	内容
	アナログ伝送	音声伝送 (目的利用)	通常の音声伝送 (通常 0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送するも のとします。) のみに利用することが可
	サービス	3.4kHz (自由利用)	能なもの 通常 0. 3kHz から 3. 4kHz までの周波数帯 域を伝送すことが可能なもの
	一般ディジタ	2,400b/s	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの
	ル伝送サービ	4,800b/s	4,800bit/s の符号伝送が可能なもの
	ス	9,600b/s	9,600bit/s の符号伝送が可能なもの
	2 アナログイ 供します。 3 音声伝送 は、各品目 ものとします 4 3.4kHz(自	云送サービス 及び一般ディ 及び内容欄に け。 自由利用)の耳	はび4線式の提供とします。 等は、終日利用の専用サービスとして提 ジタル伝送サービスに係る専用サービス 掲げる用途のみに利用することができる 専用サービスを符号伝送に利用する場合、 に関して保証するものではありません
	が、標準的な		を用いた場合おおむね 9,600b/s 以下の
(2) 回線距離の測定	その専用回線の 測定します。 直線距離はE (注1) 「回線距 用取扱局をV (注2) 当社は、 (2) 端末回線専 局から専用申込 加入者幹線から 測定します。	を方法 は	

(3) 最低利用期間内	ア アナログ伝送サービス等については、異経路によるものを除いて最低
に専用契約の解除	利用期間があります。
等があった場合の	イ 専用契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、約
料金の適用	款第65条(料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余
	の期間に対応する料金(基本回線専用料とします。以下この欄において
	同じとします。)に相当する額を支払っていただきます。
	ウ 専用契約者は、最低利用期間内に専用サービスの品目の変更又は専用
	回線の移転があった場合は、変更又は移転前の料金の額から、変更又は
	移転後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間
	を乗じて得た額を支払っていただきます。
	エ ウの場合に、品目の変更と同時にその専用回線の設置場所において、
	専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に
	行う新設等の専用回線の料金を合算して行います。
(4) 回線距離測定局	収容区域の設定変更、専用取扱局の変更・所在場所の変更、接続専用回線
の変更があった場	に係る相互接続点の所在場所の変更又は専用回線の移転等により、その専
合の料金の適用	用回線の終端の回線距離測定局の変更があったときは、料金を再算定しま
T 424177 42 (12)	す。
(5) 特別電気通信設	- /。 - 専用回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な
備に係る料金の適	電気通信設備に係る加算額を適用します。
用に係る付金の過	电水四口以州にバる川矛帜と旭川 しより。
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
(6) 回線終端装置に	当社の回線終端装置を設置した場合、回線終端装置に係る加算額を適用し
係る料金の適用	ます。

2 料金額

(1) 基本回線専用料

A. 基本料

・音声、3.4kHz、2,400b/s、4,800b/s、9,600b/s

専用回線1回線ごとに

距 離 区 分	料 金 額 (円/月) (本体価格)
那覇総括局エリア内	10, 200

B. 加算料

料金種別	単位	区分	料 金 額 (円/月) (本体価格)
端末回線専用料	100mごとに	メタル配線	50

(2) 加算額

料金種別	単位	区分	料 金 額 (円/月)
異経路の 線路専用料	_	_	別に算定する実費

第2 高速ディジタル伝送サービスに関する料金 第2-1 臨時専用契約以外の契約に関するもの

1 適 用

料金の適用については、第1(アナログ伝送サービス等に関する料金)の1の規定によるほか次のとおりとします。

区分	内容			
(1) 品目に係る	当社は料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。			
料金の適用	品目内容			
	64kb/s 64kbit/sの符号伝送が可能なもの			
	128kb/s 128kbit/s の符号伝送が可能なもの			
	192kb/s 192kbit/s の符号伝送が可能なもの			
	256kb/s 256kbit/s の符号伝送が可能なもの			
	384kb/s 384kbit/s の符号伝送が可能なもの			
	512kb/s 512kbit/sの符号伝送が可能なもの			
	768kb/s 768kbit/s の符号伝送が可能なもの			
	1 Mb/s 1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの			
	1.5Mb/s 1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの			
	3 Mb/s 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの			
	4.5Mb/s 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの			
	6 Mb/s 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの			
	 備考 1 高速ディジタル伝送サービスの品目については、ユーザ・網インタフェースが、TTC標準準拠のインタフェース(Iインタフェース)のものを提供します。 2 高速ディジタル伝送サービスは、終日利用の専用サービスとして提供します。 			
(2) 細目に係る 料金の適用	当社は料金額を適用するにあたって、次表のとおり保守の態様による細目を 定めます。 (ア)サービスクラスによる区別			
	 (ア-1) 通常クラス (ア-2)及び (ア-3)以外のもの) (ア-2) エコノミークラス (専用回線の警報監視、保守機能が簡素化されているものであって、(ア-3)以外のもの) (ア-3) シンプルクラス (専用回線の警報監視、保守機能が簡素化されているものであって、専用取扱局をまたがる中継区間が二重化されていないもの) 備考 サービスクラスによる区別は、64kb/s、128kb/s 及び 1.5Mb/s の品目のものにあります。ただし、当社が別に定める協定事業者との相互接続に係る64kb/s 又は 128kb/s の品目の接続専用回線のサービスクラスについては、エコノミークラス及びシンプルクラスのものに限ります。 			

(イ)保守の区別

区 別	内 容
タイプ 1	専用サービス取扱所の営業時間外に、その専用回線
	について修理又は復旧の請求を受け付けたときに、
	その受け付けた時刻以降の直近の営業時間において
	その修理又は復旧を行うもの
タイプ 2	タイプ1以外のもの

備考

1 保守の区別は、エコノミークラス及びシンプルクラスのものにあります。

ただし、当社が別に定める特定協定事業者との相互接続による場合は、タイプ2に限り提供します。

2 約款第 65 条 (料金の支払義務) 第 2 項第 2 号の表 1 欄に規定する 時間については、タイプ 1 は 24 時間、タイプ 2 は 12 時間とします。

(3) 回線距離の 測定

高速ディジタル伝送サービスの回線距離の測定については、アナログ伝送 サービス等の場合に準ずるものとします。

ただし、特定協定事業者との相互接続の場合には、その専用回線と特定協定事業者の専用回線の終端(特定協定事業者に係る相互接続点におけるものを除きます。以下この欄で同じとします。)の回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。

備考

- 1 「回線距離測定局」とは回線距離測定のための起算点となる専用取扱局をいいます。
- 2 回線距離測定局は、当社が別に定めるところによります。

(4) 最低利用期 間内に専用契 約の解除等が あった場合の 料金の適用

- ア 高速ディジタル伝送サービスについては、臨時専用契約に係るもの、異 経路によるもの及び長期継続利用に係る料金の適用によるものを除いて最 低利用期間があります。
- イ 専用契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、約款 第65条(料金の支払義務)及び料金表の通則の規定にかかわらず、残余の 期間に対応する料金(基本回線専用料とします。以下この欄において同じ とします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。
- ウ 専用契約者は、最低利用期間内に専用サービスの品目若しくは、サービスクラスによる区別の変更又は専用回線の移転があった場合は、変更又は移転前の料金の額から、変更又は移転後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を支払っていただきます。
- エ ウの場合に、品目又はサービスクラスによる区別の変更と同時にその専用回線の設置場所において専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は同時に行う新設等の専用回線の料金を合算して行います。
- オ イ、ウ及びエの規定にかかわらず、特定協定事業者との相互接続に係る料金(特定協定事業者が料金を設定するものに限ります。)の取り扱いのものについて、最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用は、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

(5) 多重アクセスを利用している場合の料金の適用

ア 多重アクセスを利用している場合の専用回線の料金は、2の2-1の額から次表の額を減額し、同一の多重アクセスを利用する専用回線(同一の多重アクセスを利用するすべての専用回線が128kb/s以下のものであるときは、64kb/s又は128kb/sのものとします。)のうち1の専用回線(特定協定事業者との相互接続に係るものであって、その特定協定事業者が料金を設定する場合を含みます。)について、同表の額を加算して適用します。ただし、特定協定事業者との相互接続に係るものであって、その特定協定事業者が多重アクセスを行う場合、その区間における加算額は、特定協定事業者の料金表の規定に準ずるものとします。

	料金0	D減額
品目	短期専用契約以外の	短期専用契約のもの
	もの (円/月)	(円/月)
	(本体価格)	(本体価格)
64kb/s 又は 128kb/s	2, 435	3,650
その他の品目	18,000	27, 000

イ 多重アクセスを利用している場合の回線終端装置専用料は、その専用回線の多重アクセスの伝送速度に対応した回線終端装置専用料を適用します。

(6) 長期継続利 用に係る料金 の適用

ア 当社は、専用契約者(短期専用契約者及び臨時専用契約者を除きます。以下この欄において同じとします。)から、その専用契約に係る専用回線について、次表に定める期間の継続利用(以下この欄において「長期継続利用」といいます。)の申し出があった場合には、その期間における基本回線専用料、及び加算額のうち配線設備専用料(以下この欄において「基本回線専用料等」といいます。)については、基本回線専用料等の額(この表の同欄以外の適用があった場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)から同表に規定する額を減額した額を適用します。この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

種類	継続して利用する期間	料 金 の 減 額 (円/月)	
(ア) 3年利用	3年間	基本回線専用料等の額 に 0.07 を乗じて得た額	
(1) 6年利用	6 年間	基本回線専用料等の額 に 0.11 を乗じて得た額	

- イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申し出を当社が承 諾した日 (専用契約の申込みと同時に長期継続利用の申し出があった場合 は、その専用回線の提供を開始した日)から適用します。
- ウ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間(以下「長期継続利用期間」といいます。)には、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。
- エ 当社は、長期継続利用に係る専用回線について、当該専用契約の解除が あった場合には、長期継続利用を廃止します。
- オ 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続 利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前まで に、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。
- カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更について は、変更後の種類に係る長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用 期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。
- キ 前項の規定により、長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用に係る料金については、その種類の変更を当社が承諾し

	た日から適用します。この場合、変更後の種類に係る長期継続利用期間満了日については、変更前の種類に係る長期継続利用の適用を開始したから起算して算出します。 ク 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間の満了前に専用ービスの品目、サービスクラスの変更、若しくは専用回線の移転により該専用契約に係る料金が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった合には、それぞれ次に掲げる額を当社が別に定める方法により一括して払っていただきます。	日り当場
	区 分 支払いを要する額 (ア) 品目の変更等 残余の期間に対応する長期継続利用適用後の料金により料金が減 の差額(減少前の長期継続利用適用後の料金を控除して得た額をいいます。) に 0.30 を乗じて得た額 (イ) 長期継続利用 残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用の廃止があった 場合	う 事
(7) 特定協定事 業者との相互 接続に係る料 金の適用	1.5Mb/s の品目であってエコノミークラス及びシンプルクラスのもののち特定協定事業者に係る料金の一部については、当社が定めるものとし、込線1回線ごとに次の額とします。	 到
(8) 配線設備の 加算額の適用	当社が配線設備を提供した場合に、次の配線ごとに配線設備の加算額を用します。(特定協定事業者が料金を設定しているもの又は当社が別に定め特定協定事業者に係るものに限ります。) ア 専用回線の終端から1のジャック又はローゼット(ジャック又はローットが設置されていない場合は、自営端末設備又は回線接続装置としまり、以下この欄において同じとします。)までの配線 イ 1のジャック又はローゼットからの他のジャック又はローゼットまて配線	かる ーゼ す。
(9) 特定協定事業者との相互接続に係る料金の設定	当社が別に定める特定協定事業者との相互接続に係る料金額は、当社及特定協定事業者の専用サービスの提供区間を合わせて当社が設定するものし、2(料金額)の2-1の2-1-2の(1)のAの定める額及び特定協定業者の高速ディジタル伝送サービスに係る料金表の規定を準用した額(相接続協定に基づく加算額等に限ります。ただし、専用回線に関する料金の額を除きます。)とします。	つと 官事 目互 り減
(10) 警察・消防に限定した基本回線専用料の割引の適用(11) 学校に限定した基本回線専用料の割引の適用	当社は、料金表別表2に規定するところにより警察・消防に限定した基 回線専用料の割引を適用します。 当社は、料金表別表3に規定するところにより学校に限定した基本回線 用料の割引を適用します。	,

(12) サービス品 質(故障回復時 間)に係る料金 の適用 ア 当社は、高速ディジタル伝送サービス(エコノミークラス及びシンプルクラスに係るものを除きます。以下(13)欄まで同じとします。)に係る専用回線(接続専用回線については、当社が別に定める特定協定事業者に係るもの以外のものを除きます。以下(13)欄まで同じとします。)の専用契約者(短期専用契約及び臨時専用契約を締結している専用契約者を除きます。以下(13)欄まで同じとします。)の責めによらない理由により、その専用回線等を全く利用できない状態(その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。)が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻(約款第74条(専用契約者の切分責任)の規定によりその専用契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。)とします。)から起算して1時間以上その状態が連続したときは、その専用契約に係る料金(その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。以下「故障回復時間返還料金額」といいます。)を返還します。

ただし、次の場合には、この限りではありません。

この場合の料金の取り扱いについては、当社は約款第65条(料金の支払義務)第2項第2号及び第3項第2号の規定を適用します。

- (ア) 約款第59条(接続専用回線の接続休止)の規定により接続休止としたとき。
- (イ) 約款第61条(利用中止)第1項の規定により専用回線の利用を中止する場合であって、当社があらかじめその専用契約者に通知したとき。
- イ アの規定する故障回復時間返還料金額は、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した時点における2(料金額)に規定する料金(この表の(7)欄を除く(1)欄から(11)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。)の合計額(以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。)に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
1時間以上2時間未満	10%
2時間以上4時間未満	20%
4時間以上6時間未満	30%
6時間以上8時間未満	40%
8時間以上72時間未満	5 0 %
72 時間以上	100%

- ウ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額(以下「故障回復時間返還上限額」といいます。)を上限として返還します。
- (ア) (イ)以外の場合

その暦月におけるその専用契約に係る2(料金額)に規定する料金(故障回復時間返還基準額に係るもの(その暦月において料金表通則5の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の5及び6の規定に基づき算出した額とします。))の額(約款第65条(料金の支払義務)第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額又は料金表通則の7の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。)

(イ) その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日がその暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

エ アの場合において、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した場合が1の暦月(ウの(4)の規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。)において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。

- オ この欄の規定による料金の返還とこの表の(13)欄の規定による料金返還を1の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取り扱いについては、(13)欄の規定に定めるところによります。
- (13) サービス品 質(開通遅延 期間)に係る 料金の適用
- ア 当社は、約款第26条(専用申込の承諾)の規定により専用契約の申込みの承諾をした場合において、当社とその専用契約者とがその専用回線の提供の開始を合意した日(以下この欄において「開通予定日」といいます。)に、その専用契約者の責めによらない理由によりその専用回線の提供を開始できなかった場合は、開通予定日からその専用回線の提供を開始した日までの日数(開通予定日から起算してその翌日を1日とした日数とします。以下この欄において「開通遅延日数」といいます。)に応じて、その専用契約に係る料金(以下この欄において「開通遅延期間返還料金額」といいます。)を返還します。
- イ アに規定する開通遅延期間返還料金額は、その専用回線の提供を開始した日における2(料金額)に規定する料金(この表の(7)欄を除く(1)欄から(11)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。)の合計額(以下この欄において「開通遅延期間返還基準額」といいます。)に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

/ - / /	3113001311131131131131131131131131131131			
開通遅延日数	料金返還率			
1 日	10%			
2日以上	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還			
15日未満	率に1日を超える1日ごとに1%を加算した率			
15日	25%			
16日以上	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返			
28日未満	還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率			
28日以上	50%			

- ウ 当社は、イの規定により算出した開通遅延期間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額(以下「開通遅延期間返還上限額」といいます。)を上限として返還します。
- (ア) (イ)以外の場合

その専用回線の提供を開始した日を含む暦月に係る2(料金額)に規定する料金(開通遅延期間返還基準額に係るもの(料金表通則の5の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の5及び6の規定に基づき算出した額とします。))の額(約款第65条(料金の支払義務)第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額又は料金表通則の7の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。)

(イ) その暦月がその専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した目がその暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出 した料金額の合計額

エ この欄の規定による料金の返還とこの表の(12)欄の規定による料金の返還が1の暦月に同時に行う場合は、当社は故障回復時間返還料金額及び開通遅延期間返還料金額の合計額を返還します。ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。

2 料金額

2-1 基本回線専用料

2-1-1 当社が別に定める特定協定事業者との相互接続以外のとき

(1) 基本回線専用料

A. 基本料

764kb/s

(ア-1)通常クラスのもの

専用回線1回線ごとに

				額(円/月) 価格)	
	距離 区分	接続専用回線以外の専用回線 接続 専		接 続 専	用回線
		短期専用契約	短期専用契約	短期専用契約	短期専用契約
		以外のもの	のもの	以外のもの	のもの
回線	30 kmまでのもの	54, 000	81, 000	40, 000	60,000
距離	30 kmを超えるもの	102, 000	153, 000	54, 000	81,000

(ア-2)エコノミークラスのもの

専用回線1回線ごとに

		料 金 額(円/月) (本体価格)			
	距離 区分		専用	契約	
		接続専用回線以	人外の専用回線	接続専	用回線
		タイプ 1	タイプ 2	タイプ 1	タイプ 2
	15 kmまでのもの	27, 000	30,000	18, 000	21,000
回線	30 kmまでのもの	41,000	44, 000	26, 000	29,000
脚距	40 kmまでのもの	43, 000	46,000	27, 500	30, 500
離	50 kmまでのもの	44, 000	47,000	29, 000	32,000
内比	50 kmを超えるもの	46, 000	49, 000	30, 500	33, 500

(アー3) シンプルクラスのもの

		料 金 額(円/月) (本体価格)			
	距離 区分		専用	契約	
		接続専用回線以	人外の専用回線	接続専	用回線
		タイプ 1	タイプ 2	タイプ 1	タイプ 2
ı	15 kmまでのもの	27, 000	30, 000	18, 000	21,000
回線	30 kmまでのもの	41, 000	44, 000	26, 000	29, 000
下	40 kmまでのもの	42, 000	45, 000	26, 500	29, 500
離	50 kmまでのもの	43, 000	46, 000	28, 000	31,000
四庄	50 kmを超えるもの	45, 000	48, 000	29, 500	32, 500

イ128kb/s

(イ-1)通常クラスのもの

専用回線1回線ごとに

距離区分				額(円/月) 価格)	
		接続専用回線以外の専用回線 接続専		用回線	
		短期専用契約 以外のもの	短期専用契約のもの	短期専用契約 以外のもの	短期専用契約のもの
回線	30 kmまでのもの	66, 000	99, 000	54, 000	81, 000
距離	30 kmを超えるもの	119, 000	178, 500	66, 000	99, 000

(イ-2)エコノミークラスのもの

専用回線1回線ごとに

		料 金 額(円/月) (本体価格)			
	距離 区分		専用	契約	
		接続専用回線以	人外の専用回線	接続専	用回線
		タイプ 1	タイプ 2	タイプ 1	タイプ 2
	15 kmまでのもの	37, 000	40, 000	29, 000	32, 000
回	30 kmまでのもの	63, 000	65, 000	43, 000	46, 000
線距距	40 kmまでのもの	69, 000	72, 000	49, 000	52, 000
上 一 離	50 kmまでのもの	72, 000	75, 000	52, 000	55, 000
円比	50 kmを超えるもの	75, 000	79, 000	55, 000	58, 000

(イ-3)シンプルクラスのもの

	サ						
			料 金 (本体	額(円/月) 価格)			
	距離区分		専用契約				
	<u> </u>	接続専用回線以		接続専	用回線		
		タイプ 1	タイプ 2	タイプ 1	タイプ 2		
	15 kmまでのもの	37, 000	40, 000	29, 000	32, 000		
回線距離	30 kmまでのもの	63, 000	65, 000	43, 000	46, 000		
	40 kmまでのもの	68, 000	71,000	48, 000	51,000		
	50 kmまでのもの	71,000	74, 000	51,000	54, 000		
内田	50 kmを超えるもの	74, 000	78, 000	54, 000	57, 000		

ウ 192kb/s

専用回線1回線ごとに

			• • —	額(円/月) 価格)	
距離区分		接続専用回線以外の専用回線 接続 専 かんしょう おんしょ おんしょ おんしょ おんしょ おんしょ おんしょ おんしょ おんしょ		用回線	
		短期専用契約 以外のもの	短期専用契約 のもの	短期専用契約 以外のもの	短期専用契約 のもの
回線	30 kmまでのもの	112, 000	168, 000	93, 000	139, 500
距離	30 kmを超えるもの	221, 000	331, 500	147, 000	220, 500

工 256kb/s

専用回線1回線ごとに

				9719	
				額(円/月) 価格)	
距離区分		接続専用回線以外の専用回線		接続専用回線	
		短期専用契約	短期専用契約	短期専用契約	短期専用契約
		以外のもの	のもの	以外のもの	のもの
回線	30 kmまでのもの	134, 000	201, 000	106, 000	159, 000
距離	30 kmを超えるもの	266, 000	399, 000	158, 000	237, 000

才 384kb/s

専用回線1回線ごとに

				額(円/月) 価格)	
	距離 区分	接続専用回線以外の専用回線		接続専用回線	
		短期専用契約	短期専用契約	短期専用契約	短期専用契約
		以外のもの	のもの	以外のもの	のもの
回線	30 kmまでのもの	152, 000	228, 000	129, 000	193, 500
距離	30 kmを超えるもの	322, 000	483, 000	178, 000	267, 000

カ 512kb/s

				T t t	
				額(円/月) 価格)	
距離 区分		接続専用回線以外の専用回線		接続専用回線	
		短期専用契約	短期専用契約	短期専用契約	短期専用契約
		以外のもの	のもの	以外のもの	のもの
回線	30 kmまでのもの	167, 000	250, 500	147, 000	220, 500
距離	30 kmを超えるもの	352, 000	528, 000	198, 000	297, 000

専用回線1回線ごとに

				額(円/月) 価格)	
距 離 区 分		接続専用回線以外の専用回線		接続専用回線	
		短期専用契約	短期専用契約	短期専用契約	短期専用契約
		以外のもの	のもの	以外のもの	のもの
回線距離	30 kmまでのもの	196, 000	294, 000	179, 000	268, 500
	30 kmを超えるもの	409, 000	613, 500	236, 000	354, 000

ク 1Mb/s

専用回線1回線ごとに

				額(円/月) 価格)	
距離区分		接続専用回線以外の専用回線		接続専用回線	
		短期専用契約	短期専用契約	短期専用契約	短期専用契約
		以外のもの	のもの	以外のもの	のもの
回線	30 kmまでのもの	234, 000	351,000	221,000	331, 500
距離	30 kmを超えるもの	489, 000	733, 500	290, 000	435, 000

ケ1. 5Mb/s (ケー1)通常クラスのもの

専用回線1回線ごとに

			• • • —	額(円/月) 価格)	
	距離 区分	接続専用回線以外の専用回線		接続専用回線	
		短期専用契約	短期専用契約	短期専用契約	短期専用契約
		以外のもの	のもの	以外のもの	のもの
回線	30 kmまでのもの	266, 000	399, 000	261,000	391, 500
距離	30 kmを超えるもの	578, 000	867, 000	348, 000	522, 000

(ケー2)エコノミークラスのもの

				17/11		
		料 金 額(円/月) (本体価格)				
	距離 区分		専用	契約		
		接続専用回線以	以外の専用回線	接続専	用回線	
		タイプ 1	タイプ 2	タイプ 1	タイプ 2	
	15 kmまでのもの	142,000	152, 000	141,000	151,000	
口	30 kmまでのもの	260, 000	265, 000	215, 000	225, 000	
線	40 kmまでのもの	333, 000	349, 000	272, 000	285, 000	
距離	50 kmまでのもの	356, 000	373, 000	295, 000	309, 000	
	50 kmを超えるもの	378, 000	397, 000	317,000	333, 000	

専用回線1回線ごとに

				• • • • •	W I I W C C (
			料 金	額(円/月)			
			(本体価格)				
	距離区分		専用	契約			
		接続専用回線以	以外の専用回線	接続専	用回線		
		タイプ 1	タイプ 2	タイプ 1	タイプ 2		
	15 kmまでのもの	142, 000	152, 000	141,000	151,000		
回線	30 kmまでのもの	260, 000	265, 000	215, 000	225, 000		
	40 kmまでのもの	328, 000	344, 000	267, 000	280, 000		
離離	50 kmまでのもの	351,000	368, 000	290, 000	304, 000		
	50 kmを超えるもの	373, 000	392, 000	312,000	328, 000		

= 3 Mb/s

専用回線1回線ごとに

				• · · · · ·	WAT THIN COLO
			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	額(円/月) 価格)	
距離区分		接続専用回線以外の専用回線		接続 専用回線	
		短期専用契約	短期専用契約	短期専用契約	短期専用契約
		以外のもの	のもの	以外のもの	のもの
回線	30 kmまでのもの	426, 000	639, 000	438, 000	657, 000
距離	30 kmを超えるもの	992, 000	1, 488, 000	600,000	900, 000

サ 4. 5Mb/s

専用回線1回線ごとに

				4714	
				額(円/月) 価格)	
距離区分		接続専用回線以外の専用回線		接続専用回線	
		短期専用契約	短期専用契約	短期専用契約	短期専用契約
		以外のもの	のもの	以外のもの	のもの
回線	30 kmまでのもの	480, 000	720, 000	539, 000	808, 500
距離	30 kmを超えるもの	1, 216, 000	1, 824, 000	743, 000	1, 114, 500

				• · · · · ·	
				額(円/月) 価格)	
距離区分		接続専用回線以外の専用回線		接続専用回線	
		短期専用契約	短期専用契約	短期専用契約	短期専用契約
		以外のもの	のもの	以外のもの	のもの
回線	30 kmまでのもの	586, 000	879, 000	659, 000	988, 500
距離	30 kmを超えるもの	1, 480, 000	2, 220, 000	904, 000	1, 356, 000

B. 加算料

料金種別	単位	区分	料 金 額 (円/月) (本体価格)
端末回線専用料	100mごとに	光配線	370

(2) 加算額

料金種別	単位	レ 八	料 金 額(円/月) (本体価格)	
	平 1年	区 分	短期専用契約 以外のもの	短期専用契約 のもの
ア 異経路の 線路専用料			別に算定する実費	
イ 配線設備 専用料	1配線ごとに	光配線	2,000	3,000

- 2-1-2 当社が別に定める特定協定事業者との相互接続によるとき
 - (1) 基本回線専用料

A. 基本料

764kb/s

(アー1) 通常クラスのもの

専用回線1回線ごとに

	距離区分		額(円/月) 価格)
		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
回線	880 kmまでのもの	112, 300	168, 450
距離	880 kmを超えるもの	112,300 に 880 kmを超える 20 km までごとに 500 を加えた額	168,450 に 880 kmを超える 20 km までごとに 750 を加えた額

(ア-2)エコノミークラスのもの

専用回線1回線ごとに

		がは国際工工派とこれ	
	距離区分	料 金 額(円/月) (本体価格)	
		専 用 契 約	
回線	880 kmまでのもの	95, 100	
距離	880 kmを超えるもの	95,100 に880 kmを超える20 kmまでごとに600 を加えた額	

(アー3) シンプルクラスのもの

	距離 区分	料 金 額(円/月) (本体価格)	
		専 用 契 約	
回線	880 kmまでのもの	79, 100	
距離	880 kmを超えるもの	79,100 に880 kmを超える20 kmまでごとに600 を加えた額	

イ 128kb/s (イー1)通常クラスのもの

専用回線1回線ごとに

	距離区分		額(円/月) 価格)
		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
回線	880 kmまでのもの	187, 400	281, 100
距離	880 kmを超えるもの	187,400 に 880 kmを超える 20 km までごとに 1,000 を加えた額	281,100 に 880 kmを超える 20 km までごとに 1,500 を加えた額

(イ-2)エコノミークラスのもの

専用回線1回線ごとに

	距離区分	料 金 額(円/月) (本体価格)
		専 用 契 約
回線	880 kmまでのもの	163, 500
距離	880 kmを超えるもの	163,500 に 880 kmを超える 20 kmまでごとに 1,000 を加えた額

(イ-3)シンプルクラスのもの

専用回線1回線ごとに

	距 離 区 分	料 金 額 (円/月) (本体価格)
		専 用 契 約
回線距離	880 kmまでのもの	134, 300
	880 kmを超えるもの	134,300 に 880 kmを超える 20 kmまでごとに 1,100 を加えた額

ウ 192kb/s

	距離 区分	料 金 額 (円/月) (本体価格)	
		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
回線	880 kmまでのもの	388, 500	582, 750
距離	880 kmを超えるもの	388,500 に 880 kmを超える 20 km までごとに 1,500 を加えた額	582,750 に 880 kmを超える 20 km までごとに 2,250 を加えた額

工 256kb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分-		,	額(円/月) 価格)
		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
回線	880 kmまでのもの	454, 000	681,000
距離	880 kmを超えるもの	454,000 に 880 kmを超える 20 km までごと 2,000 を加えた額	681,000 に 880 kmを超える 20 km までごと 3,000 を加えた額

才 384kb/s

専用回線1回線ごとに

			17111/18 1 11/18 2 2 (-
	距離区分		額(円/月) 価格)
		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
回線	880 kmまでのもの	551,000	826, 500
距離	880 kmを超えるもの	551,000 に 880 kmを超える 20 km までごとに 3,000 を加えた額	826,500 に 880 kmを超える 20 km までごとに 4,500 を加えた額

カ 512kb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料 金 額(円/月) (本体価格)	
		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
口如	880 kmまでのもの	651,000	976, 500
線距離	880 kmを超えるもの	651,000 に 880 kmを超える 20 kmまでごとに 3,900 を加えた 額	976, 500 に 880 kmを超える 20 km までごとに 5,850 を加えた額

+ 768kb/s

			17/11 M I I M C C (-
距離区分		料 金 ¾ (本体)	額(円/月) 価格)
	中 唯 区 刀	短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
回線	880 kmまでのもの	871, 700	1, 307, 550
距離	880 kmを超えるもの	871,700 に 880 kmを超える 20 km までごとに 6,400 を加えた額	1,307,550 に880 kmを超える20 kmまでごとに9,600 を加えた額

ク 1Mb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分-		料 金 額 (円/月) (本体価格)	
		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
回線距離	880 kmまでのもの	1, 084, 100	1, 626, 150
	880 kmを超えるもの	1,084,100 に 880 kmを超える 20 kmまでごとに 8,100 を加えた額	1,626,150 に880 kmを超える20 kmまでごとに12,150 を加えた 額

ケ 1. 5Mb/s

(ケ-1) 通常クラスのもの

専用回線1回線ごとに

	距離区分	料 金 ¾ (本体)	額(円/月) 価格)
		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
回線距離	880 kmまでのもの	1, 516, 300	2, 274, 450
	880 kmを超えるもの	1,516,300 に 880 kmを超える 20 kmまでごとに 19,800 を加えた額	2,274,450 に880 kmを超える20 kmまでごとに29,700 を加えた 額

(ケー2) エコノミークラスのもの

専用回線1回線ごとに

		サカ 日
		料 金 額 (円/月)
	距離 区分	(本体価格)
		専用契約
回線	880 kmまでのもの	1, 397, 800
距	880 kmを超えるもの	1,397,800 に880 kmを超える20 kmまでごとに21,000 を加えた額
離		

(ケ-3) シンプルクラスのもの

	距 離 区 分	料 金 額 (円/月) (本体価格)
		専 用 契 約
回線	880 kmまでのもの	1, 087, 800
距離	880 kmを超えるもの	1,087,800 に880 kmを超える20 kmまでごとに17,100 を加えた額

$= 3 \,\mathrm{Mb/s}$

専用回線1回線ごとに

	距離区分	料 金 額(円/月) (本体価格)		
		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの	
回	880 kmまでのもの	2, 516, 800	3, 775, 200	
線距離	880 kmを超えるもの		3,775,200 に 880 kmを超える 20 kmまでごとに 29,700 を加えた 額	

サ 4.5Mb/s

専用回線1回線ごとに

		料 金 額(円/月) (本体価格)	
距離区分		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
口如	880 kmまでのもの	3, 273, 200	4, 909, 800
線距離	880 kmを超えるもの	3,273,200 に 880 kmを超える 20 kmまでごとに 27,500 を加えた 額	4,909,800 に 880 kmを超える 20 kmまでごとに 41,250 を加えた 額

専用回線1回線ごとに

距離区分-		料 金 額(円/月) (本体価格)	
		短期専用契約以外のもの	短期専用契約のもの
口	880 kmまでのもの	3, 958, 600	5, 937, 900
線距離	880 kmを超えるもの	3,958,600 に880 kmを超える20 kmまでごと33,200 を加えた額	5,937,900 に 880 kmを超える 20 kmまでごとに 49,800 を加えた 額

B. 加算料

料金種別	単位	区分	料 金 額 (円/月) (本体価格)
端末回線専用料	100m ごとに	光配線	370

(2) 加算額

			料 金 額 (円/月)
料金種別	単位	区 分	短期専用契約 短期専用契約
			以外のもの のもの
異経路の 線路専用料	_	_	別に算定する実費

第2-2 臨時専用契約に関するもの

基本回線専用料、加算額

日額

その専用回線等を臨時専用契約以外の契約に関するもののうち、短期専用契約以外のものに係る契約とみなした場合に適用される料金額の10分の1

備老

臨時専用契約は当社が別に定める特定協定事業者との相互接続以外のときによる場合に限り 締結します。

第3 超高速ディジタル伝送サービスに関する料金

1 適 用

料金の適用については、第1 (アナログ伝送サービス等に関する料金) の1の規定によるほか次のとおりとします。

ほか次のとおりと	します。
区 分	内容
(1) 品目に係る料金	当社は料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。
の適用	品目内容
	50Mb/s 48.384Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	150Mb/s 149.760Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	備考
	1 超高速ディジタル伝送サービスは、終日利用の専用サービスと
	して提供します。
(2) 細目に係る料金	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり利用する回線による
の適用	区別に係る細目を定めます。
	区別 内容
	中継回線 端局(端局装置を設置している専用取扱局)相互間のもの
	中継回線以外のものであり、最寄りの専用取扱局から専
	端末回線 用申込者宅までのもの、又は最寄りの加入者幹線から専
	用申込者宅までのもの
	備考
	当社が別に定める特定協定事業者との相互接続による場合は、中
	継回線(中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用す
	るもの)によるものに限り提供します。
(3) 回線距離の測定	当社が別に定める特定協定事業者との相互接続の場合には、次のとおりと
	します。
	① 中継回線の場合
	専用回線及び特定協定事業者の専用回線の終端(相互接続点におけるも
	のを除きます。)の回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。
	②端末回線の場合
	アナログ伝送サービス等の場合の「端末回線専用料(加算料)における
(1) B (6.4) E Hall (1)	回線距離」に準じます。
(4) 最低利用期間内	第2(高速ディジタル伝送サービスに関する料金)の規定に準じます。
に専用契約の解	
除等があった場	
合の料金の適用	かっ (マナヴ・バト・アルル・バラ)
(5) 長期継続利用に	第2(高速ディジタル伝送サービスに関する料金)の規定に準じます。
係る料金の適用	かっ (マナヴ・バト・アルル・バラ)
(6) 配線設備の加算	第2(高速ディジタル伝送サービスに関する料金)の規定に準じます。
額の適用	VH MUNCHA V 바라바라 학생 전 이 시 기 기 시 시 기 기 시 시 기 기 시 시 기 기 시 시 기 시 기 시 기 시 기
(7) 特定協定事業者	当社が別に定める特定協定事業者との相互接続に係る料金額は、当社及び
との相互接続に	特定協定事業者の専用サービスの提供区間を合わせて当社が設定するもの
係る料金額の設	とし、2料金額の2-1の2-1-2の(1)のBのB-1の定める額及び特
定	定協定事業者の高速ディジタル伝送サービスに係る料金表の規定を準用した額(担互接続協定に其べく加算額等に関われまし、トレスオ
(0) 井」 びっ日所	た額(相互接続協定に基づく加算額等に限ります。)とします。
(8) サービス品質	第2(高速ディジタル伝送サービスに関する料金)の規定に準じます。
(故障回復時間)	
に係る料金の適用	佐り (古古ごうだりょだ光は、バット明キフ州人) の知点に進いたと
(9) サービス品質	第2(高速ディジタル伝送サービスに関する料金)の規定に準じます。
(開通遅延期間)	
に係る料金の適用	

2 料金額

2-1 基本回線専用料

2-1-1 当社が別に定める特定協定事業者との相互接続以外のとき

(1) 基本回線専用料

A. 基本料

•50Mb/s, 150Mb/s

専用回線1回線ごとに

				*	· · · · · ·	
				金額(円/月) (本体価格)		
距離区分		接続専用回線以	以外の専用回線	接 続 専	用回線	
		短期専用契約	短期専用契約	短期専用契約	短期専用契約	
		以外のもの	のもの	以外のもの	のもの	
回線	30 kmまでのもの	1, 980, 000	2, 970, 000	1, 980, 000	2, 970, 000	
距離	30 kmを超えるもの	3, 260, 000	4, 890, 000	3, 890, 000	5, 835, 000	

B.加算料

料 金 種 別	単位	区分	料 金 額(円/月) (本体価格)
端末回線専用料	100mごとに	光配線	370

(2) 加算額

料金種別	単位	区分		額 (円/月) 体価格) 回 短期専用契約 のもの 定する実費
14 亚 俚 加	平 14		短期専用契約	短期専用契約
			以外のもの	のもの
ア 異経路の 線路専用料		1	別に算定	する実費
イ 配線設備専用料	1配線ごとに	光配線	2, 000	3, 000

2-1-2 当社が別に定める特定協定事業者との相互接続によるとき

- \cdot 50Mb/s, 150Mb/s
- (1) 基本回線専用料

A. 基本料

単 位	料金額(円/月) (本体価格)
専用回線1回線ごとに	503, 000

B. 加算料

B-1・中継回線の部分

専用回線1回線ごとに

		料 金 額 (本体	(円/月) s価格)
	距離 区分	5 0 M b / s	150Mb/s
回	880 kmまでのもの	16, 676, 000	44, 831, 000
線距離	880 kmを超えるもの	16,676,000 に880 kmを超える20 kmまでごとに345,000 を加えた 額	44,831,000 に 880 kmを超える 20 kmまでごとに 936,000 を加えた額

B-2・端末回線の部分

単 位	料金額(円/月) (本体価格)
専用回線1回線につき 100mまでごとに	370

(2) 加算額

料 金 種 別	単位	区分	料 金 額 (円/月)
異経路の 線路専用料	_	_	別に算定する実費

第4 ATM専用サービスに関する料金

第4-1 臨時専用契約以外の契約に関するもの

1 適 用

ATM専用サービス(ATM方式により符号伝送を行う専用サービスをいいます。以下同じとします。)には、0.5Mb/s 及び1Mb/s から1Mb/s ごとに135Mb/s までの品目(料金表別表に規定する伝送速度の符号伝送が可能なものとします。)があります。

区 分	内容	
(1) 品目に係る	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。	
料金の適用	品 目 内 容	
	0.5Mb/s 料金表別表に規定する伝送速度の符号伝送	
	1Mb/s から 1Mb/s が可能なものとします。	
	ごとに 135Mb/s まで	

(2) 細目に係る 料金の適用

当社は、料金表を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。

ア 通信の態様による細目

(ア) 利用する回線による区別

(7) 行(1) 9 回(水(こよう区が)		
品目	内容	
中継回線によるもの	中継回線及びその中継回線に接続される端 末回線を利用するもの	
端末回線のみによるもの	端末回線のみを利用するもの	

備考

当社は、その専用回線が接続専用回線(相互接続点において端末 設備が接続される形態に相当するものを除きます。)の場合は、中 継回線によるものに限り提供します。

(イ) 1 芯式と 2 芯式の区別

品目	内 容
1 芯式	端末回線が1芯式のもの
2 芯式	端末回線が2芯式のもの

備考

- 1 当社は、45Mb/sから135Mb/sまでの品目にあっては2芯式、その他の品目にあっては1芯式又は2芯式のものを提供します。
- 2 当社は、1芯式の端末回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。
- 3 端末回線多重を利用する場合において、1の端末回線多重を利用する端末回線については、1芯式と2芯式の区別は同一のものとし、その伝送速度の合計が1芯式にあって44Mb/s、2芯式にあっては、134.7Mb/sまでとします。

イ 保守の態様による細目

(ア) サービスクラスによる区別

区 別	内容
通常クラス	中継回線が二重化されているもの
シンプルクラス	中継回線が二重化されていないもの

(1)	保守の区別
(1)	1米マナリカメガ

区 別	内容
タイプ 1	専用サービス取扱所の営業時間外に、その専用回線
	について修理又は復旧の請求を受け付けたときに、
	その受け付けた時刻以降の直近の営業時間において
	その修理又は復旧を行うもの
タイプ 2	タイプ1以外のもの
備考	
保守の区別は	シンプルクラスのものにあります

(3) 回線距離の 測定

回線距離は、高速ディジタル伝送サービスの場合に準じて測定します。

- (4) 端末回線多 重を利用して いる場合の料 金の適用
- 端末回線多重を利用している場合の基本料(その端末回線多重に係るものに限ります。)は、2の2-1の(1)(基本料)と同額を減額し、同一の端末回線多重を利用する専用回線(特定協定事業者との相互接続に係るものであって、その特定協定事業者が料金を設定する場合を含みます。)のうち1の専用回線について、2の2-1の(1)(基本料)と同額を加算して適用します。 基本料は、接続専用回線の相互接続点(端末記憶が接続される形態となるよ
- (5) 基本料の適 用除外
- 基本料は、接続専用回線の相互接続点(端末設備が接続される形態となるものを除きます。)の部分には適用しません。
- (6) 長期継続利 用に係る料金 の適用

ア 当社は、専用契約者(臨時専用契約者を除きます。以下この欄において同じとします。)から、その専用契約に係る専用回線について、次表に定める期間の継続利用(以下この欄において「長期継続利用」といいます。)の申し出があった場合には、その期間における基本回線専用料及び加算額のうち配線設備専用料(以下この欄において「基本回線専用料等」といいます。)については、基本回線専用料等の額(この表の同欄以外の適用があった場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)から同表に規定する額を減額した額を適用します。

この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか一つを選択していただきます。

種類	継続して利用する期間	料金の減額 (円/月)
(ア) 3年利用	3年間	基本回線専用料等の額 に 0.07 を乗じて得た額
(1) 6年利用	6 年間	基本回線専用料等の額 に 0.11 を乗じて得た額

- イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申し出を当社が承 諾した日(専用契約の申込みと同時に長期継続利用の申し出があった場合 は、その専用回線の提供を開始した日)から適用します。
- ウ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間(以下「長期継続利用期間」といいます。)には、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。
- エ 当社は、長期継続利用に係る専用回線について、その専用契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。
- オ 長期継続に係る専用契約者は、長期継続期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。
- カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更について は、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間 よりも長くなる場合に限り行うことができます。

- キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類に係る長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類に係る長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。
- ク 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間の満了前に専用サービスの品目、1 芯式と 2 芯式の区別、サービスクラスの変更若しくは専用回線の移転により当該専用契約に係る料金が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が別に定める方法により一括して支払っていただきます。

区 分	支払いを要する額
(ア) 品目の変更等によ	残余の期間に対応する長期継続利用適用
り料金が減少した場合	後の料金の差額(減少前の長期継続利用適
	用後の料金から減少後の長期継続利用適
	用後の料金を控除して得た額をいいま
	す。)に 0.30 を乗じて得た額
(イ) 長期継続利用の廃	残余の期間に対応する廃止前の長期継続
止があった場合	利用適用後の料金に 0.30 を乗じて得た額

(7) 回線内速度 設定を利用し ている場合の 加算額の適用

回線内速度設定を利用している場合に、回線内速度設定の加算額を適用します。

(8) 回線距離測 定局の変更そ の他の場合に おける料金の 適用 回線距離測定局の変更があった場合、異経路による場合及び復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合の料金の適用については、アナログ伝送サービス等の場合に、当社が配線設備を提供した場合の料金の適用については、高速ディジタル伝送サービスの場合に準ずるものとします。

- (9) 最低利用期 間内に専用契 約の解除等が あった場合の 料金の適用
- ア ATM専用サービスについて、臨時専用契約に係るもの、異経路による もの及び長期継続利用に係る料金の適用によるものを除いて最低利用期 間があります。
- イ 専用契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、約款 第65条(料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の 期間に対応する料金(基本回線専用料及び加算額とします。以下この欄に おいて同じとします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。
- ウ 専用契約者は、最低利用期間内にサービスの品目、1芯式2芯式の区別 若しくはサービスクラスによる区別の変更又は専用回線の移転があった 場合は、変更又は移転前の料金の額から、変更又は移転後の料金の額を控 除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を一括し て支払っていただきます。
- エ ウの場合に、品目、1 芯式と 2 芯式の区別又はサービスクラスによる区別の変更と同時にその専用回線の設置場所において、専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の料金を合算して行います。
- オ イ、ウ及びエの規定にかかわらず、特定協定事業者との相互接続に係る料金 (特定協定事業者が料金を設定するものに限ります。)の取り扱いのものについて、最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用は、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

(10) 特定協定事 業者との相互 接続に係る料 金(基本料) の適用

端末回線が1芯式のものの特定協定事業者(KDDI株式会社、日本テレコム株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係るものに限ります。)に係る基本料の一部については、当社が定めるものとし、その額は引込線1回線ごとに月額2,000円(本体価格)とします。

- (11) サービス品 質(故障回復 時間)に係る 料金の適用
- ア 当社は、ATM専用サービスに係る専用回線(接続専用回線については、当社が別に定める特定協定事業者に係るもの以外のもの及びシンプルクラスのものを除きます。以下(12)欄まで同じとします。)の専用契約者(臨時専用契約を締結している専用契約者を除きます。以下(12)欄まで同じとします。)の責めによらない理由により、その専用回線等を全く利用できない状態(その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。)が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻(約款第74条(専用契約者の切分責任)の規定によりその専用契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。)とします。)から起算して1時間以上その状態が連続したときは、その専用契約に係る料金(その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。以下「故障回復時間返還料金額」といいます。)を返還します。

ただし、次の場合には、この限りではありません。この場合の料金の取り扱いについては、当社は約款第65条(料金の支払義務)第2項第2号及び第3項第2号の規定を適用します。

- (ア) 約款第 59 条 (接続専用回線の接続休止) の規定により接続休止とし とき。履歴
- (イ) 約款第61条(利用中止)第1項の規定により専用回線の利用を中止する場合であって、当社があらかじめその専用契約者に通知したとき。
- イ アの規定する故障回復時間返還料金額は、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した時点における2(料金額)に規定する料金(この表の(10)欄を除く(1)欄から(9)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。)の合計額(以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。)に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
1時間以上2時間未満	10%
2時間以上4時間未満	20%
4時間以上6時間未満	3 0 %
6時間以上8時間未満	40%
8時間以上72時間未満	5 0 %
72 時間以上	100%

- ウ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額(以下「故障回復時間返還上限額」といいます。)を上限として返還します。
- (ア) (イ)以外の場合

その暦月におけるその専用契約に係る2(料金額)に規定する料金(故障回復時間返還基準額に係るもの(その暦月において料金表通則の5の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の5及び6の規定に基づき算出した額とします。))の額(約款第65条(料金の支払義務)第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額又は料金表通則の7の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。)

(イ) その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の 提供を開始した日がその暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

エ アの場合において、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した場合が1の暦月(ウの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。)において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。

- オ この欄の規定による料金の返還とこの表の(12)欄の規定による料金の 返還を1の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取り扱い については、(12)欄の規定に定めるところによります。
- (12) サービス品 質(開通遅延 期間)に係る 料金の適用
- ア 当社は、約款第38条(専用申込の承諾)の規定によりATM専用サービスに係る専用契約の申込みの承諾をした場合において、当社とその専用契約者とがその専用回線の提供の開始を合意した日(以下この欄において、「開通予定日」といいます。)にその専用契約者の責めによらない理由によりその専用回線の提供を開始できなかった場合は、開通予定日からその専用回線の提供を開始した日までの日数(開通予定日から起算してその翌日を1日とした日数とします。以下この欄において「開通遅延日数」といいます。)に応じて、その専用契約に係る料金(以下この欄において「開通遅延期間返還料金額」といいます。)を返還します。
- イ アに規定する開通遅延期間返還料金額は、その専用回線の提供を開始した日における2(料金額)に規定する料金(この表の(10)欄を除く(1)欄から(9)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「開通遅延期間返還基準額」といいます。)に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

利並及逐年と示して内に限ししよう。						
開通遅延日数	料金返還率					
1 日	10%					
2日以上	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還					
15日未満	率に1日を超える1日ごとに1%を加算した率					
15日	25%					
16日以上	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返					
28日未満	還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率					
28日以上	5 0 %					

- ウ 当社は、イの規定により算出した開通遅延期間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額(以下「開通遅延期間返還上限額」といいます。)を上限として返還します。
- (ア) (イ)以外の場合

その専用回線の提供を開始した日を含む暦月に係る2(料金額)に規定する料金(開通遅延期間返還基準額に係るもの(料金表通則の5の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の5及び6の規定に基づき算出した額とします。))の額(約款第65条(料金の支払義務)第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額又は料金表通則の7の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。)

(イ) その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の 提供を開始した日がその暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

エ この欄の規定による料金の返還とこの表の(11)欄の規定による料金の 返還が1の暦月に同時に行う場合は、当社は故障回復時間返還料金額及び 開通遅延期間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。

2 料金額

2-1 基本額

(1) 基本回線専用料(基本料)

引込線1回線ごとに

区分	料 金 額 (本体	(円/月) 価格)
	1 芯式の場合	2 芯式の場合
タイプ 1 のもの	61,000	125,000
タイプ1以外のもの	65,000	133,000

(1) 基本回線専用料(加算料)

7 0.5 Mb/s

専用回線1回線ごとに

					۱,	-	C C (C
	ᇚᆣᆄᄮ			料 金 額 (本体	(円/月) 価格)		
	距離	接続専用	用回線以外の専	9用回線		接続専用回線	
	区 分	通常クラス	シンプバ	レクラス	通常クラス	シンプバ	レクラス
		世帯グノハ	タイプ 1	タイプ 2	通用ソノハ	タイプ 1	タイプ 2
	端末回線のみに よるもの	2, 500					
中継	15 kmまでのもの	45, 000	29,000	30, 500	39,000	23, 500	25, 500
回線	30 kmまでのもの	116, 500	76, 000	80,000	75, 000	44, 500	47, 500
によ	40 kmまでのもの	125, 000	87,000	92,000	98,000	57, 500	61,500
る	50 kmまでのもの	138, 000	97, 000	102,000	116, 000	67, 500	72, 500
もの	50 kmを超えるも の	148, 000	104, 000	110,000	133, 000	78, 500	83, 500

イ 1Mb/s

			4714 — (44) — (44							
					料 金 額	(円/月)				
	85	卤化		(本体価格)						
	距 区	離ハ	接続専用	用回線以外の専	7用回線		接続専用回線			
		分	通常クラス	シンプバ	レクラス	通常クラス	シンプバ	レクラス		
			囲帯グ ノ へ	タイプ 1	タイプ 2	地帯グノヘ	タイプ 1	タイプ 2		
	端末回線のみに		6,000							
н	よるもの									
中継	15 kmま	でのもの	89, 000	57,000	59, 500	77, 000	47, 500	50, 500		
回線	30 kmま	でのもの	231, 000	149, 000	157, 500	150, 000	89, 500	94, 500		
によ	40 kmま	でのもの	248, 000	171, 000	181, 500	194, 000	114, 500	121, 500		
る	50 kmま	でのもの	274, 000	190, 000	200, 500	229, 000	135, 500	143, 500		
もの	50 km を	を超えるも	293, 000	204, 000	216, 000	264, 000	155, 500	165, 500		

ウ 2Mb/s

専用回線1回線ごとに

4714 741									
					料 金 額	(円/月)			
	00	·対 化	(本体価格)						
	距	離ハ	接続専用	用回線以外の専	9月回線		接続専用回線		
	区	分	活費カニュ	シンプバ	レクラス	通常クラス	シンプバ	レクラス	
			通常クラス	タイプ 1	タイプ 2	囲吊グノヘ	タイプ 1	タイプ 2	
	端末回線のみに よるもの		10,000						
中継	15 kmま	きでのもの	159, 000	102, 000	107, 000	138, 000	85, 500	89, 500	
回線	30 kmま	こでのもの	409, 000	263, 000	277, 500	266, 000	159, 500	168, 500	
によ	40 kmま	きでのもの	436, 000	300,000	317, 500	344, 000	204, 500	216, 500	
る	50 kmま	でのもの	482, 000	334, 000	353, 000	406, 000	240, 500	254, 500	
もの	50 km?	を超えるも	515, 000	358, 000	379, 000	468, 000	275, 500	292, 500	

工 3Mb/s

専用回線1回線ごとに

					-/1	一个 四水 1 四水	
				料 金 額 (本体	(円/月) 価格)		
	距離	接続専用	用回線以外の専			接続専用回線	
	区 分	通常クラス	シンプバ	レクラス	通常クラス	シンプバ	レクラス
		世帯グノハ	タイプ 1	タイプ 2	世帯グノハ	タイプ 1	タイプ 2
	端末回線のみに よるもの	14, 000					
中継	15 kmまでのもの	227, 000	147, 000	155, 000	198, 000	123, 500	129, 500
回線	30 kmまでのもの	587, 000	376, 000	396, 500	382, 000	229, 500	242, 500
によ	40 kmまでのもの	626, 000	430, 000	455, 000	493, 000	293, 500	311, 500
る	50 kmまでのもの	691, 000	478, 000	506, 000	582, 000	344, 500	365, 500
もの	50 kmを超えるも の	738, 000	512, 000	542, 500	672, 000	396, 500	420, 500

才 4Mb/s

				料 金 額 (本体	(円/月) 価格)		
	距離	接続専用	用回線以外の専			接続専用回線	
	区 分	通常クラス	シンプバ	レクラス	通常クラス	シンプル	レクラス
		世帯グノハ	タイプ 1	タイプ 2	世帯グノハ	タイプ 1	タイプ 2
	端末回線のみに よるもの	16, 000					
中継	15 kmまでのもの	263, 000	169, 000	177, 000	227, 000	141, 500	149, 500
回線	30 kmまでのもの	676, 000	431, 000	455, 000	438, 000	263, 500	278, 500
によ	40 kmまでのもの	720, 000	493, 000	521, 500	565, 000	336, 500	356, 500
る	50 kmまでのもの	797, 000	548, 000	580,000	668, 000	395, 500	419, 500
もの	50 kmを超えるも の	851, 000	587, 000	622, 000	770, 000	454, 500	482, 500

カ 5Mb/s

専用回線1回線ごとに

			474E/M 2 E/F							
					料 金 額	(円/月)				
	ᇣ	離	(本体価格)							
	距		接続専用	用回線以外の専	9用回線		接続専用回線			
	区	分	通常クラス	シンプバ	レクラス	通常クラス	シンプバ	レクラス		
			囲帯グ ノ ヘ	タイプ 1	タイプ 2	囲帯グノヘ	タイプ 1	タイプ 2		
	端末回線のみに よるもの		19,000							
中継	15 kmま	でのもの	299, 000	192, 000	201, 500	257, 000	160, 500	168, 500		
回線	30 kmま	こでのもの	764, 500	490, 000	517, 500	494, 000	297, 500	314, 500		
によ	40 kmま	こでのもの	814, 000	559, 000	591,000	638, 000	379, 500	402, 500		
る	50 kmま	こでのもの	903, 000	622, 000	658, 500	753, 000	446, 500	473, 500		
もの	50 km そ	を超えるも	964, 000	665, 000	704, 500	868, 000	512, 500	544, 500		

‡ 6Mb/s

専用回線1回線ごとに

					/1	/			
				料 金 額	(円/月)				
	口口 一 肉件		(本体価格)						
	距離	接続専用	用回線以外の専	9用回線		接続専用回線			
	区 分	活帯カニュ	シンプバ	レクラス	通常クラス	シンプル	レクラス		
		通常クラス	タイプ 1	タイプ 2	一	タイプ 1	タイプ 2		
	端末回線のみに よるもの	21,000					_		
中継	15 kmまでのもの	319, 000	207, 000	218,000	287, 000	179, 500	188, 500		
回線	30 kmまでのもの	853, 000	544, 000	575, 000	550, 000	331, 500	350, 500		
によ	40 kmまでのもの	908, 000	623, 000	659, 500	711, 000	423, 500	448, 500		
る	50 kmまでのもの	1, 007, 000	695, 000	735, 000	839, 000	496, 500	527, 500		
もの	50 kmを超えるも の	1, 076, 000	745, 000	789, 000	966, 000	570, 500	605, 500		

ク 7Mb/s

			17/11/M/1 H/M/1 CT					
	n=				料 金 額	(円/月)		
		対任	(本体価格)					
	距 区	離 分	接続専用	用回線以外の専	7月回線		接続専用回線	
		77	通常クラス	シンプバ	レクラス	通常クラス	シンプバ	レクラス
			囲 吊 ク ノ ハ	タイプ 1	タイプ 2	一	タイプ 1	タイプ 2
	端末回線のみに よるもの		21, 500					
中継	15 kmま	でのもの	328, 500	212, 500	224, 000	295, 000	185, 000	194, 000
回線	30 kmま	でのもの	880, 000	561,000	593, 000	566, 000	341, 500	361, 000
によ	40 kmま	でのもの	937, 000	643, 000	680, 500	732, 500	436, 500	462, 500
る	50 kmま	でのもの	1, 040, 000	717, 500	759, 000	864, 500	512, 000	544, 000
もの	50 km を	を超えるも	1, 112, 000	769, 500	814, 500	995, 500	588, 000	624, 500

専用回線1回線ごとに

						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	A TO THE TOTAL	
					料 金 額	(円/月)		
	ΔIC	対伏			(本体	価格)		
	距	* **	接続専用回線以外の専用回線				接続専用回線	
	区 分		通費カラフ	シンプバ	レクラス	マヴァニュ	シンプル	レクラス
			通常クラス	タイプ 1	タイプ 2	通常クラス	タイプ 1	タイプ 2
	端末回線のみに よるもの		22, 000	_				
中継	15 kmま	でのもの	337, 000	218, 000	229, 500	303, 500	190, 000	199, 500
回線	30 kmま	そでのもの	906, 000	578, 500	611, 500	583, 000	351, 500	371, 500
によ	40 kmま	こでのもの	966, 000	663, 000	702, 000	754, 000	449, 500	476, 000
る	50 kmま	こでのもの	1, 073, 000	740, 000	783, 000	890, 000	527, 000	560, 000
もの	50 km ?	を超えるも	1, 148, 000	794, 000	840, 500	1, 025, 000	605, 500	643, 000

$= 9 \,\mathrm{Mb/s}$

専用回線1回線ごとに

	-				料 金 額 (本体	(円/月) 価格)		_
			接続専用回線以外の専用回線				接続専用回線	
	区 分		通常クラス	シンプバ	レクラス	通常クラス	シンプル	レクラス
			世帯グ ノス	タイプ 1	タイプ 2	世帯グノヘ	タイプ 1	タイプ 2
	端末回線のみに よるもの		22, 500					
中継	15 kmまで	でのもの	346, 000	223, 000	235, 000	311, 500	195, 500	205, 000
回線	30 kmまで	いもの	933, 000	595, 500	629, 500	599, 500	361, 500	382, 000
によ	40 kmまで	いもの	995, 000	683, 500	723, 500	776, 000	462, 500	489, 500
る	50 kmまで	でのもの	1, 106, 000	763, 000	807, 500	916, 000	542, 500	576, 000
もの	50 kmを起 の	超えるも	1, 184, 000	818, 500	866, 500	1, 055, 000	623, 000	661, 500

サ 10Mb/s

	□ <i></i>		料 金 額 (円/月) (本体価格)						
	距離	接続専用回線以外の専用回線				接続専用回線			
	区 分	通常クラス	シンプバ	レクラス	通常クラス	シンプバ	レクラス		
		世帯グノハ	タイプ 1	タイプ 2	囲吊クラス	タイプ 1	タイプ 2		
	端末回線のみに よるもの	23,000							
中継	15 kmまでのもの	354, 500	229, 000	241, 500	320, 000	200, 500	210, 500		
回線	30 kmまでのもの	959, 000	613, 000	648, 000	616, 000	371, 500	392, 500		
によ	40 kmまでのもの	1, 024, 000	703, 500	745, 000	797, 500	475, 500	503, 000		
る	50 kmまでのもの	1, 139, 000	785, 500	831, 000	941, 500	557, 500	592, 000		
もの	50 kmを超えるも の	1, 220, 000	843, 000	892, 500	1, 084, 500	640, 500	680, 000		

専用回線1回線ごとに

						.4	VII I WAY T I WAY		
					料金額	(円/月)			
	н	-1.4 1/4			(本体	:価格)			
	距 区		接続専用回線以外の専用回線				接続専用回線		
	区 万		通常クラス	シンプバ	レクラス	通常クラス	シンプル	レクラス	
			世帯グ ノ ハ	タイプ 1	タイプ 2	世帯グノハ	タイプ 1	タイプ 2	
	端末回線のみに よるもの		24, 000						
中継	15 kmま	でのもの	363, 500	235, 000	247, 500	328, 500	205, 500	215, 500	
回線	30 kmま	でのもの	986, 000	630, 500	666, 500	633, 000	381, 500	403, 000	
によ	40 kmま	でのもの	1, 054, 000	724, 000	766, 500	819, 500	488, 000	516, 500	
る	50 kmま	でのもの	1, 173, 000	808, 500	855, 500	967, 500	572, 500	608, 000	
もの	50 km を	を超えるも	1, 256, 000	867, 500	918, 500	1, 114, 500	658, 000	698, 500	

ス 16Mb/sから20Mb/sのもの

専用回線1回線ごとに

						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	A TO THE TOTAL	
					料 金 額	(円/月)		
	oc:	₫ #			(本体	価格)		
	距		接続専用回線以外の専用回線				接続専用回線	
	区 分		通常クラス	シンプバ	レクラス	通費カラフ	シンプバ	レクラス
			世帯グ ノハ	タイプ 1	タイプ 2	通常クラス	タイプ 1	タイプ 2
	端末回線のみに よるもの		27, 000					
中継		でのもの	407, 000	263, 000	277, 500	370, 000	231, 000	242, 500
回線	30 kmま	でのもの	1, 120, 000	717, 000	757, 500	716, 000	431, 500	455, 500
によ	40 kmま	こでのもの	1, 200, 000	825, 000	873, 500	928, 000	552, 500	584, 500
る	50 kmま	でのもの	1, 338, 000	922, 000	976, 000	1, 096, 000	648, 500	688, 500
もの	50 km を	を超えるも	1, 437, 000	990, 000	1, 048, 500	1, 263, 000	745, 500	791, 000

セ 21Mb/sから25Mb/sのもの

	nr	* **		料 金 額 (円/月) (本体価格)						
			接続専用回線以外の専用回線				接続専用回線			
	区 分		通常クラス	シンプバ	レクラス	通常クラス	シンプバ	レクラス		
			世市ソノハ	タイプ 1	タイプ 2	一 地帯グノヘ	タイプ 1	タイプ 2		
	端末回線の よるもの		30,000							
中継	15 kmまでの	のもの	450, 500	291, 000	307, 000	411, 500	256, 500	265, 500		
回線	30 kmまでの	のもの	1, 253, 000	803, 500	849, 000	799, 000	481, 500	508, 000		
によ	40 kmまでの	のもの	1, 346, 000	926, 000	981, 000	1, 036, 500	617, 000	652, 500		
る	50 kmまでの	のもの	1, 503, 000	1, 035, 500	1, 096, 500	1, 224, 500	721, 500	769, 000		
もの	50 kmを超 の	えるも	1, 617, 000	1, 112, 500	1, 178, 500	1, 411, 500	833, 000	884, 000		

ソ 26Mb/sから30Mb/sのもの

専用回線1回線ごとに

						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	A TO THE TOTAL	
					料金額	(円/月)		
	п	<i>ماين</i>			(本体	価格)		
	距		接続専用回線以外の専用回線			接続専用回線		
	区 分		通常クラス	シンプバ	レクラス	通常クラス	シンプバ	レクラス
			世帯グ ノヘ	タイプ 1	タイプ 2	世帯グ ノヘ	タイプ 1	タイプ 2
	端末回線のみに よるもの		33, 000					
中継	15 kmま	でのもの	493, 000	319,000	337, 000	453, 000	282, 000	296, 500
回線	30 kmま	でのもの	1, 385, 000	890, 000	940, 500	882, 000	531, 500	560, 500
によ	40 kmま	でのもの	1, 490, 000	1, 027, 000	1, 088, 000	1, 145, 000	681, 500	720, 500
る	50 kmま	でのもの	1, 669, 000	1, 149, 000	1, 217, 000	1, 353, 000	800, 500	849, 000
もの	50 km を	を超えるも	1, 797, 000	1, 235, 000	1, 308, 000	1, 560, 000	920, 500	977, 000

タ 31Mb/sから35Mb/sのもの

専用回線1回線ごとに

					,,		
				料 金 額 (本体	(円/月) :価格)		
	距離八八	接続専	用回線以外の専		接続専用回線		
	区 分	通常クラス	シンプバ	レクラス	通常クラス	シンプバ	レクラス
		世帯グノヘ	タイプ 1	タイプ 2		タイプ 1	タイプ 2
	端末回線のみに よるもの	36, 000					
中継	15 kmまでのもの	537, 000	347, 000	366, 500	494, 500	307, 500	323, 500
回線	30 kmまでのもの	1, 517, 000	976, 500	1, 032, 000	965, 000	581, 500	612, 500
によ	40 kmまでのもの	1, 636, 000	1, 128, 000	1, 195, 500	1, 253, 500	746, 000	788, 000
る	50 kmまでのもの		1, 262, 500	1, 337, 500	1, 481, 500	876, 500	929, 500
もの	50 kmを超える の	1, 977, 000	1, 357, 500	1, 438, 000	1, 708, 500	1, 008, 000	1, 070, 000

チ 36Mb/sから40Mb/sのもの

					,1	-) 11 ET WW T ET WW				
				料 金 額	(円/月)					
	口亡 放化		(本体価格)							
	距 離	接続専	接続専用回線以外の専用回線			接続専用回線				
	区 分	通常クラス・	シンプバ	レクラス	マサトニュ	シンプル	レクラス			
		世帯グノヘ	タイプ 1	タイプ 2	通常クラス	タイプ 1	タイプ 2			
	端末回線のみに よるもの	38, 000								
中継	15 kmまでのもの	580, 000	375, 000	396, 000	536, 000	333, 000	350, 500			
回線	30 kmまでのもの	1, 651, 000	1, 063, 000	1, 123, 000	1, 048, 000	631, 500	665, 000			
によ	40 kmまでのもの	1, 782, 000	1, 229, 000	1, 302, 500	1, 362, 000	810, 500	856, 000			
る	50 kmまでのもの	2, 000, 000	1, 376, 000	1, 458, 000	1, 610, 000	952, 500	1,010,000			
もの	50 kmを超えるも の	2, 158, 000	1, 479, 000	1, 566, 500	1, 857, 000	1, 095, 500	1, 163, 000			

ツ 41Mb/sから45Mb/sのもの

専用回線1回線ごとに

		·			料 金 額	(円/月)		
	85	动化			(本体	価格)		
	距	離 分	接続専用回線以外の専用回線				接続専用回線	
	区	N	活費カニュ	シンプバ	レクラス	活帯カニュ	シンプバ	レクラス
			通常クラス	タイプ 1	タイプ 2	通常クラス	タイプ 1	タイプ 2
	端末回線のみに よるもの		42,000					
中継	15 kmま	でのもの	624, 000	403, 000	426, 000	577, 000	358, 500	377, 500
回線	30 kmま	でのもの	1, 784, 000	1, 149, 500	1, 214, 500	1, 131, 000	681, 500	717, 500
によ	40 kmま	でのもの	1, 928, 000	1, 330, 000	1, 409, 500	1, 470, 500	875, 000	924, 000
る	50 kmま	でのもの	2, 165, 000	1, 489, 500	1, 578, 500	1, 738, 500	1, 028, 500	1, 090, 500
もの	50 kmを	と超えるも	2, 338, 000	1, 602, 500	1, 697, 500	2, 005, 500	1, 183, 000	1, 256, 000

テ 46Mb/sから50Mb/sのもの

専用回線1回線ごとに

					-/1	一个 四水 1 四水		
				料金額	(円/月)			
	口口 一位化		(本体価格)					
	距 離 区 分	接続専用回線以外の専用回線				接続専用回線		
		通常クラス	シンプバ	レクラス	通常クラス	シンプバ	レクラス	
		通市 ノ ノ ハ	タイプ 1	タイプ 2	通市 ノ ノ ハ	タイプ 1	タイプ 2	
	端末回線のみに よるもの	45, 000						
中継	15 kmまでのもの	667, 000	431,000	455, 500	619, 000	384, 000	404, 500	
回線	30 kmまでのもの	1, 917, 000	1, 236, 000	1, 306, 000	1, 214, 000	731, 500	770, 000	
によ	40 kmまでのもの	2, 074, 000	1, 431, 000	1, 517, 000	1, 579, 000	935, 500	992, 000	
る	50 kmまでのもの	2, 331, 000	1, 603, 000	1, 699, 000	1, 867, 000	1, 104, 500	1, 171, 000	
もの	50 kmを超えるも の	2, 519, 000	1, 725, 000	1, 827, 500	2, 154, 000	1, 270, 500	1, 349, 000	

ト 51Mb/sから60Mb/sのもの

					1,					
				料 金 額	(円/月)					
	口口 一 肉件		(本体価格)							
	距離	接続専用回線以外の専用回線				接続専用回線				
	区 分	活帯カニュ	シンプル	レクラス	通常クラス	シンプバ	レクラス			
		通常クラス	タイプ 1	タイプ 2	世帯グ ノヘ	タイプ 1	タイプ 2			
	端末回線のみに よるもの	46, 000								
中継	15 kmまでのもの	709, 000	461,000	485, 000	658, 500	410, 500	432, 000			
回線	30 kmまでのもの	2, 046, 000	1, 321, 500	1, 397, 500	1, 294, 500	777, 500	821, 000			
によ	40 kmまでのもの	2, 211, 000	1, 527, 500	1, 617, 000	1, 680, 500	1, 000, 000	1, 058, 000			
る	50 kmまでのもの	2, 488, 000	1, 715, 500	1, 816, 000	1, 990, 000	1, 178, 000	1, 248, 000			
もの	50 kmを超えるも の	2, 691, 000	1, 846, 000	1, 955, 000	2, 299, 000	1, 356, 000	1, 438, 000			

ナ 61Mb/sから70Mb/sのもの

専用回線1回線ごとに

			THE METERS OF THE PROPERTY OF						
					料金額	(円/月)			
	н	-1: //-	(本体価格)						
	距 区	離 分	接続専用	用回線以外の専	9用回線		接続専用回線		
		N	通常クラス	シンプバ	レクラス	通常クラス	シンプル	レクラス	
			世市ノノハ	タイプ 1	タイプ 2	通市 ノ ノ ハ	タイプ 1	タイプ 2	
	端末回線のみに よるもの		50,000						
中継	15 kmま	でのもの	775, 000	504, 000	531,000	723, 500	450, 500	474, 000	
回線	30 kmま	でのもの	2, 257, 000	1, 456, 500	1, 540, 500	1, 429, 500	857, 500	907, 000	
によ	40 kmま	でのもの	2, 441, 000	1, 685, 500	1, 784, 500	1, 857, 500	1, 105, 000	1, 170, 000	
る	50 kmま	でのもの	2, 746, 000	1, 893, 500	2, 004, 500	2, 201, 000	1, 302, 000	1, 380, 000	
もの	50 kmを の	と超えるも	2, 971, 000	2, 039, 000	2, 159, 500	2, 543, 000	1, 500, 000	1, 591, 000	

= 71 Mb/sから80 Mb/sのもの

専用回線1回線ごとに

		サガ 団 旅 こと に			<u> </u>			
				料 金 額 (本体	(円/月) 価格)			
	距離	接続専用	用回線以外の専			接続専用回線		
	区 分	通常クラス	シンプバ	レクラス	通常クラス	シンプバ	レクラス	
		一 囲帯グ ノベ	タイプ 1	タイプ 2	世帯グ ノヘ	タイプ 1	タイプ 2	
	端末回線のみに よるもの	54, 000						
中継	15 kmまでのもの	841, 000	547, 000	576, 500	788, 500	490, 500	516, 000	
回線	30 kmまでのもの	2, 468, 000	1, 591, 500	1, 683, 000	1, 564, 500	937, 500	991, 000	
によ	40 kmまでのもの	2, 670, 000	1, 843, 500	1, 952, 000	2, 034, 500	1, 210, 000	1, 282, 000	
る	50 kmまでのもの	3, 004, 000	2, 071, 500	2, 193, 000	2, 412, 000	1, 426, 000	1, 512, 000	
もの	50 kmを超えるも の	3, 252, 000	2, 232, 000	2, 364, 000	2, 787, 000	1, 644, 000	1, 744, 000	

ヌ 81Mb/sから90Mb/sのもの

				料 金 額	(円/月)			
	距離	(本体価格)						
	区 分	接続専用	用回線以外の専	7月回線		接続専用回線		
		通常クラス	シンプル	レクラス	通常クラス	シンプバ	レクラス	
		世市グノヘ	タイプ 1	タイプ 2	世帯グノハ	タイプ 1	タイプ 2	
	端末回線のみに よるもの	58,000						
中継	15 kmまでのもの	907, 000	590, 000	622, 000	853, 500	530, 500	557, 000	
回線	30 kmまでのもの	2, 678, 000	1, 726, 500	1, 826, 000	1, 699, 500	1, 017, 500	1, 076, 000	
によ	40 kmまでのもの	2, 900, 000	2, 001, 500	2, 120, 000	2, 211, 500	1, 315, 000	1, 394, 000	
る	50 kmまでのもの	3, 262, 000	2, 249, 500	2, 381, 500	2, 623, 000	1, 550, 000	1, 644, 000	
もの	50 kmを超えるも の	3, 531, 000	2, 425, 000	2, 568, 000	3, 031, 000	1, 788, 000	1, 897, 000	

ネ 91Mb/sから100Mb/sのもの

専用回線1回線ごとに

		行行日旅生日旅ととで						
				料金額	(円/月) 価格)			
	距離	接続専門	用回線以外の専		·加竹 /	接続専用回線		
	区 分	通常クラス	シンプバ	レクラス	通常クラス	シンプル	レクラス	
		一 囲帯グ ノヘ	タイプ 1	タイプ 2	世帯グ ノヘ	タイプ 1	タイプ 2	
	端末回線のみに よるもの	62, 000						
中継	15 kmまでのもの	973, 000	633, 000	667, 500	918, 500	570, 500	599, 000	
回線	30 kmまでのもの	2, 890, 000	1, 861, 500	1, 969, 000	1, 834, 500	1, 097, 500	1, 161, 000	
によ	40 kmまでのもの	3, 129, 000	2, 159, 500	2, 287, 500	2, 388, 500	1, 420, 000	1, 506, 000	
る	50 kmまでのもの	3, 521, 000	2, 427, 500	2, 570, 500	2, 834, 000	1, 674, 000	1, 776, 000	
もの	50 kmを超えるも の	3, 811, 000	2, 618, 000	2, 772, 500	3, 275, 000	1, 932, 000	2, 050, 000	

/ 101Mb/sから110Mb/sのもの

専用回線1回線ごとに

					.4	11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
				料金額	(円/月)			
	口亡 克化	(本体価格)						
	距 離 区 分	接続専用	用回線以外の専	9月回線		接続専用回線		
		通常クラス	シンプバ	レクラス	通常クラス	シンプバ	レクラス	
		囲帯グノヘ	タイプ 1	タイプ 2	地帯グノヘ	タイプ 1	タイプ 2	
	端末回線のみに よるもの	66, 000						
中継	15 kmまでのもの	1, 039, 000	676, 000	713, 500	983, 500	610, 500	632, 000	
回線	30 kmまでのもの	3, 100, 000	1, 996, 500	2, 112, 000	1, 969, 500	1, 177, 500	1, 238, 000	
によ	40 kmまでのもの	3, 359, 000	2, 317, 500	2, 455, 000	2, 565, 500	1, 525, 000	1,610,000	
る	50 kmまでのもの	3, 779, 000	2, 605, 500	2, 759, 000	3, 045, 000	1, 798, 000	1, 900, 000	
もの	50 kmを超えるも の	4, 090, 000	2, 811, 000	2, 977, 000	3, 519, 000	2, 076, 000	2, 190, 000	

ハ 111Mb/sから120Mb/sのもの

				料 金 額	(円/月)		
	口口 这份			(本体	(価格)		
	距 離 区 分	接続専用	用回線以外の専	7月回線		接続専用回線	
	区 刀	通常クラス	シンプバ	レクラス	通常クラス	シンプバ	レクラス
		一 囲币グ ノヘ	タイプ 1	タイプ 2	一	タイプ 1	タイプ 2
	端末回線のみに よるもの	70,000					
中継	15 kmまでのもの	1, 105, 000	719, 000	759, 000	1, 048, 500	650, 500	674, 000
回線	30 kmまでのもの	3, 311, 000	2, 131, 500	2, 254, 500	2, 104, 500	1, 257, 500	1, 323, 000
によ	40 kmまでのもの	3, 588, 000	2, 475, 500	2, 623, 000	2, 742, 500	1, 630, 000	1, 722, 000
る	50 kmまでのもの	4, 037, 000	2, 783, 500	2, 947, 500	3, 256, 000	1, 922, 000	2, 022, 000
もの	50 kmを超えるも の	4, 370, 000	3, 004, 000	3, 181, 500	3, 763, 000	2, 220, 000	2, 338, 000

ヒ 121Mb/sから130Mb/sのもの

専用回線1回線ごとに

			47747 7044						
	•	•			料 金 額	(円/月)			
	다드 점	416	(本体価格)						
		雑へ	接続専用	用回線以外の専	9月回線		接続専用回線		
	区	分	通常クラス	シンプバ	レクラス	通常クラス	シンプバ	レクラス	
			囲帯グ ノヘ	タイプ 1	タイプ 2	囲帯グノヘ	タイプ 1	タイプ 2	
	端末回線の よるもの		74, 000						
中継	15 kmまで(のもの	1, 171, 000	762, 000	804, 500	1, 113, 500	690, 500	716, 000	
回線	30 kmまでの	のもの	3, 522, 000	2, 266, 500	2, 397, 500	2, 239, 500	1, 337, 500	1, 408, 000	
によ	40 kmまでの	のもの	3, 818, 000	2, 633, 500	2, 790, 500	2, 919, 500	1, 735, 000	1, 824, 000	
る	50 kmまでの	のもの	4, 296, 000	2, 961, 500	3, 136, 000	3, 467, 000	2, 046, 000	2, 154, 000	
もの	50 kmを超 の	呈えるも	4, 650, 000	3, 197, 000	3, 386, 000	4, 007, 000	2, 364, 000	2, 491, 000	

フ 131Mb/sから135Mb/sのもの

専用回線1回線ごとに

					.,	11 E WY T E WY	, _		
				料金額	(円/月)				
	415 그미		(本体価格)						
	距 離 区 分	接続専用	用回線以外の専	9用回線		接続専用回線			
		活告カニコ	シンプバ	レクラス	済費 カニョ	シンプル	レクラス		
		通常クラス	タイプ 1	タイプ 2	通常クラス	タイプ 1	タイプ 2		
	端末回線のみに よるもの	78, 000							
中継	15 kmまでのもの	1, 237, 000	805, 000	850,000	1, 178, 500	730, 500	758, 000		
回線	30 kmまでのもの	3, 733, 000	2, 401, 500	2, 540, 500	2, 374, 500	1, 417, 500	1, 493, 000		
によ	40 kmまでのもの	4, 047, 000	2, 791, 500	2, 958, 000	3, 096, 500	1, 840, 000	1, 936, 000		
る	50 kmまでのもの	4, 554, 000	3, 139, 500	3, 324, 500	3, 678, 000	2, 170, 000	2, 286, 000		
もの	50 kmを超えるも の	4, 930, 000	3, 390, 000	3, 590, 000	4, 251, 000	2, 508, 000	2, 644, 000		

2-2 加算額

料 金 種 別	単 位	区 分	料金額(円/月) (本体価格)
(1) 回線內速度設定専用料	専用回線1回線ごとに	_	1, 000
(2) 異経路の線路専用料	_	_	別に算定する実費
(3) 配線設備専用料	1配線ごとに	_	2, 000

第4-2 臨時専用契約に関するもの

基本回線専用料、加算額

日額

その専用回線等を臨時専用契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の 10分の1

第5 高速イーサネット専用サービスに関する料金 第5-1 臨時専用契約以外の契約に関するもの

1 適用

適用

区 分	内容
(1) 収容区域の	ア 当社は、高速イーサネット専用サービス取扱局に契約者回線を収容する区
設定	域(以下「収容区域」といいます。)を定めます。
	イ 収容区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動
	向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。
(2) 接続タイプ	当社は、高速イーサネット専用サービスに係る料金額を適用するにあたって、
及び品目に	次表のとおり通信の態様による接続タイプ及び品目を定めます。
係る料金の	

ア 接続タイプによる区分

区 分	内 容
一般接続タイプ	回線の両端が、契約者の指定する場所に回線終端 装置を設定するもの。
データセンター	回線の両端又は、片端が、指定データセンターに
接続タイプ	回線終端装置を設定するもの。
備考	トスワハル 初処老同領ブルア乳ウナステルボベキ

1 接続タイプによる区分は、契約者回線ごとに設定することができます。

イ 各接続タイプにおける品目

(ア) 一般接続タイプ

<u>(ア)一般接続タ</u> ィ	1 /
品目	内容
0.5Mb/sのもの	0.5Mbit/s の符号伝送が可能なもの
1Mb/sのもの	1Mbit/s の符号伝送が可能なもの
2Mb/sのもの	2Mbit/s の符号伝送が可能なもの
3Mb/sのもの	3Mbit/s の符号伝送が可能なもの
4Mb/sのもの	4Mbit/s の符号伝送が可能なもの
5Mb/sのもの	5Mbit/s の符号伝送が可能なもの
6Mb/sのもの	6Mbit/s の符号伝送が可能なもの
7Mb/sのもの	7Mbit/s の符号伝送が可能なもの
8Mb/sのもの	8Mbit/s の符号伝送が可能なもの
9Mb/sのもの	9Mbit/s の符号伝送が可能なもの
10Mb/sのもの	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの
20Mb/sのもの	20Mbit/s の符号伝送が可能なもの
30Mb/sのもの	30Mbit/s の符号伝送が可能なもの
40Mb/sのもの	40Mbit/s の符号伝送が可能なもの
50Mb/sのもの	50Mbit/s の符号伝送が可能なもの
60Mb/sのもの	60Mbit/s の符号伝送が可能なもの
70Mb/sのもの	70Mbit/s の符号伝送が可能なもの
80Mb/sのもの	80Mbit/s の符号伝送が可能なもの
90Mb/sのもの	90Mbit/s の符号伝送が可能なもの
100Mb/sのもの	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの
200Mb/sのもの	200Mbit/s の符号伝送が可能なもの
300Mb/sのもの	300Mbit/s の符号伝送が可能なもの
400Mb/sのもの	400Mbit/s の符号伝送が可能なもの
500Mb/sのもの	500Mbit/s の符号伝送が可能なもの
600Mb/sのもの	600Mbit/s の符号伝送が可能なもの

700Mb/sのもの	700Mbit/s の符号伝送が可能なもの
800Mb/sのもの	800Mbit/s の符号伝送が可能なもの
900Mb/sのもの	900Mbit/s の符号伝送が可能なもの
1Gb/sのもの	1000Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	-

備考

- 1 専用契約者が指定することができる専用回線の終端の場所は、当社が別に定める専用取扱局の収容区域内に限ります。
- 2 当社は、専用回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。

(イ) データセンター接続タイプ

品目	内 容
100Mb/sのもの	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1Gb/sのもの	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの
10Gb/sのもの	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 専用契約者が指定することができる専用回線の終端の場所は、当社が 別に定める専用取扱局の収容区域内又は、当社が定める指定データセン ターに限ります。
- 2 当社は、専用回線の終端の場所及び指定データセンターに当社の回線終端装置を設置します。

(3) 最低利用期 間内に専用 契約の解除 等があった 場合の料金 の適用

- ア 高速イーサネット専用サービスについては、臨時専用契約に係るもの、異 経路によるもの及び長期継続利用に係る料金の適用によるものを除いて最低 利用期間があります。
- イ 専用契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、約款第65条(料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金(基本回線専用料及び(4)欄に規定する額とします。以下この欄において同じとします。)に相当する額を、一括して支払っていただきます。
- ウ 専用契約者は、最低利用期間内に専用サービスの品目の変更があった場合 は、変更前の料金の額から、変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、 その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。
- エ ウの場合に、品目の変更と同時にその専用回線の設置場所において、専用 回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設 等の専用回線の料金を合算して行います。
- オ イ、ウ及び工の規定にかかわらず、特定協定事業者との相互接続に係る料金 (特定協定事業者が料金を設定するものに限ります。)の取り扱いのものについて、最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用は、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

(4) 長期継続利 用 に 係 る 料 金の適用

ア 当社は、専用契約者(臨時専用契約者を除きます。以下この欄において同じとします。)から、その専用契約に係る専用回線について、次表に定める期間の継続利用(以下この欄において「長期継続利用」といいます。)の申し出があった場合には、その期間における基本回線専用料及び(4)欄に規定する額(以下この欄において「基本回線専用料等」といいます。)については基本回線専用料等の額(この表の同欄以外の適用があった場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)から同表に規定する額を減額した額を適用します。この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

種 類	継続して利用する期間	料金の減額 (円/月)
(ア) 3年利用	3年間	基本回線専用料等の額に 0.07を乗じて得た額
(1) 6年利用	6 年間	基本回線専用料等の額に 0.11を乗じて得た額

- イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申し出を当社が承諾 した日(専用契約の申込みと同時に長期継続利用の申し出があった場合は、 その専用回線の提供を開始した日)から適用します。
- ウ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間(以下「長期継続利用期 間」といいます。) には、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった 期間を含むものとします。
- エ 当社は、長期継続利用に係る専用回線について、当該専用契約の解除があ った場合には、長期継続利用を廃止します。
- オ 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利 用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新 たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。
- カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、 変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも 長くなる場合に限り行うことができます。
- キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の 長期継続利用に係る料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から 適用します。この場合、変更後の種類に係る長期継続利用期間の満了日につい ては、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出しま す。
- ク 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間の満了前に専用サー ビスの品目の変更によりその専用契約に係る料金が減少した場合又は長期継 続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める方法 により一括して支払っていただきます。

区 分	支払いを要する額
(ア) 品目の変更により	残余の期間に対応する長期継続利用適用後の料金
料金が減少した場合	の差額(減少前の長期継続利用適用後の料金から
	減少後の長期継続利用適用後の料金を控除して得
	た額をいいます。) に0.30を乗じて得た額
(イ) 長期継続利用の廃	残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適
止があった場合	用後の料金に 0.30 を乗じて得た額

金の適用

(5) 特定協定事 | 特定協定事業者 (ソフトバンク株式会社、KDDI株式会社及びエヌ・ティ・ 業者 との 相 互 | ティ・コミュニケーションズ株式会社に係るものに限ります。)に係る基本回 接続に係る料 |線専用料の一部については、当社が定めるものとし、その額は引込線1回線ご とに月額2,100円(本体価格2,000円)とします。

(6)サービス品 質(稼働率)に 係る料金の適 用 ア 当社は、当社が別に定める提供区間において当社が別に定める方法により 測定した稼働率(専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線等を 全く利用できない状態が生じた場合の時間(そのことを当社が知った時刻から 起算して、その状態が連続した時間をいいます。)を除く時間をその暦月の利 用可能総時間で除した割合をいいます。以下この欄において同じとします。) について、その稼働率が 99.9%を下回った場合は、1の暦月における高速イー サネット専用サービスの料金額(基本回線専用料)(この表の(1)欄から(4)欄 までの適用又は料金表通則の5の規定(約款第 65条(料金の支払義務)第2 項第2号又は第3項第2号の規定に係るものを除きます。)による場合は、適 用した後の額とします。)に次表に定める料金返還率を乗じて得た金額(以下、「稼働率返還料金額」といいます。)をその専用契約者に返還します。

ただし、その状態が生じた場合において約款第 59 条 (接続専用回線の接続休止) 又は約款第 61 条 (利用中止) があったときは、この限りではありません。

稼 働 率	料金返還率
99.80%以上99.99%未満	1/90
98.00%以上99.80%未満	1/30
95.00%以上98.00%未満	1/10
90.00%以上95.00%未満	1/5
90.00%未満	1/1

イ この欄の規定による料金の返還とこの表の(6)欄の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(6)欄の規定に定めるところによります。

ウ 前号アについて、台風、落雷、地震などの自然災害を起因とする稼働率が 99.99%下回った場合は、この限りではありません。 (7) サービス品 質(故障回復時間)に係る料金 の適用 ア 当社は、高速イーサネット専用サービスに係る専用回線(接続専用回線を除きます。以下この(5)欄から(6)欄まで同じとします。)の専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線等を全く利用できない状態(その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、そのことを知った時刻(約款第74条(専用契約者の切分責任)の規定によりその専用契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その時刻とします。)から起算して1時間以上その状態が連続したときは、その専用契約に係る料金(その専用回線等の一部を利用できなかった場合、その部分に限ります。以下、「故障回復時間返還料金額」といいます。)を返還します。

ただし、次の場合には、この限りではありません。

この場合の料金の取扱いについては、当社は約款第65条(料金の支払義務) 第2項第2号及び第3項第2号の規定を適用します。

- (ア) 約款第 59 条 (接続専用回線の接続休止) の規定により接続休止とした とき。
- (イ)約款第61条(利用中止)第1項の規定により専用回線の利用を中止する場合であって、当社があらかじめその専用契約者に通知したとき。
- イ アに規定する故障回復時間返還料金額は、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した時点における、第2(料金額)に規定する料金(この表の(1)欄から(4)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。)の合計額(以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。)に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
1時間以上2時間未満	10 %
2時間以上4時間未満	20 %
4時間以上6時間未満	30 %
6時間以上8時間未満	40 %
8 時間以上 48 時間未満	50 %
48 時間以上	100 %

- ウ 前号アについて、台風、落雷、地震などの自然災害を起因とする稼働率が 99.99%下回った場合は、この限りではありません。
- エ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額(以下、「故障回復時間返還上限額」といいます。)を上限として返還します。

(ア) (イ) 以外の場合

その暦月におけるその専用回線に係る料金(その暦月においては料金表通則の5の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則5及び6の規定に基づき算出した額とします。)の額(約款第65条(料金の支払義務)第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額または料金表通則の7の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。)

(イ) その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日がその暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出し た料金額の合計額

オ アの場合において、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した場合が1の暦月(ウの(イ)の規定に該当する場合はその規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。)において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	tiol A dec. A delice so the the many property while a de-	
	ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還基準額を超		
	える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。		
	カ この欄の規定及びこの表の(5)欄の規定のうちいずれか2以上を1の暦月		
	に同時に適用する場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、稼働率返還料金		
	額の合計額を返還します。		
	ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超えた場合は、当社は、故		
	障回復時間返還上限額を返還します。		
(8) 接続タイプ	当社の指定データセンターは、次表のとおり定めます。		
の区分におけ	データセンター拠点名	住所	
る指定データ	FRT iDC	沖縄県浦添市牧港5丁目2-1	
センターの適	OCT那覇データセンター	沖縄県那覇市東町4番地1	
用			

2 料金額

2-1 一般接続タイプの基本回線専用料

専用回線1回線ごとに

	サカロ水 1 日水 こ (こ
品目	料 金 額 (円/月) (本体価格)
0.5Mb/sのもの	60,000
1Mb/sのもの	65,000
2Mb/sのもの	75,000
3Mb/sのもの	90,000
4Mb/sのもの	105,000
5Mb/sのもの	120,000
6Mb/sのもの	130,000
7Mb/sのもの	132, 500
8Mb/sのもの	135,000
9Mb/sのもの	137, 500
10Mb/sのもの	140,000
20Mb/sのもの	170,000
30Mb/sのもの	200,000
40Mb/sのもの	230,000
50Mb/sのもの	260,000
60Mb/sのもの	270,000
70Mb/sのもの	280,000
80Mb/sのもの	290,000
90Mb/sのもの	295,000
100Mb/sのもの	300,000
200Mb/s のもの	400,000
300Mb/s のもの	500,000
400Mb/s のもの	600,000

500Mb/s のもの	700,000
600Mb/s のもの	800,000
700Mb/s のもの	850,000
800Mb/s のもの	900,000
900Mb/s のもの	950,000
1Gb/s のもの	1, 000, 000

2-2 データセンター接続タイプの回線専用料

専用回線1回線ごとに

(ア)回線の片端が指定データセンター接続

品目	料 金 額 (円/月) <u>(本体価格)</u>
100Mb/sのもの	50,000
1Gb/sのもの	270,000
10Gb/sのもの	810,000

(イ) 回線の両端が指定データセンター接続

品目	料 金 額 (円/月) _(本体価格)_
100Mb/sのもの	30,000
1Gb/sのもの	180,000
10Gb/sのもの	540,000

2-3 加算額

料金種別	単 位	区 分	料金額(円/月)
異経路の線路	_		別に算定する実費

2-4 離島加算額

品目	料 金 額 (円/月) <u>(本体価格)</u>
0.5Mb/sのもの	9,800
1Mb/sのもの	9,800
2Mb/sのもの	9,800
3Mb/sのもの	9,800
4Mb/sのもの	9,800
5Mb/sのもの	9,800
6Mb/sのもの	9,800
7Mb/sのもの	9,800
8Mb/sのもの	9,800

9Mb/sのもの	9,800
10Mb/sのもの	9,800
20Mb/sのもの	11,600
30Mb/sのもの	13,400
40Mb/sのもの	15, 200
50Mb/sのもの	17,000
60Mb/sのもの	18,800
70Mb/sのもの	20,600
80Mb/sのもの	22,400
90Mb/sのもの	24, 200
100Mb/sのもの	26,000
200Mb/s のもの	44,000
300Mb/s のもの	62,000
400Mb/s のもの	80,000
500Mb/s のもの	98,000
600Mb/s のもの	116,000
700Mb/s のもの	1 3 4, 0 0 0
800Mb/s のもの	152,000
900Mb/s のもの	170,000
1Gb/s のもの	188,000

第5-2 臨時専用契約に関するもの

基本回線専用料、加算額

日額

その専用回線等を臨時専用契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1

第6 その他の専用サービス 映像伝送サービスに関する料金

1 適 用

区分		
(1) 種類に係る料	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおりを定めます。	
金の適用		
117 12 XEY/14	種類	内 容
	7 * * * * * * * * * * * * * * *	厚らテレビジョンの白黒又はカラーの映像及びそ D映像に付随する音響を伝送するため、映像にあっ
		では通常 60Hz から 4MHz まで、映像に付随する
		音響にあっては通常 50Hz から 15kHz (2 チャンネル)
	I I I	までの周波数帯域を伝送することが可能な専用サ
	_	ービス
		厚らテレビジョンの白黒又はカラーの映像及びそ
		D映像に付随する音響を伝送するため、映像にあっ
		ては通常 60Hz から 5.5MHz まで、映像に付随す
		S音響にあっては通常 20Hz から 20kHz(16 チャンネ
) までの周波数帯域を伝送することが可能な専用 ナービス
	備考	
		スは、内容欄の用途のみに利用できるものとしま
	す。	
	臨時専用契約は	一般映像伝送サービスの場合に限り締結します。
(0) 泽层页铁铁层	ルカプ かし 夕空 チュニ	田子ファナナー マールコのしおり 区庁の始接による
(2) 通信の態様に		用するにあたって、次表のとおり通信の態様による
よる細目に係る料金の適用	細目を定めます。 ア 通信の方向によ	ス区別
村亚"沙旭川	区別	内容
	片方向サービス	あらかじめ定められた一方向のみに伝送する
		ことが可能なもの
		ことが可能なもの 片方向サービス以外のもの
	双方向サービス備考	ことが可能なもの 片方向サービス以外のもの
	備考	
	備考 映像伝送サービ	片方向サービス以外のもの
	備考 映像伝送サービ 向サービス)とし	片方向サービス以外のもの スは、終日利用の専用サービス(片方向又は双方
	備考 映像伝送サービ 向サービス) とし については、片方	片方向サービス以外のもの スは、終日利用の専用サービス(片方向又は双方 て提供します。ただし、高品質映像伝送サービス 向サービスとして提供します。
(3) 回線距離の測定	備考 映像伝送サービ 向サービス)とし については、片方 回線距離は、次のと	片方向サービス以外のもの スは、終日利用の専用サービス(片方向又は双方 て提供します。ただし、高品質映像伝送サービス 向サービスとして提供します。
(3) 回線距離の測定	備考 映像伝送サービ 向サービス)とし については、片方 回線距離は、次のと 端末回線の部分	片方向サービス以外のもの スは、終日利用の専用サービス(片方向又は双方 て提供します。ただし、高品質映像伝送サービス 向サービスとして提供します。 おり測定します。
(3) 回線距離の測定	備考 映像伝送サービ 向サービス)とし については、片方 回線距離は、次のと 端末回線の部分 その端末回線が	片方向サービス以外のもの
(3) 回線距離の測定	備考 映像伝送サービ 向サービス)とし については、片方 回線距離は、次のと 端末回線の部分 その端末回線が の直線距離(それ	片方向サービス以外のもの スは、終日利用の専用サービス(片方向又は双方 て提供します。ただし、高品質映像伝送サービス 向サービスとして提供します。 おり測定します。 収容される専用取扱局とその端末回線の終端との間 ぞれの直線距離について算出した結果に500m未
(3) 回線距離の測定	備考 映像伝送サービ 向サービス)とし については、片方 回線距離は、次のと 端末回線の部分 その端末回線が の直線距離(それ 満の端数が生じた	片方向サービス以外のもの
	備考 映像伝送サービ 向サービス)とし については、片方 回線距離は、次のと 端末回線の部分 その端末回線が の直線距離(それ 満の端数が生じた 定します。	片方向サービス以外のもの スは、終日利用の専用サービス(片方向又は双方 て提供します。ただし、高品質映像伝送サービス 向サービスとして提供します。 おり測定します。 収容される専用取扱局とその端末回線の終端との間 ぞれの直線距離について算出した結果に500m未 ときは、その端数を切り上げます。)の合計により測
(4) 最低利用期間内	備考 映像伝送サービ 向サービス)と方 については、片方 回線距離は、次のと 端末回線の部分 その端末回にでいる。 で直線距離(それ 満の端数が生じた 定します。 ア 映像伝送サービ	片方向サービス以外のもの スは、終日利用の専用サービス(片方向又は双方 て提供します。ただし、高品質映像伝送サービス 向サービスとして提供します。 おり測定します。 収容される専用取扱局とその端末回線の終端との間 ぞれの直線距離について算出した結果に500m未 ときは、その端数を切り上げます。)の合計により測 スには、臨時専用契約に係るもの及び異経路による
(4) 最低利用期間内 に専用契約の解除	備考 映像伝送サービ 向サービス)と片方 回線距離は、次のと 端末回線末回端末回端末回 直線距離(そこ の直線距離(そこと でします。 ア 映像伝送サービ ものを除いて最低	片方向サービス以外のもの スは、終日利用の専用サービス(片方向又は双方 て提供します。ただし、高品質映像伝送サービス 向サービスとして提供します。 おり測定します。 収容される専用取扱局とその端末回線の終端との間 ぞれの直線距離について算出した結果に500m未 ときは、その端数を切り上げます。)の合計により測 スには、臨時専用契約に係るもの及び異経路による 利用期間があります。
(4) 最低利用期間内 に専用契約の解除 等があつた場合の	備考 映像伝送サービした力 については、次の については、次の 端末回線なの部へ の直線距離(とじた の直線数が を直線数が をします。 ア 映像保いても のを除いて最低 イ 専用契約者は、	片方向サービス以外のもの スは、終日利用の専用サービス(片方向又は双方 て提供します。ただし、高品質映像伝送サービス 向サービスとして提供します。 おり測定します。 収容される専用取扱局とその端末回線の終端との間 ぞれの直線距離について算出した結果に500m未 ときは、その端数を切り上げます。)の合計により測 スには、臨時専用契約に係るもの及び異経路による 利用期間があります。 最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、
(4) 最低利用期間内 に専用契約の解除	備考 映像伝送サービし方 については、次の分にでは、次部は、の部にでは、次部の は、のの場では、次のがのでは、のの場ででは、次のの場では、ののののののののののののののののののののののののでは、といるののでは、大きないでは、いきないではないでは、いきないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	片方向サービス以外のもの
(4) 最低利用期間内 に専用契約の解除 等があつた場合の	備考 映像伝送サービした けっと けって は で は 次 の の は な で で し と 端 末回 端 末回 端 末回 端 末回 端 末面 の 端 下 の か が れ で 定 い な で しま す で しま す で ま で ま で ま で で ま で ま で ま で ま で ま で	片方向サービス以外のもの
(4) 最低利用期間内 に専用契約の解除 等があつた場合の	備考 映像伝送サービした けっと けって は で は 次 の の は な で で し と 端 末回 端 末回 端 末回 端 末回 端 末面 の 端 下 の か が れ で 定 い な で しま す で しま す で ま で ま で ま で で ま で ま で ま で ま で ま で	片方向サービス以外のもの

	ウ 専用契約者は、最低利用期間内に片方向サービスと双方向サービスの区別の変更、専用回線の移転があった場合は、変更又は移転前の料金の額から変更又は移転後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を一括して支払っていただきます。
(5) 回線距離測定	収容区域の設定変更、専用取扱局の変更・所在場所の変更、専用回線の
局の変更があっ	移転等により、その専用回線の終端の回線距離測定局の変更があったと
た場合の料金の	きは、料金を再算定します。
適用	備考
	1 「回線距離測定局」とは、回線距離測定のための起算点となる専
	用取扱局をいいます。
	2 当社は、回線距離測定局を専用サービス取扱所に掲示します。

2 料金額

- 2-1 一般映像伝送サービスに関する料金
- 2-1-1 臨時専用契約以外の契約に関するもの

(1) 基本回線専用料

端末回線1回線ごとに

料金種別	単 位	区分		(円/月) 価格)
料金種別単位		短期専用契約 以外のもの	短期専用契約 のもの	
端末回線	500m	片方向のもの	9,000	13,500
専用料	までごとに	双方向のもの	18,000	27,000

(2) 加算額

			料金額	(円/月)
料金種別	単 位	区 分	短期専用契約	短期専用契約
			以外のもの	のもの
異経路の 線路専用料	_	_	別に算定	する実費

2-1-2 臨時専用契約に関するもの 基本回線専用料、加算額

日額

その専用回線等を臨時専用契約以外の契約に関するもののうち、短期専用契約以外のものに 係る契約とみなした場合に適用される料金額の10分の1

2-2 高品質映像伝送サービスに関する料金

(1) 基本回線専用料

端末回線1回線ごとに

		料 金 額 (円/月)
料 金 種 別	 単 位	(本体価格)
	十 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	短期専用契約 短期専用契約
		以外のもの のもの
基本料		30,000 54,000
La tota vivi		10.000
加算料	500mまでごとに	10,000 18,000

(2) 加算額

			料金額	(円/月)
料金種別	単 位	区 分	短期専用契約	短期専用契約
			以外のもの	のもの
異経路の 線路専用料			別に算定す	する実費

第2表 工事に関する費用

第1 工 事 費

1適 用

区 分	内容	
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなる専用回線等及び接続専用	回線
	において、1の工事ごとに適用します。但し、短期専用契約及	
	時専用契約に関する工事費の額については、2 工事費の額の規	定に
	係らず別に算定する実費とします。	
(2) 移転、接続変更又は	移転、接続変更又は他社接続回線接続変更の場合の工事費は	•
他社接続回線接続変	転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します	0
更の工事費の適用		
(3) 工事の適用区分	標準的な工事の区分は次のとおりとします。	
	工事の区分 適 用	
	ア 端末設備に 端末設備の設置、区別の変更、移転、	
	係る工事 続変更又は一時中断、一時中断の再利用	等
	の場合に適用します。	
	イ 配線設備に 配線設備の設置、区別の変更、移転、	
	係る工事 続変更又は一時中断、一時中断の再利用	等
	の場合に適用します。	
	ウ 相互接続点 接続専用回線の相互接続点において次	の
	に係る工事 工事をする場合に適用します。	
	(ア) 接続工事	
	(イ) 他社接続回線接続変更	
	(ウ) その他の変更	
	エ 回線接続等 専用回線及び接続専用回線について、	
	に係る工事 用取扱局の主配線盤等において専用回線	
	接続工事を要する次の場合に適用します。	
	(ア) 多重アク 1 の多重アクセスに	7
		_
	<u>I</u>	

2 工事費の額

(1)(2)以外のサービスに係るもの

1の工事ごとに

工事の種類	工 事 費 の 額 (円) (本体価格)	
	光 配 線	メタル配線
端末設備に係る工事		8, 000
配線設備に係る工事		12,000
相互接続点に係る工事		3, 000
回線接続等に係る工事		2, 500
備考 上記の他、建柱等特別な工事を要する場合は、別途実費相当額を頂くことがあります。		

(2) 高速ディジタル伝送サービスのうち品目 1.5Mb/s エコノミークラス,シンプルクラスに係るもの、ATM 専用サービス のうち 1 芯式に係るもの及び高速イーサネット専用サービスのうち品目 200Mb/s から 1Gb/s に係るもの

1の工事ごとに

	1927001
	工 事 費 の 額 (円)
工事の種類	(本体価格)
	光 配 線
端末設備に係る工事	2.0.000
配線設備に係る工事	20,000
相互接続点に係る工事	3, 000
回線接続等に係る工事	2, 500
備考 上記の他、建柱等特別な工事を要する場合は、別途	実費相当額を頂くことがあります。

第2 設 備 費

1 適 用

設備費の適用については第67条(設備費の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
設備費の適用	設備費は、次の設備について適用します。 ・ 異経路の線路の部分 ・端末回線の部分(短期専用契約及び臨時専用契約に係るものに限ります。)

2 設備費の額

区 分	設 備 費 の 額
アナログ伝送サービス等	別に算定する実費
高速ディジタル伝送サービス	別に算定する実費
超高速ディジタル伝送サービス	別に算定する実費
ATM専用サービス	別に算定する実費
高速イーサネット専用サービス	別に算定する実費
映像伝送サービス	別に算定する実費

第3表 特別な電気通信設備の専用料

・専用回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。

料 金 種 別	料 金 額
特別な電気通信設備専用料	別に算定する実費

第4表 当社が提供する端末設備

1 配線設備

	種類類
配線	次の線路(ジャック及びローゼットを含みます。)をいいます。 ア 専用回線の一端から1のジャック又はローゼット(ジャック又はローゼットが設置されない場合は、自営端末設備とします。以下この欄において同じとします。)までの間の線路 イ 1のジャック又はローゼットからジャック又はローゼットまでの間の線路 ウ 専用回線の一端から回線終端装置までの線路 エ 1のジャック又はローゼットから当社が提供する回線終端装置までの線路

第5表 回線終端装置又は回線接続装置に係る料金の適用

・当社の回線終端装置又は回線接続装置を設置した場合、回線終端装置又は回線接続装置に係る加算額を適用します。

			料金額	(円/月)
専用サービスの				x価格)
種類	単位	区 分	短期専用契約	短期専用契約
三人			以外のもの	のもの
アナログ伝送	1台ごとに	2,400b/s	201 12 012	*> 0 *>
サービス等		4,800b/s	3,700	
) 2),4		9,600b/s	3,700	
	1台ごとに	64kb/s,128kb/s	1,700	2,550
		,	,	,
		64kb/s,128kb/s (エコノミークラス及びシンプ ルクラスのもの)	1,700	
高速ディジタル		192kb/s,256kb/s,384kb/s,	20,000	21 000
伝送サービス		512kb/s,768kb/s,1Mb/s 1.5Mb/s	20,000	31,000
		1.5Mb/s		
		(エコノミークラス及びシンプ ルクラスのもの)	9,500	
		3Mb/s,4.5Mb/s	99,000	22,000
		6Mb/s	22,000	33,000
超高速ディジタ	1台ごとに	$50 \mathrm{Mb/s}$	61,000	91,500
ル伝送サービス		150Mb/s	01,000	91,500
ATM専用	回線終端装置	端末側インタフェースがメタリックケーブ	11,000	
サービス	1台ごとに	ルのもの	11,000	
		端末側インタフェースが同軸ケーブル	20,000	
		のもの	20,000	
		端末側インタフェースが I型	33,000	
	<u>.</u>	光ケーブルのもの Ⅱ型	29,000	
	/ 一 一	ンタフェースが光ケーブルの		•
	TTC 標達	售JT−G957 準拠及び ATM−I	Forum 準拠のも	のをいいます。
	回線接続装置	端末側インタフ I型	42,000	
	1台ごとに	ェースが光ケー	20,000	
		ブルのもの II型	38,000	
		2 芯式の端末回線の終端に限り提供します。		
		型及びⅡ型は、それぞれ TT		3957 準拠及び
	ļ	-Forum 準拠のものをいいます	す。 	
	1台ごとに	0.5Mb/s,1Mb/s,2Mb/s,3Mb/s,	5 000	
		4Mb/s,5Mb/s,6Mb/s, 7Mb/s, 8Mb/s,9Mb/s,10 Mb/s	5,000	
	-	20Mb/s,30Mb/s,40Mb/s,		
ー 高速イーサネット		50Mb/s,60Mb/s, 70Mb/s,	5,000	
専用サービス		80Mb/s,90Mb/s,100Mb/s	-,	
		200Mb/s, 300Mb/s, 400Mb/s,		
		500Mb/s, 600Mb/s, 700Mb/s,	60,000	
		800Mb/s, 900Mb/s,1Gb/s		
Ln 1 14-	4 /s == 0 1 s	10Gb/s	70,000	
一般映像	1台ごとに	片方向のもの	18,000	27,000
伝送サービス	4 / 32)	双方向のもの	36,000	54,000
高品質映像	1台ごとに	基本料	90,000	162,000
伝送サービス		加算料(音声 2	9,000	16,200
		チャンネル追加ごと)	, -	, -

料 金 表 別 表

料金表別表1 ATM専用サービスの伝送速度

品目	伝送速度	品目	伝送速度	品目	伝送速度
0.5Mb/s	0.5Mb/s	46Mb/s	46.0Mb/s	92Mb/s	$92.0 \mathrm{Mb/s}$
1Mb/s	1.0Mb/s	$47 \mathrm{Mb/s}$	$47.0 \mathrm{Mb/s}$	93Mb/s	$93.0 \mathrm{Mb/s}$
2Mb/s	2.0Mb/s	$48 \mathrm{Mb/s}$	48.0Mb/s	94Mb/s	$94.0 \mathrm{Mb/s}$
3Mb/s	3.0Mb/s	$49 \mathrm{Mb/s}$	49.0Mb/s	95Mb/s	$95.0 \mathrm{Mb/s}$
4Mb/s	4.0Mb/s	$50 \mathrm{Mb/s}$	$50.0 \mathrm{Mb/s}$	96Mb/s	$96.0 \mathrm{Mb/s}$
5Mb/s	5.0Mb/s	$51 \mathrm{Mb/s}$	$51.0 \mathrm{Mb/s}$	97Mb/s	$97.0 \mathrm{Mb/s}$
6Mb/s	6.0Mb/s	$52 \mathrm{Mb/s}$	$52.0 \mathrm{Mb/s}$	98Mb/s	$98.0 \mathrm{Mb/s}$
7Mb/s	7. 0Mb/s	53Mb/s	53. 0Mb/s	99Mb/s	$99.0 \mathrm{Mb/s}$
8Mb/s	8. 0Mb/s	54Mb/s	54. 0Mb/s	100Mb/s	$100.0 \mathrm{Mb/s}$
9Mb/s	9. 0Mb/s	55Mb/s	55. 0Mb/s	101Mb/s	$101.0 \mathrm{Mb/s}$
10Mb/s	10.0Mb/s	$56 \mathrm{Mb/s}$	56. 0Mb/s	102Mb/s	$102.0 \mathrm{Mb/s}$
11Mb/s	11. 0Mb/s	57Mb/s	57. 0Mb/s	103Mb/s	$103.0 \mathrm{Mb/s}$
12Mb/s	12. 0Mb/s	58Mb/s	58. 0Mb/s	104Mb/s	$104.0 \mathrm{Mb/s}$
13Mb/s	13. 0Mb/s	$59 \mathrm{Mb/s}$	59. 0Mb/s	105Mb/s	$105.0 \mathrm{Mb/s}$
14Mb/s	14. 0Mb/s	$60 \mathrm{Mb/s}$	60.0Mb/s	106Mb/s	$106.0 \mathrm{Mb/s}$
15Mb/s	15. 0Mb/s	61Mb/s	61. 0Mb/s	107Mb/s	$107.0 \mathrm{Mb/s}$
16Mb/s	16. 0Mb/s	62Mb/s	62. 0Mb/s	108Mb/s	$108.0 \mathrm{Mb/s}$
17Mb/s	17. 0Mb/s	63Mb/s	63. 0Mb/s	109Mb/s	$109.0 \mathrm{Mb/s}$
18Mb/s	18. 0Mb/s	64Mb/s	64. 0Mb/s	110Mb/s	110.0Mb/s
19Mb/s	19. 0Mb/s	65Mb/s	65. 0Mb/s	111Mb/s	111.0Mb/s
20Mb/s	20. 0Mb/s	66Mb/s	66.0Mb/s	112Mb/s	112.0Mb/s
21Mb/s	21. 0Mb/s	67Mb/s	67. 0Mb/s	113Mb/s	113.0Mb/s
22Mb/s	22. 0Mb/s	68Mb/s	68. 0Mb/s	114Mb/s	114.0Mb/s
23Mb/s	23. 0Mb/s	69Mb/s	69. 0Mb/s	115Mb/s	115.0Mb/s
24Mb/s	24. 0Mb/s	70Mb/s	70.0Mb/s	116Mb/s	116.0Mb/s
25Mb/s	25. 0Mb/s	71Mb/s	71. 0Mb/s	117Mb/s	117.0Mb/s
26Mb/s	26. 0Mb/s	72Mb/s	72. 0Mb/s	118Mb/s	118.0Mb/s
27Mb/s	27. 0Mb/s	73Mb/s	73. 0Mb/s	119Mb/s	119.0Mb/s
28Mb/s	28. 0Mb/s	74Mb/s	74. 0Mb/s	120Mb/s	120.0Mb/s
29Mb/s	29. 0Mb/s	75Mb/s	75. 0Mb/s	121Mb/s	121. 0Mb/s
30Mb/s	30.0Mb/s	76Mb/s	76. 0Mb/s	122Mb/s	122. 0Mb/s
31Mb/s	31. 0Mb/s	77Mb/s	77. 0Mb/s	123Mb/s	123. 0Mb/s
32Mb/s	32. 0Mb/s	78Mb/s	78. 0Mb/s	124Mb/s	124. 0Mb/s
33Mb/s	33. 0Mb/s	79Mb/s	79. 0Mb/s	125Mb/s	125. 0Mb/s
34Mb/s	34. 0Mb/s	80Mb/s	80. 0Mb/s	126Mb/s	126. 0Mb/s
35Mb/s	35. 0Mb/s	81Mb/s	81. 0Mb/s	127Mb/s	127. 0Mb/s
36Mb/s	36. 0Mb/s	82Mb/s	82. 0Mb/s	128Mb/s	128. 0Mb/s
37Mb/s	37. 0Mb/s	83Mb/s	83. 0Mb/s	129Mb/s	129. 0Mb/s
38Mb/s	38. 0Mb/s	84Mb/s	84. 0Mb/s	130Mb/s	130. 0Mb/s
39Mb/s	39. 0Mb/s	85Mb/s	85. 0Mb/s	131Mb/s	131. 0Mb/s
40Mb/s	40. 0Mb/s	86Mb/s	86. 0Mb/s	132Mb/s	132.0Mb/s
41Mb/s	41. 0Mb/s	87Mb/s	87. 0Mb/s	133Mb/s	133.0Mb/s
42Mb/s	42. 0Mb/s	88Mb/s	88. 0Mb/s	134Mb/s	134. 0Mb/s
43Mb/s	43. 0Mb/s	89Mb/s	89. 0Mb/s	135 M b/s	134.7Mb/s
44Mb/s	44. 0Mb/s	90Mb/s	90. 0Mb/s		
45Mb/s	45. 0Mb/s	91Mb/s	91.0Mb/s		

料金表別表2 警察・消防に限定した基本回線専用料の割引の適用

1 当社は、専用契約者(警察法(昭和29年法律第126号)に規定する警察庁又は都道府県の警察機関および消防組織法(昭和22年法律第266号)に規定する国又は地方公共団体の消防の機関(以下「警察・消防」といいます。)の設置者である専用契約者に限ります。)から、その専用契約(短期専用契約を除きます。)に係る専用回線(接続専用回線以外の64kb/s、128kb/s及び1.5Mb/sの品目のうちエコノミークラスのものであって、その一端が警察・消防の構内又は建物内に終端するものに限ります。)について、警察・消防に限定した割引(以下この表において「警察・消防限定割引」といいます。)の申し出があった場合には、その基本額については、第1表第2(高速ディジタル伝送サービスに関する料金)2(料金額)の2-1の基本回線専用料に代えて、専用回線1回線ごとに次表の額を適用します。

		料金額	(円/月)	
	115故长157 八	(本体価格)		
品目	距離区分	保守の区別がタイプ1	保守の区別がタイプ2	
		のもの	のもの	
64kb/s	15km までのもの	26, 000	28, 500	
	30km までのもの	39, 000	41, 500	
	40km までのもの	41, 000	43, 500	
	50km までのもの	41, 500	44,000	
	50km 超えるもの	43, 000	45, 500	
128kb/s	15km までのもの	34, 500	37, 000	
	30km までのもの	59, 000	61, 000	
	40km までのもの	64, 000	66, 500	
	50km までのもの	66, 500	69, 000	
	50km 超えるもの	69, 000	72,000	
1.5Mb/s	15km までのもの	141, 000	149, 000	
	30km までのもの	260, 000	265, 000	
	40km までのもの	321, 000	333, 000	
	50km までのもの	342,000	353, 000	
	50km 超えるもの	360, 000	373, 000	

- 2 当社は、この警察・消防限定割引を受けている専用回線について、次のいずれかに該当する場合には、警察・消防限定割引を廃止します。
 - (1) 専用契約者が警察・消防の設置者でなくなったとき。
 - (2) 品目又はサービスクラスの変更があったとき。
 - (3) 移転等により、その専用回線の一端が警察・消防の構内又は建物内でなくなったとき。

料金表別表3 学校に限定した基本回線専用料の割引の適用

1 当社は、専用契約者(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校(特別支援学校であって、小学部、中学部又は高等部を有するものを含みます。)、大学又はこれらに相当する学校として当社が別に定める学校(以下「学校」といいます。)の設置者である専用契約者に限ります。)から、その専用契約(短期専用契約を除きます。)に係る専用回線(接続専用回線以外の64kb/s、128kb/s及び1.5Mb/sの品目のうちエコノミークラスのものであって、その一端が学校の構内又は建物内に終端するものに限ります。)について、学校に限定した割引(以下この表において「学校限定割引」といいます。)の申し出があった場合には、その基本額については、第1表第2(高速ディジタル伝送サービスに関する料金)2(料金額)の2-1の基本回線専用料に代えて、専用回線1回線ごとに次表の額を適用します。

仮と 週川 しょう	0			
	距離区分	料 金 額(円/月) (本体価格)		
品目		保守の区別がタイプ1	保守の区別がタイプ2	
		のもの	のもの	
64kb/s	15km までのもの	13, 500	15, 000	
	30km までのもの	20, 500	22, 000	
	40km までのもの	21, 500	23, 000	
	50km までのもの	22, 000	23, 500	
	50km 超えるもの	23, 000	24, 500	
128kb/s	15km までのもの	18, 500	20, 000	
	30km までのもの	31, 500	32, 500	
	40km までのもの	34, 500	36, 000	
	50km までのもの	36, 000	37, 500	
	50km 超えるもの	37, 500	39, 500	
1.5Mb/s	15km までのもの	42, 500	45, 500	
	30km までのもの	99, 500	102, 500	
	40km までのもの	100, 000	104, 500	
	50km までのもの	107, 000	112, 000	
	50km 超えるもの	113, 500	119, 000	

- 2 当社は、この学校限定割引を受けている専用回線について、次のいずれかに該当する場合には、学校限定割引を廃止します。
 - (1) 専用契約者が学校の設置者でなくなったとき。
 - (2) 品目又はサービスクラスの変更があったとき。
 - (3) 移転等により、その専用回線の一端が学校の構内又は建物内でなくなったとき。

別記

別記

(専用サービスの提供区域)

当社は、下記の区域において専用サービスを提供します。

県	市町村
沖縄県	那覇市 沖縄市 宜野湾市 浦添市 名護市 糸満市
	うるま市(津堅島を除く) 豊見城市 南城市 (久高島を除く)
	宮古島市 石垣市
	本部町(水納島を除く) 金武町 与那原町 嘉手納町 北谷町
	南風原町 西原町 八重瀬町 国頭村 東村 大宜味村
	今帰仁村(古宇利島を除く) 恩納村 読谷村 宜野座村 北中城村
	中城村

(回線測定距離)

第 1 表料金の第 1 の 1 適用における (2) 回線距離の測定における回線距離測定局は、下記のとおりとします。

専用取扱局	収 容 区 域
那覇総括局	那覇市 浦添市 糸満市 宜野湾市 豊見城市 南風原町 八重瀬町 与那原町 西原町 南城市(久高島を除く)
名護AP局	名護市 本部町の一部 今帰仁村の一部 大宜味村 東村 国頭村
具志川AP局 瑞慶覧AP局	うるま市(津堅島を除く) 沖縄市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町 金武町 北中城村 中城村 読谷村 恩納村 宜野座村
北谷AP局	宜野湾市 沖縄市 北谷町 嘉手納町 中城村 北中城村 読谷村 恩納村

(専用契約者の地位の承継)

- (1) 相続又は法人の合併により専用契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、専用サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の通知があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

(専用契約者の氏名等の変更)

専用契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかに専用サービス取扱所に通知していただきます。

(特定協定事業者)

(1) 当社は次に掲げる協定事業者を特定協定事業者として取り扱います。

(1) 当性は外に拘りる励足事業有を付	足励足事来有こして取り扱いまり。
協力	定事業者
北海道総合通信網株式会社	株式会社QTnet
東北インテリジェント通信株式会社	KDDI株式会社
北陸通信ネットワーク株式会社	ソフトバンク株式会社
中部テレコミュニケーション株式会社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
株式会社オプテージ	東日本電信電話株式会社
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	西日本電信電話株式会社
株式会社STNe t	

(特定協定事業者との相互接続に係る料金の取り扱い)

(1) 特定協定事業者との相互接続に係る料金(相互接続協定に基づき当社が別に定めたものに限ります。)は、当社の接続専用回線と他社接続回線(その他社接続回線を介して接続されている他の特定協定事業者の電気通信回線を含みます。)とを合わせて定めるものとし、具体的取り扱いは、次表のとおりとします。

特定協定事業者	料金を定める 事業者	料金を請求する 事業者	料金に関する その他の取扱い
当社が別に定める特定協定事業者	当社又は当社が 別に定める特定 協定事業者	当社又は当社が 別に定める特定 協定事業者	 ②以外の場合 当社が別に定める特定協 定事業者の契約約款及び料 金表に定めるところにより ます。 ② 当社が料金を請求することとなる場合 この約款に定めるところ によります。
当社が別に定める協定事業者	当社	当社	この約款に定めるところによります。
KDDI株式会社、 ソフトバンク株式会社、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株 式会社	特定協定事業者	特定協定事業者	特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

- (2) (1)の規定にかかわらず、特定協定事業者との相互接続に係る料金のうち、料金表に規定する加算額(相互接続協定に基づき当社が別に定めたものを除きます。)及び料金表に別段の定めがある料金については、この約款の規定により当社が定めるものとし、その料金に関するその他の取り扱いについては、この約款に定めるところによります。
- (注1) (1)に規定する当社が別に定める特定協定事業者とは、特定協定事業者のうち東日本 電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、 エヌ・ティ・ティ・フミュニケーションス、株式会社を除く特定協定事業者をいいます。
- (注2) (1)の規定する当社が別に定める協定事業者とは、協定事業者のうち東日本電信電話 株式会社および西日本電信電話株式会社をいいます。

(専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等)

- (1) 専用回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が専用回線等を設置するために必要な場所は、その専用契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が専用契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は専用契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 専用契約者は、専用回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

(自営端末設備の接続)

- (1) 専用契約者は、その専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その専用回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第2項(同法第104条第4項において準用する場合を含む。)、同法第58条(第104条第7項において準用する場合を含む。)又は同法第65条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。 ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 専用契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) 専用契約者は、その専用回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

- (1) 当社は、専用回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、専用契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、専用契約者は、正当な理由がある場合その他の事業法施行規則32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、専用契約者は、その自営端末設備を専用回線等から取りはずしていただきます。

(自営電気通信設備の接続)

- (1) 専用契約者は、その専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、専用回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。 アーその接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれを一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。)の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 専用契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) 専用契約者は、その専用回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

専用回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他の電気通信サービス の円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記(自営端末設備に異常がある場合等の 検査)の規定に準じて取り扱います。

(当社の維持責任)

当社は、専用回線等を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

(協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行)

当社は、専用申込者又は専用契約者から要請があったときは、協定事業者の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行うことがあります。

(新聞社等の基準)

	711-41-4	
	区 分	基準
1	新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社
		(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議する
		ことを目的としてあまねく発売されること
		(2) 発行部数が1の題号について8,000部以上であること
2	放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受
		けた者
3	通信社	新聞社又は放送事業者にニュース (1欄の基準のすべてを備えた日刊
		新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情
		報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とす
		る通信社

(技術参考資料の項目)

(1) アナログ伝送サービス等

ア. アナログ伝送サービス

項目

- ア アナログ伝送サービスに係る専用回線の概要
- イ アナログ伝送サービスに係る専用回線の基本的な伝送特性
 - (ア) 伝送損失
 - (イ) 減衰ひずみ
 - (ウ) 雑音
 - (エ) 符号誤り率
- ウ 専用取扱局相互間の専用回線以外の専用回線の特性
 - (ア) 減衰定数
 - (イ) 位相定数
 - (ウ) インピーダンス
- (注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

イ. 一般ディジタル伝送サービス

頁 目

- ア 一般ディジタル伝送サービスに係る専用回線の概要
- イ 物理的条件
- ウ 電気的条件
- 工 論理的条件
- オ 基本的な通信形態とインタフェース
- カ 各種選択事項と付加機能
 - (注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。
- (2) 高速ディジタル伝送サービス

項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1) 物理的条件
- (2) 電気的条件
- (3) 論理的条件
- (注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。
- (3) 超高速ディジタル伝送サービス

項

- 自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件
- (1) 物理的条件
- (2) 電気的条件及び光学的条件
- (3) 論理的条件
- (注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

(4) ATM専用サービス

項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1) 物理的条件
- (2) 電気的条件及び光学的条件
- (3) 論理的条件
- (注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。
- (5) 高速イーサネット専用サービス

頁 目

- (1) 物理的条件
- (2) 電気的条件及び光学的条件
- (3) 論理的条件
- (注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。
- (6)映像伝送サービス

- (1) 映像伝送サービスに係る専用線の概要
- (2) 物理的条件
- (3) 光学的条件
- (4) 論理的条件
- (注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

(実費の算定方法)

- この約款における別に算定する実費とは次のとおりとします。
- (1) 工事費の算定については当該工事に係る物品費、取付費及び間接費の合計額とします。

工事費=物品費+取付費+間接費

7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7			
項目	区 分	価 格 等	算 定 方 法
物品等	_	購入価格	
	(1) 労務費	1時間当りの人件費単価×延労働時間	左記の(1)(2)の
取付費	(2)消耗品費	消耗品価格に消耗品の調達に要する費	合計額
		用を加えたもの	
間接費		当該工事に係る物品費及び取付費以外	
	_	に要するすべての経費(ガソリン代、車両	
		の維持費、測定器等の損料、管理費等)	

(2) 設備費の算定については工事費の場合に準ずるものとします。

附則

(実施期日)

L この規定は、平成 9 年(1997 年)10 月 1 日より実施します。

(接続専用回線に係るサービスの取り扱い)

2 接続専用回線に係る専用サービスについては、他の第一種電気通信事業者との相互接続協定 が整い郵政大臣の許可を得たのちに実施します。

(分岐の取り扱い)

3 分岐については、その提供が可能となった日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成10年(1998年)5月11日より実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成10年(1998年)12月1日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際、現に改正前の料金表により提供している高速ディジタル伝送サービスの 64kb/s, 128kb/s 及び 1.5Mb/s の専用回線については、この改正規定の実施の日に通常クラスの専用回線に移行したものとみなして取り扱います。
- 3 高速ディジタル伝送サービスの 64kb/s, 128kb/s 及び 1.5Mb/s の品目の専用回線について、 通常クラスからエコノミークラスへのサービスクラスの変更があった場合の最低利用期間及 び長期継続利用に係る料金の適用に関する取り扱いについては、この改正規定実施の日から 6 か月の間、料金表第 1 表(料金)第 2 (高速ディジタル伝送サービスに関する料金) 1 の (6) 欄 (長期継続利用に係る料金の適用) クの規定は適用しません。
- 4 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった 電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた専用サービスに関する損害倍賞の請求の取り扱い については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成11年(1999年)6月1日より実施します。

- 2 高速ディジタル伝送サービスの 64kb/s, 128kb/s 及び 1.5Mb/s の品目の専用回線について、サービスクラスの変更があった場合の最低利用期間及び長期継続利用に係る料金の適用に関する取り扱いについては、この改正規定実施の日から6ヶ月の間、料金表第1表(料金)第2(高速ディジタル伝送サービスに関する専用料)1の(6)欄(長期継続利用に係る料金の適用)クの規定は適用しません。
- 3 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった 電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた専用サービスに関する損害賠償の請求の取り扱い については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

1 この改正規定は、平成11年(1999年)8月1日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により支払い、又は、支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務について、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の請求の取り 扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成11年(1999年)12月1日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の料金表に基づき、支払い又は支払わなければならなかった 電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いに ついては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成12年(2000年)3月15日より実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成12年(2000年)6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の請求の取り 扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成12年(2000年)8月1日から実施します。 (経過措置)

- 2 株式会社ディーディーアイ、日本テレコム株式会社の契約約款及び料金表に規定する電気通信サービスに係る契約に基づき設置される電気通信設備と接続している接続専用回線であって、当社が特定協定事業者として取り扱うこととした日にその接続専用回線の専用契約者から当社が料金を設定して欲しい旨の申し出があったものに関する料金その他の取り扱いについては、この改正規定に係らず、当分の間、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電 気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

1 この改正規定は、平成12年(2000年)11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の請求の取り 扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年(2001年)4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 学校限定割引については、この改正規定実施の日から平成16年3月31日までの間に限り適用するものとします。
- 3 高速ディジタル伝送サービスの64kb/s、128kb/s又は1.5Mb/sの品目の専用回線について、通常クラスからエコノミークラスへのサービスクラスの変更があった場合の最低利用期間及び長期継続利用割引の適用に関する取扱いについては、この約款実施の日から1年間、料金表第1表(料金)第2(高速ディジタル伝送サービスに関する料金)1(適用)の(4)欄(最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用)のウ及び(6)欄(長期継続利用に係る料金の適用)のクの規定は適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は平成13年(2001年)10月1日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった 電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前とおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の請求の取り 扱いについては、なお従前とおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は平成13年(2001年)11月1日より実施します。

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった 電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前とおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の請求の取り 扱いについては、なお従前とおりとします。

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年(2002年)10月1日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の料金表に基づき、支払い又は支払わなければならなかった 電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年(2003年)4月1日より実施します。

(経過措置)

- 2 平成 13 年 4 月 1 日の改正規定により実施の学校限定割引(料金表別表 3) については、平成 18 年 3 月 31 日まで期間を延長し適用するものとします。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前とおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の請求の取り扱いについては、なお従前とおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年(2004年)3月15日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電 気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いに ついては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年(2004年)3月26日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電 気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年(2004年)4月1日より実施します。

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年(2004年)7月1日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年(2004年)12月1日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年(2005年)4月1日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電 気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、2018年4月1日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、2020年10月8日より実施します。

- 2 この改正規定実施前に、改正規定前に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気 通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

1 この改正規定は、2021年9月2日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正規定前に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気 通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、2023年10月16日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正規定前に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気 通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、2024年7月1日より実施します。

- 2 この改正規定実施前に、改正規定前に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気 通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。